

平成30年第411回定例会

# 矢吹町議会会議録

平成30年12月7日 開会

平成30年12月17日 閉会

矢吹町議会

## 平成30年第411回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
会期外付託案件調査報告	6
議員派遣報告	9
町政報告	10
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案の上程、説明(議案第51号、議案第52号、議案第54号～議案第63号)	16
散会の宣告	19

### 第 2 号 (12月10日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
職務のため出席した者の職氏名	22
開議の宣告	23
一般質問	23
薄葉好弘君	23

富永創造君	35
鈴木隆司君	45
三村正一君	58
会議時間の延長	72
安井敬博君	72
散会の宣告	83

### 第 3 号 (12月11日)

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣告	87
一般質問	87
青山英樹君	87
総括質疑	101
議案・請願の付託	102
散会の宣告	102

### 第 4 号 (12月17日)

議事日程	103
本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	104
職務のため出席した者の職氏名	104
開議の宣告	105
議事日程の報告	105
議案第51号、第52号、第56号の委員長報告、質疑、討論、採決	105
議案第54号、第55号、請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	107
議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決	110
議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号の委員長報告、質疑、 討論、採決	111

日程の追加	1 1 4
諮問第 2 号の上程、説明、採決	1 1 5
議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
閉会中の継続調査の申出について	1 1 8
議員の派遣について	1 1 8
閉会の宣告	1 1 8
署名議員	1 1 9

平成30年12月7日（金曜日）

（第 1 号）

## 平成30年第411回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成30年12月7日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 町政報告  
日程第 5 議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 6 議案第49号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 7 議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 8 議案第53号 (仮称) 矢吹泉崎バスストップ駐車場整備工事請負契約の締結について  
日程第 9 議案の上程  
議案第51号・第52号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号  
(町長提案理由説明のみ)

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(13名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	熊田	宏	君
12番	藤井	精七	君	13番	角田	秀明	君
14番	大木	義正	君				

欠席議員(1名)

11番 吉田 伸 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	藤 田 忠 晴 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画総務課長	阿 部 正 人 君	まちづくり 推 進 課 長	氏 家 康 孝 君
税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君	会計管理者兼 総 合 窓 口 課 長	小 針 良 光 君
保健福祉課長	泉 川 稔 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	佐 久 間 一 幸 君
都市整備課長	福 田 和 也 君	教育次長兼 教 育 振 興 課 長	佐 藤 豊 君
子育て支援 課 長	山 野 辺 幸 徳 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅 原 喜 美	副 局 長	加 藤 晋 一
--------	---------	-------	---------

---

### ◎開会の宣告

○議長（大木義正君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第411回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、11番、吉田伸君より、本日欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

(午前10時00分)

---

### ◎開議の宣告

○議長（大木義正君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大木義正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 栗崎千代松君

10番 熊田宏君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（大木義正君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

[8番 鈴木隆司君登壇]

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

議会運営委員会より報告をさせていただきます。

第411回矢吹町議会定例会が本日12月7日招集になりましたので、それに先立ちまして12月5日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日12月7日から12月17日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は16件であります。そのうち議案4件については全体審議といたします。

次に、条例の一部改正による議案2件、一般議案3件及び11月28日までに受理いたしました請願1件については、その所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、7件の補正予算案については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置構成して、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目、本日の本会議では、諸報告及び町政報告を行い、続いて議案4件を全体審議により採決し、日程第9で議案第51号、第52号及び第54号から第63号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の12月8日、第3日目の9日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の10日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の11日火曜日も、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、終了後、総括質疑をして、議案の付託を行います。午後1時からは常任委員会を開催いたします。

第6日目の12日水曜日は、午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の13日木曜日は、水曜日に引き続き午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の14日金曜日につきましては、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の12月15日、第10日目の16日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の17日月曜日は、午後1時から、各委員会に付託した議案、請願の審査の結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となります。会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることといたしますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日12月7日から12月17日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月7日から12月17日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（大木義正君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、平成30年度定期監査結果報告書、会期外付託案件報告書、請願書、要望書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎監査報告

○議長（大木義正君） これより、例月出納検査及び平成30年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び平成30年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、8月分を9月25日に、9月分を10月24日に、10月分を11月21日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成30年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間は、11月6日、7日、8日、9日、12日、13日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合審査の結果、提出資料に記載誤りがあったものの、全課にわたる事務処理及び事業の執行についてはおおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。初めに、経費の削減等についてであります。国・県の経済情勢は穏やかな回復基調にあるとしていますが、依然として厳しい状況にあります。こうした背景から、町の財政状況においても地方交付税の減額のほか、第6次まちづくり総合計画の実施、財政負担として増加する社会保障関連予算、さらには老朽化する公共施設の大規模な改修や更新など、今後も大変厳しい状況が続くものと考えられますので、投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の削減に努めていただきたいと思います。

次に、町税等の収納向上についてであります。厳しい財政状況の中で、収入未済額の解消は財源確保と公平・公正を期するためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して適正な債権回収と滞納整理の取り組みをお願いします。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取り扱いについてであります。行政サービスの維持向上や事務の効率化のために導入された指定管理者制度であり、受委託者による定期的な協議がなされるなど、改善が見られますが、提出資料において数値の誤り等も見受けられましたので、今後も定期的に全庁的な連絡調整をする機会を設け、提出書式を統一するなど、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果及び平成30年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（大木義正君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

---

### ◎会期外付託案件調査報告

○議長（大木義正君） これより、会期外に行われました委員会の調査結果について、委員長から報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） それでは、会期中の所管事務調査の結果報告について報告をいたします。

第408回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務教育常任委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので割愛させていただきます。

7、調査経過。入間市は、埼玉県域の南端で東西方向のほぼ中央に位置し、都心から北西約40キロ圏にあり、東西9.3キロメートル、南北9.8キロメートルで、面積44.69キロ平方メートルの広がりを持つ都市です。市域全体は海拔200メートルから60メートルで、西から東になだらかな傾斜、市北西部と南東部のやや起伏のある丘陵（加治丘陵、狭山丘陵）と北部の入間川沿いの低地部とにより、部分的に変化のある地勢が形成されています。特産物である茶樹や、その他の野菜等の栽培に適した肥沃な表土によって構成されております。

子ども支援部鳥山部長様より挨拶を受けた後、子ども支援課職員より子育て世代包括支援センター及び子育て支援策についての説明を受け、質疑応答、その後、施設見学をさせていただきました。

子ども支援課の所管である児童相談においては、児童虐待防止の取り組みが喫緊の課題であり、零歳児への虐待予防には妊娠期の段階からアプローチが必要であったことから、子育て世代包括支援センターにおいて、主に妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的に、母子保健担当の地域保健課と一層の協力体制を構築し、子育て世代包括支援センターを平成29年4月1日に開設した旨の説明がありました。

なお、埼玉県では、平成30年度までに全市町村に子育て世代包括支援センターが開設されるよう取り組んでいる内容でした。

具体的には、1つ目に、妊婦の状況を把握するための取り組みとして、母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職による面接・アンケートの実施がありました。面接の実施に当たって、市民課で行っていた母子保健手帳の交付窓口を子ども支援課へ変更し、全妊婦との面接を目指すこととされました。

2つ目に、相談体制の整備として、母子保健の専門職である保健師・助産師、利用者支援専門員、総合支援を行うソーシャルワーカーを配置し、妊娠期から子育て期の相談支援及びマネジメントが実施されておりました。

3つ目に、切れ目のない支援体制として、面接を通じて把握した要支援者には、個別プランを作成しサポートする体制を整えるとともに、関係機関が連携・情報共有が行われておりました。また、母子保健担当の地域保健課と子育て支援担当の子育て支援課が、月1回子育てカンファレンス・情報交換を行い、連携が図られて

いました。

4つ目に、産前・産後ケア事業として、産前・産後ヘルパー派遣事業、助産師を派遣する訪問型産前・産後のケア事業、提携病院を利用した宿泊型産後ケア事業を子育て世代包括支援センター開設と同時にスタート。支援が希薄であった妊娠期・出産後の支援充実が図られている内容でした。

事業の効果として、1つ目に、妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供されている。

2つ目に、妊娠届け出をした全ての妊婦に対して面接を行うことにより、妊娠・出産等に関する悩みを早期に把握し、不安や課題を抱える妊産婦を早期に支援につなげられている。

3つ目に、身近な箇所でも乳房ケアや育児支援などの産後ケアを提供することで、産後の不安定な時期に介入しやすく、孤立せず育児ができる人がふえている。さらなる事業の周知、地域における関係機関との連携をしながら、妊娠・出産・子育て支援体制を構築することで、虐待防止にもつながる旨の説明がありました。

当町においては、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの設置が求められておりますが、第6次まちづくり総合計画に掲げた「子供を安心して産み育てることができるまちづくりを目指します」の実現のため、子育て支援策の具体的な取り組みが必要であると感じました。

以上、報告いたします。

○議長（大木義正君） 続いて、産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 第409回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が完了したので、その結果について矢吹町議会議事規則第77条の規定により報告します。

産業民生常任委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から5までは記載のとおりでありますので割愛をさせていただきます。

6、調査経過。今回の会期外付託案件は、群馬県渋川市に所在する農業生産法人株式会社赤城深山ファームを訪れ、6次化産業及び耕作放棄地解消への取り組みについてをテーマに視察調査を実施してまいりました。

赤城深山ファームは、平成15年に耕作放棄地の耕作からスタートし、現在は155ヘクタール規模のそば専作事業体となり、そば粉の加工・販売を行っている新規参入企業であります。創業者であり、現在も赤城深山ファームの代表取締役である高井眞佐実氏は、過去にみずからもそば屋を開業していた経験を持つことから、そば屋の経営者、そして、消費者のニーズをイメージしたそば栽培及びそば粉加工を展開しております。

高井氏の経営は、まず、耕作放棄地を借り入れるところから始まりました。条件が悪く、借り手のつかない畑もいとわず引き受けてきたことから、地元の信頼を獲得し、わずか10年の間に100ヘクタールの畑を管理するまでに至りました。

赤城深山ファームの経営の特徴は5点あり、1点目は、そば殻と発酵鶏糞の投入による土づくり、2点目は、播種前に3回の耕うんを行うなどの徹底した雑草対策、3点目は、色・味・風味を重視した黒化率70%での早刈りと、穀粒温度の上昇による品質低下を防ぐための通気性のすぐれた網袋を使つての収穫、4点目は、約600メートルの高低差のある耕地分散を逆手にとり、生育の違いを作期の分散につなげる作業ピークの平均化、5点目は、GAPの導入による作業工程管理と、それを通じた従業員間の情報共有及び能力の底上げであります。

こうした技術的な裏づけによる取り組みにより、夏秋そばの二期作を実現し、一作10アール平均95キログラムの収量を実現しております。これは平成29年度の全国平均54キログラムを大きく上回り、現在年商は1億4,000万円に上っております。こうした取り組みが評価され、平成23年に全国そば優良生産部門で、また、平成27年度には全国農業コンクールでそれぞれ農林水産大臣表彰を受賞している特筆すべき新規農業参入法人であります。

高井代表取締役は、これらの経営面での手腕を発揮する一方、行政とのかかわりを重視し、直接農林水産省や県との意見交換を行っているほか、みずからも渋川市の農業委員として耕作放棄地の発見や解消など、積極的な活動を展開し、行政との距離を常に近いものにしております。やはり地元自治体は、耕作放棄地の所有者とのやりとりの中で、パイプ役を担うなど、その役割は大きいと話されておりました。

今回の視察は、本町においても耕作放棄地は大きな問題となっており、産業の6次化は町の基幹産業である農業の発展、ひいては、今後の（仮称）道の駅やぶきの商品開発に当たり、必ず取り組むべき課題であることは明白であり、その意味においては大変価値のあるものであったものと認識をしております。

結びに、視察を快く受け入れてくださった赤城深山ファームの高井代表取締役を初め、スタッフの皆様へ深く感謝申し上げますとともに、今回の調査を契機に、我が産業民生常任委員会は、今後もより一層、町の産業活性化を図るため、町執行部とともにさまざまな政策立案を実施してまいります。

以上、報告をいたします。

○議長（大木義正君） 続いて、議会広報編集委員会委員長、1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 第409回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議会広報編集委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので割愛させていただきます。

7、調査経過。加美町は、宮城県の北西部に位置し、東西に約32キロメートル、南北に約28キロメートル、面積は約461平方キロメートルあり、県内でも有数の面積を有しています。西部は奥羽山脈を隔てて山形県尾花沢市に、南部は宮城県色麻町に、北部から東部にかけて宮城県大崎市に接しています。町の人口は2万3,514人、世帯数は8,127世帯であります。

また、加美町は、長い歴史の中で培われ、地域に根差した生活文化や県指定の無形文化財にも指定されている中新田の虎舞、小野田の田植踊、柳沢の焼け八幡などの伝統芸能や祭りなどの個性あふれる地域文化が継承されています。さらに、新しい地域文化の創造を目指し、「バッハホール」や「やくらい文化センター」、「切込焼記念館」などの施設の整備が図られ、特色ある文化活動が行われています。

今回、視察した加美町議会の議会広報については、町村議会広報全国コンクールで平成29年度に全国9位の優良賞を受賞している議会であります。

研修では、加美町議会事務局より議会広報の概要について説明がありました。年間の発行回数は4回、発行部数は8,250部であります。「住民が関心を持ち、読んでもらえることを第一に、常に住民と議会のパイプ役との考えに立ち、簡潔、公正並びに早期発行に努め、審議過程を可能な限り掲載するように記事を整理し、住

民に直接関係の深いものを重点に取り上げるようにする」という編集方針のもと、様々な取り組みを行っております。

中でも、本町議会広報の編集方法とは異なる注目すべき手法が4点ほどございました。

1点目は、議会モニター制度であります。加美町の地区別、年齢層別に18名の町民の皆様にモニターとなっただき、広報発行ごとに紙面内容やレイアウトについて評価をいただいております。また、年に一度、モニターの方々をお招きしての座談会を開催し、加美町議会広報のあり方について広報編集委員との率直な意見交換を行っているとのことでもあります。

2点目は、一般質問の編集方法であります。加美町においても、本町議会と同様の一問一答制を採用しておりますが、本町では質問のみの原稿を質問者本人から提出していただいているのに対し、加美町では答弁を含めた原稿をいただいております。このことで、質問と答弁がそれぞれ簡潔に切り出され、どのような質問をし、どのような答弁をしたかが明確に読者に伝わる効果があります。

3点目は、一般質問の追跡シリーズ掲載であります。一般質問が行われた一定期間後、執行部はどのように対応したのか、あるいはしているのかをお知らせする「あれからどうなった」コーナーを設け、議員の一般質問の効果を町民の皆様に継続的に発信する効果があります。

4点目は、開会前における編集委員会の実施であります。本町では、定例会閉会日に第1回の編集委員会を開催し、そこでページ構成、担当委員の決定をしておりますが、加美町では議会運営委員会終了後、会期日程が固まり次第、編集委員会が開かれております。これは、委員の方々が掲載すべき内容や注目する付議案件等、ある程度のイメージを持ちつつ議会に臨むことにより、スムーズな編集作業が期待され、ひいては議会そのものの活性化につながる効果があります。

このほか、先進自治体の実施している読者の目を引くレイアウトやユニークなコーナーなどを積極的に取り入れ、町民にわかりやすく、見やすい広報にするため、記事の編集や掲載方法、写真の選び方にまでこだわり、編集作業を行っているとのことでした。

今回の視察は、議会広報の編集に対し、先進的に取り組んでいる事例を学ぶことができ、大変有意義な調査でありました。視察を受け入れてくださった加美町議会の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、今後は加美町が実施している取り組みを参考とさせていただき、より町民に親しまれる広報づくりに取り組んでまいります。

以上、報告いたします。

なお、つけ足しといたしまして、広報の編集に当たって、このようにしたいという編集方針を議会が終わった全体会議の中でお諮りいたしますので、ご理解、ご協力、よろしく願いいたします。

以上でございます。

---

### ◎議員派遣報告

○議長（大木義正君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

---

◎町政報告

○議長（大木義正君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第411回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、大木議長を初め、議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第411回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。 （仮称）矢吹町複合施設整備事業につきましては、6月に実施設計に着手し、住民説明会や各種団体から寄せられた意見等を取りまとめ、現在も作業を進めております。議員の皆様には、11月5日に開催された公共施設等調査特別委員会において、作業状況の中間報告をさせていただきました。また、11月28日に開催された（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において、実施設計の中間報告を行い、委員の皆様にて了承を得たところであります。今後、実施設計の最終調整を行い、年度内の工事発注に向け、事業を推進してまいります。

3ページをごらんください。

次に、矢吹町表彰式についてであります。11月22日、町文化センターにおいて、平成30年度の矢吹町表彰式を開催し、多年にわたり体育指導委員並びにスポーツ推進委員として社会教育行政の推進に寄与されました故塩田瑞様を教育功労者として、また、多年にわたり学校歯科医として学校保健の推進に寄与されました高久達朗様を保健衛生功労者としてそれぞれ表彰いたしました。

また、町民特別褒賞として、スポーツ関係個人の部では、全日本中学生陸上競技選手権大会女子800メートル、1,500メートルに出場した大河原萌花さん、ジュニアオリンピック陸上競技大会男子1,500メートルに出場した長尾修弥さん、J A 共済杯2018全国選抜リトルリーグ野球大会に出場した加藤諄也さん、根本廉平さん、全農杯全日本卓球選手権大会に出場した酒井汐里さん、佐藤初興さん、酒井阜さん、鈴木心絆さんを表彰し、団体の部では、文部科学大臣杯争奪全国小学生ティール選手権大会に出場した矢吹町ティールスポーツ少年団Aの皆さんを表彰いたしました。

また、文化コンクール関係では、第85回NHK全国学校音楽コンクール全国コンクールに出場した星美澄さん、近内莉子さん、第71回全日本合唱コンクール全国大会高等学校部門に出場した星美澄さん、近内莉子さん、齋藤ローレンス英美里さんを表彰いたしました。

さらに、この道一筋に技術を磨き、卓越した技能者となられ、より一層の技術の向上に努められている浅川誠吾様を現代の名工として、農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております三瓶敏信様、齊藤常治様の2名を農業功労者として表彰いたしました。

次に、やぶきフロンティア祭りの開催についてであります。9月9日、矢吹町文化センター駐車場をメイン会場に、町、商工会、JA東西しらかわ、JA夢みなみ、やぶき経営懇話会で構成された実行委員会の主催により、やぶきフロンティア祭り2018を開催いたしました。

当日はあいにくの雨となりましたが、約1万人の来場があり、メインステージでは、第3回フロンティアスピリッツ大賞として、長年、本町のPRに尽力しているやぶきじ君の表彰式、中畑清プレゼンツお笑いライブのほか、矢吹町PR大使である津吹みゆさんの演歌ライブ、光南高校応援団チアリーダー部によるダンス、「ShuN-R@n GIRLS☆ショー」などが披露されました。

また、県内初の飛行場跡地である文化センターでは、光南高校プロデュースによる矢吹紙ヒコーキコンテストを行ったほか、東京農業大学の学生による矢吹町応援大根踊り、フロンティア写真館、トマト早食い選手権、スタンプラリーなど盛りだくさんのイベントが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

さらに、出店ブースにおいては、農業、商業、工業関係団体など、110を超えるテントが出店し、町内外の特産品販売や各団体による展示、PRが行われました。

次に、道の駅推進事業についてであります。道の駅やぶきの整備に向け、9月19日から10月16日にかけて、道の駅やぶき地域協議会の主催により、旧パチンコ第3日活跡地において、仮設実験店舗のおいしい矢吹マルシェをオープンし、実践的な販売実証として、お客様ニーズの把握と集荷体制や道の駅運営に関する課題の洗い出しを行うとともに、矢吹町の農産物、加工品、商工業品の販売及び地域情報の発信が行われました。

また、11月11日には、世界に自慢したい矢吹の家庭料理として、やぶき食卓博覧会が開催されました。当日は応募のあった料理の展示と試食及び小冊子を制作するための撮影や、料理家本田よう一氏による矢吹町の食材を使ったライブキッチン、ぐるぐるノーカーズによるおいしい塩モツ煮が振る舞われたほか、本協議会特産品開発等推進部会長である東京農業大学の長島孝行教授による矢吹町の食を中心としたトークイベントが行われ、会場内には、道の駅整備に向けたこれまでの取り組みや活動が展示されました。

次に、市町村対抗による各種大会についてであります。第20回福島県市町村対抗ゴルフ大会につきましては、9月12日、県内から28市町村47チームの参加のもと、須賀川市宇津峰カントリークラブで開催され、町からは1チームが参加し、チーム戦では33位、個人戦では大寺誠選手が第15位と健闘いたしました。

第12回市町村対抗福島県軟式野球大会につきましては、9月8日から10月6日まで県内市町村59チームの参加のもと、県営あづま球場をメイン会場に開催されました。矢吹町代表チームは、シードにより第2回戦から出場し、9月23日の第2回戦で川俣町に、9月29日の第3回戦で楡葉町にそれぞれ勝利し、準々決勝に進みました。9月30日の準々決勝では、強豪会津若松市に2対0で勝利し、10月6日の準決勝では、福島市に0対2で惜しくも敗れ、第3位となりました。

第5回市町村対抗福島県ソフトボール大会につきましては、10月13日から10月27日まで県内市町村55チームの参加のもと、相馬光陽ソフトボール場で開催されました。矢吹町代表チームは10月14日に第1回戦で楡葉町と対戦し、0対1で惜しくも敗れました。

第30回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会につきましては、11月18日、白河市総合運動公園陸上競技場をスタートし、ゴールの福島県庁までの16区間95.0キロメートルを59市町村の参加で行われました。矢吹町チームは総合13位、町の部で5位に入賞することができました。

各市町村対抗でご活躍された選手の皆様の努力を称えるとともに、応援いただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げます。

次に、町民文化祭あゆり祭についてであります。9月30日、あゆり祭開催式を文化センターで開催いたしました。開催式前のオープニングアクトでは、ご当地アイドルのShun-R@n GIRLS☆が会場を大いに盛り上げ、次に、町内の合唱団体とともに会場にいる全員で町民の歌を合唱しました。開催式典終了後の第2部では、矢吹町PR大使の津吹みゆさんの歌と軽快なトークの歌謡ショーがあり、第3部の秋まつり1区山車、2区大屋台の太鼓の競演では、1区と2区の子若たちによる太鼓のお囃子の披露、第4部あゆり姫物語の発表まで、にぎやかに行われました。

なお、開催式に引き続き、唄・琴・舞・華の祭典が催され、民謡、舞踊、カラオケなどの発表が行われ、文化の薫る1日となりました。

また、あゆり祭主催事業の音楽祭を、11月3日に文化センターで開催し、町内の小中学校を初め、音楽愛好者のコーラスや器楽演奏などの発表が行われました。今年度は61団体の参加のもと、9月30日の開催式から約2カ月間の期間、中央公民館をメイン会場に、文化センター、ふるさとの森芸術村等において、各種の展示会及び発表会を実施しております。

ここまで、町政報告から6点を抜粋し、報告申し上げます。矢吹町の力強い復興、そして、地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

なお、その他19項目については、お手元に配付いたしました第411回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、町政報告は終了いたしました。

ここで暫時休議します。

なお、再開は11時ちょうどでお願いします。

(午前10時48分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午前11時00分)

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第5、これより議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであ

りますが、本案は、本年10月の県人事委員会の勧告を踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものであります。本年12月期においては、支給月数を1.7月から1.75月とし、合計の年間支給月数を3.30月から3.35月に引き上げるものであります。

なお、平成31年度以降については、6月期、12月期の支給月数をそれぞれ1.675月とし、年間で0.05月分を引き上げ、平成31年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第6、これより議案第49号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第49号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は本年10月の県人事委員会の勧告を踏まえ、町長等の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものであります。本年12月期においては、支給月数を1.7月から1.75月とし、合計の年間支給月数を3.30月から3.35月に引き上げるものであります。なお、平成31年度以降については、6月期、12月期の支給月数をそれぞれ1.675月とし、年間で0.05月分を引き上げ、平成31年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第7、これより議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は職員の給与と民間の給与水準との均衡を図るため、若年層職員の給料月額及び勤勉手当を引き上げるものであります。県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられており、本年10月の県人事委員会の勧告を踏まえ、給料表については、若年層に重点を置き、平均改定率0.1%の引き上げを行い、平成30年4月1日に遡及して適用し、また、勤勉手当については、年間支給月数を0.05月分引き上げ、本年12月期の支給月数を0.9月から0.95月にするものであります。

なお、平成31年度以降の勤勉手当については、6月期、12月期の支給月数をそれぞれ0.925月とし、年間で0.05月分を引き上げ、平成31年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第8、これより議案第53号 （仮称）矢吹泉崎バスストップ駐車場整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第53号 （仮称）矢吹泉崎バスストップ駐車場整備工事請負契約の締結についてであります。 （仮称）矢吹泉崎バスストップは、近隣市町村を含めた地域住民の首都圏等へのアクセスの向上を図るとともに、東日本大震災からの復興、さらには地方創生へ向け、白河・西白河地域の利便性を強く印象づけ、交流人口の増加や移住・定住等の促進を図るために非常に効果の高い事業であります。本工事につきましては、東北自動車道矢吹インターチェンジの南側に位置する高速道路への高速バス停留所の設置に合わせ、利用者の駐車場を整備するものであり、今後もさらなる事業の推進を図り、早期の供用開始を目指してまいりたいと考えております。

今回の工事発注に当たりましては、矢吹町制限付き一般競争入札実施要綱第2条の規定に基づき、予定価格が5,000万円以上の土木一式工事であるため、制限付き一般競争入札を実施したところであります。なお、入札につきましては、平成30年11月14日、株式会社ヨシダ建設、株式会社阿部工業、株式会社平成工業、伸和建設株式会社、高田工業株式会社の5社による制限付き一般競争入札の結果、議案書のとおり6,480万円で、矢吹町赤沢632番地5、株式会社平成工業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号（仮称）矢吹泉崎バスストップ駐車場整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案の上程、説明（議案第51号、議案第52号、議案第54号～議案第63号）

○議長（大木義正君） 日程第9、これより議案の上程を行います。

議案第51号、第52号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第51号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、第6次矢吹町まちづくり総合計画における指針に沿って、子育て支援の充実を図るため、利用者を対象とした調査及び他市町村の放課後児童クラブの運営状況調査の結果を踏まえ、平成31年度より放課後児童クラブ利用者の負担軽減を行うものであります。

これまで延長育成時間としていた午後6時から午後6時30分までを基本開所時間に含め、延長利用料の徴収は行わず、また、育成料の減免について、生活保護世帯に加え、多子同時入所世帯、ひとり親世帯を対象とするものであります。

次に、議案第52号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例及び矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、第6次矢吹町まちづくり総合計画における指針に沿って、子育て支援の充実を図るため、町独自に幼児教育の段階的な無償化を行うものであります。

保育園保育料については、平成30年度から無償化を実施している5歳児に加え、平成31年度より、ゼロ歳児から2歳児までの非課税世帯及び3歳児と4歳児を無料とするものであります。

また、幼稚園預かり保育料については、5歳児に加え、平成31年度より、3歳児と4歳児も保育園における保育短時間相当を無料とするものであります。

次に、議案第54号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定についてであります。福祉会館につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、東日本大震災による大規模改修工事のため、町が直接管理運営を行った平成24年度を除き、今年度まで公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定管理者として、効率的な

管理運営を行っております。

これまでの管理運営状況や、利用者の利便性及び住民サービスの向上が図られていることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により、矢吹町福祉会館の指定管理者に福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてであります。大正ロマンの館につきましては、矢吹町中心市街地活性化推進施設として位置づけられ、平成28年度から指定管理者による管理運営がなされており、本年度末で指定期間が満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、選定委員会で選定された指定管理者候補者との指定管理業務の内容等の協議が整いましたので、大正ロマンの館の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町神田西123番地6、シユークルを指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本案は、福島県市町村総合事務組合より規約の変更についての協議があったため、地方自治法第290条の規定に基づき、協議内容について議会の議決を求めるものであります。

主な変更点といたしましては、地方自治法の改正により、監査制度が充実強化されたことに伴い、組合の監査委員の選任方法等について所要の変更を行い、あわせて会計管理者及び事務局の条項について整理する内容となっております。

次に、議案第57号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億5,881万3,000円を追加し、総額を90億944万1,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税3,500万円、県支出金1,077万円、繰入金8,943万4,000円、諸収入2,552万4,000円をそれぞれ増額し、町税969万5,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、総務費が証明書コンビニ交付システム構築に係る委託料等により5,040万5,000円の増額、民生費が障がい者自立支援事業等により6,430万9,000円の増額、衛生費が後期高齢者医療事業等により1,553万4,000円の増額、土木費が町道管理事業等により1,581万5,000円の増額、教育費が小学校管理運営事業等により1,476万9,000円の増額、農林水産業費が農業集落排水事業特別会計への繰出金等により473万2,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、バスストップ整備事業について、年度内完了が困難なことから2億936万4,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公営住宅建設事業費を200万円増額するものであります。

次に、議案第58号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本

案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ145万3,000円を減額し、総額を20億6,889万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金26万2,000円を増額し、繰入金171万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費145万3,000円を減額するものであります。

次に、議案第59号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ895万6,000円を減額し、総額を5億8,927万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、諸収入848万3,000円を増額し、国庫支出金600万円、町債900万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費627万円、公債費550万円をそれぞれ増額し、事業費2,072万6,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、流域下水道事業資本費平準化債120万円を増額し、公共下水道事業債530万円、公共下水道事業資本費平準化債490万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第60号 平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ98万1,000円を追加し、総額を3億998万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、町債550万円を増額し、繰入金451万9,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、公債費300万円を増額し、維持管理費201万9,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業資本費平準化債550万円を増額するものであります。

次に、議案第61号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,350万8,000円を追加し、総額を14億7,290万円とするものであります。

歳入の内容は、保険料760万8,000円、国庫支出金867万9,000円、支払基金交付金940万8,000円、県支出金400万6,000円、繰入金380万6,000円、諸収入1,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費を3,360万円、地域支援事業費3万円をそれぞれ増額し、総務費12万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第62号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4万4,000円を追加し、総額を1億7,421万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金4万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費4万4,000円を増額するものであります。

次に、議案第63号 平成30年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、収益的収入について、既定の額から615万2,000円を減額し、収入予算総額を4億1,015万円とし、収益的支出について、既定の額に75万9,000円を増額し、支出予算総額を4億3,684万7,000円とするものであります。

収入の内容は、営業外収益615万2,000円を減額し、支出の内容は、営業費用67万4,000円、営業外費用8万

5,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、資本的収入について、既定の額に491万6,000円を増額し、収入予算総額を9,354万1,000円とし、資本的支出について、既定の額に480万円を増額し、支出予算額総額を2億1,926万5,000円とするものであります。

収入の内容は、負担金491万6,000円を増額し、支出の内容は、建設改良費350万円、企業債償還金130万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において、議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力よろしく願います。

本日はご苦労さまでした。

(午前11時25分)



平成30年12月10日（月曜日）

（第 2 号）

## 平成30年第411回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成30年12月10日(月曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	熊田	宏	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	角田	秀明	君	14番	大木	義正	君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

---

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について確認させていただきます。

一般質問は、質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いします。

また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることになります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

---

◇ 薄葉好弘君

○議長（大木義正君） 通告1番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆様方、大変ご苦労さまです。

それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

まず初めに、農業振興について質問ですが、ことしは東北地方も梅雨明けも早く、当町も夏の高温少雨により、県内の農産物の被害総額が3億5,235万円に上ったと県から発表され、当町でも野菜や水稻の被害があったと報告されておりますが、具体的な被害に対する支援、対応は検討されているのかお尋ねいたします。

次に、2019年産米の生産数量、面積の目安が県水田農業産地づくり対策等推進会議で各市町村に示され、被災された12市町村に優先配置して約400ヘクタールを増とし、被災市町村以外では500ヘクタールを減少する配分などとして提示し決定されましたが、当町もこれにより今年度より15ヘクタール面積が次年度から減らされるが、これらの示された生産面積については、町はどのように思われているのかお尋ねいたします。

また、国の減反政策が廃止され2年目を迎える状況で、県の推進会議による2019年産米の生産数量が示されたが、町は次年度の米政策については、どのような対策等を考えているのかお尋ねいたします。

2つ目は、消防署建設用地についての質問です。

町では、私が9月定例会での質問による答弁で、建設予定地を他場所へ移すことを検討してまいりたいとの考えを示しました。このことにより、新たな建設予定地の選定作業を行っているとお聞きしましたが、具体的にはどこまで進んでいるのかお尋ねいたします。

また、新たな建設候補地が選定されたとすれば、今後の建設に向けた整備計画のスケジュールは具体的にどのようなものかをお尋ねいたします。

次に、八幡町地内に矢吹消防署建設予定地として購入した土地については、購入に協力いただいた地権者との協議も踏まえて、今後どのような利活用を考えているのかをお尋ねいたします。

最後に、学校教育についての質問ですが、文部科学省が10月25日に、問題行動、不登校調査結果を発表した内容が翌日の26日の新聞に掲載され、いじめについての報道によりますと、平成29年度に認知されたいじめは県内で4,883件あったと調査結果が報告され、前年より2,837件ふえ、過去最多を更新したということですが、当町の小中学校での認知されたいじめの件数は、各小学校や中学校ごとにはどうなっているのかをお尋ねいたします。

また、県内の不登校の小中学生1,885件と暴力行為の発生件数の調査結果も報告されているが、当町においては各小学校や中学校ごと実態はどうかをお尋ねいたします。

最後に、いじめの認知件数や不登校が増加しておりますが、教育委員会としては解決に向けた取り組みとしてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら具体的にどのような対応を行っているのかをお尋ねいたします。

以上3項目について質問させていただきますので、ご答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦労さまでございます。

それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、ことしの夏の高温や少雨による町内の農作物への影響及びそれらに対する支援や対応についてのおただしであります。まず、福島県農林水産部が取りまとめた農作物の被害状況によりますと、県内全体では桃や水稲、サヤインゲン、キュウリ等に被害があり、被害総面積は843.8ヘクタール、被害総額は3億5,235万1,000円と報じられております。

このうち本町の被害状況であります。JA東西しらかわ管内の4戸の農家において、定植前のキュウリ苗が高温の影響で枯れ、被害総面積は0.56ヘクタール、被害総額は71万9,000円との報告を受けております。

次に、高温少雨による農作物被害への支援及び対策であります。福島県の補助事業である農業等災害対策事業により、農作物の生産を確保し、農家の経営安定を図るため、種苗等の購入費用のうち、県が3分の1、町が3分の1、合計3分の2を被害があった農家へ助成する予定であり、本定例会において補正予算要求をしているところであります。

引き続き、県や町内両JA及び関係機関と連携し、農作物被害の軽減及び拡大防止策につきましては、情報収集や農家への情報提供に努めるとともに、各種対策や支援を行いながら農業経営の安定を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、米の生産数量の目安についてのおただしであります。今年度より、行政による米の生産調整の配分が廃止され、農家がみずからの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産に取り組めるよう、福島県やJA等の関係機関で組織する福島県水田農業産地づくり対策等推進会議で協議が行われ、米の生産数量の目安が示されております。

その目安をもとに、本町では、ことしの2月に農家の皆様に向けて制度の説明会を開催し、その後、平成30年産米の取り組みのための米の生産数量の目安を通知したところであります。

また、平成31年産米の福島県全体の生産数量の目安についても、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議で協議され、平成30年産米作付実績面積である6万1,200ヘクタールから100ヘクタール減少の6万1,100ヘクタールが米の生産数量の目安として示されたところであります。

なお、福島県から本町に示された米の生産数量の目安につきましては、平成30年産米作付実績面積である1,262ヘクタールから15ヘクタール減少の1,247ヘクタールが平成31年産米の目安として提示されており、今回、福島県から各市町村へ提示された目安におきましては、本町を含む中通りと会津地方について作付面積は減少で提示され、南相馬市等の被災12市町村のほとんどにつきましては、作付の営農再開支援や震災の復興推進も含め、優先的に希望する面積での提示がされております。

本町としましては、水田農業に携わる関係者が一体となり、地域特性を十分に踏まえた主食用米の作付や、国の支援策である経営所得安定対策に係る飼料用米など新規需要米の作付の推進、園芸作物や大豆等の高収益作物の導入拡大に取り組み、主食用米の過剰作付の抑制に努めることにより、農業所得の安定を図っております。

また、あわせて、被災12市町村の営農再開や復興・復旧の推進の後押しのためにも、県から示された米の生産数量の目安に基づく米生産の取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、来年度における米対策についてのおただしであります。国の減反政策が廃止された結果、米の生産数量の配分とともに、10アール当たり7,500円という経営所得安定対策における米の直接支払交付金も廃止され、米生産農家は需給調整等の必要性を意識することが希薄になったため、飼料用米や備蓄米の作付が全国的に減少し、主食用米の作付が増加している状況であります。

本町につきましても、平成29年度飼料用米の作付面積は約61ヘクタール、平成30年度におきましては約24ヘクタールと、飼料用米の作付面積が1年間で約37ヘクタールも減少していることから、主食用米の作付が増加しているものと考えております。

このように、主食用米のさらなる過剰作付が継続されれば、米価の下落が予想され、農業経営の痛手につながると考えられます。

議員おただしの次年度に向けた対策につきましては、国の支援策である経営所得安定対策が引き続き残ることから、本制度を有効に活用し、水田を活用した大豆やソバの作付を推進するとともに、農家が取り組みやす

い飼料用米等の作付推進を強化するため、作付者に対する上乘せ助成を継続してまいります。

本町としましては、農業所得の安定はもとより、地域農業の活性化を目指し、将来にわたって意欲のある農業者が希望を持って農業経営に取り組めるよう、町内両JA及び関係機関と連携し、農業経営の安定へとつながる新たな支援策等についても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹消防署建設予定地選定作業の進捗状況についてのおたただしであります。矢吹消防署庁舎建設予定地につきましては、さきの9月議会における一般質問で答弁いたしましたとおり、消防、防災体制の強化、救急救命体制の充実を図るため、白河地方広域市町村圏整備組合、以下「組合」の消防庁舎整備計画における矢吹消防署建設を最優先に進めるため、組合の整備計画スケジュールに沿った手続を進めることとし、新たな建設候補地の選定作業を行いました。

組合から依頼されている用地は、面積、幹線道路へのアクセス、容易な出場のための幅員、地盤等の4つの要件を満たし、圏域北部の基幹署としてその機能が発揮できる場所を選定いたしました。

選定の結果、旧総合運動公園用地内の2カ所を組合へ提示し、その1カ所について組合の了承を得て候補地として選定し、その後、近隣住民への理解を求めため住民説明会や区長への説明を行いました。

説明会の開催に当たっては、文京地区、鍋内地区、寺内地区の各区長を通じ説明会の連絡をさせていただき、このうち文京地区につきましては、10月7日に文京地区住民を対象に説明会を開催し、反対意見はなく、また、鍋内地区、寺内地区からは、当該候補地は特に問題はないとの話をいただいたところであります。

また、旧総合運動公園用地利活用検討委員会で利活用等を協議していただきました委員会会長及び文化・スポーツ関連団体の委員の皆様へは、これまでの経過、候補地について説明をさせていただき、いずれの説明会等においても反対する意見はなく、当該用地の利活用を図ってほしいなどの意見をいただいたところであります。

これらを受け、11月14日に全町民を対象とした矢吹消防署庁舎移転に係る住民説明会を開催いたしました。説明会では当該候補地に対する異論はなく、理解が得られたと認識しており、11月22日に組合に矢吹消防署庁舎建設用地の土地を確保した旨の通知をし、了解を得たところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の矢吹消防署建設に向けた具体的な整備スケジュールについてのおたただしであります。今後の整備スケジュールといたしましては、町では、旧総合運動公園用地内の建設予定地を測量、分筆し、造成工事のための実施設計を行い、今年度中に造成工事に着手する予定であります。

また、現段階での組合の予定といたしましては、平成31年度に地盤調査、実施設計、平成32年度から平成33年度にかけて庁舎の建設が行われる予定となっております。

なお、消防庁舎建設に係る国・県等の補助金決定等の状況によりスケジュールが変更となる場合もあると伺っており、その場合には、その都度、議会へ報告させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹消防署建設用地として購入した八幡町の土地の利活用についてのおたただしであります。本年3月に消防署用地として購入し建設を予定しておりました土地につきましては、皆様もご承知のとおり、周辺住民からの反対意見や移転要望等があったことから、建設予定地を旧総合運動公園用地内へ移すことといたし

ました。

このことにつきまして、元地権者、議会、町民の皆様に対しご心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

元地権者の方とは、先ほど答弁しました経緯等をご説明し、八幡町の土地に消防署を建設することを断念すること、また、別の場所に消防署を建設することについてご理解を得たところであります。

その後の話し合いの中で、八幡町の土地の将来にわたる有効的な利活用等についても検討し、協議を重ねてまいりました。話し合いの結果、当該用地を元地権者へお返しするという形が最も有益であるとの結論に至りました。そのため、元地権者と矢吹町が平成30年3月20日付で締結した売買契約について、平成30年11月19日付で合意解除契約を締結いたしました。

合意解除契約の締結に当たりましては、今月中に売買代金をお返ししていただくこと、1年間耕作できなかったことによる損失と原状回復費用を町が補償すること、合意解除を原因とする所有権抹消登記を町が行うことを確認したところであり、今後、その手続を進めていくことにつきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、当町の小中学校におけるいじめの認知件数についてのおただしであります。平成29年度に教育委員会に報告された子供たちのいじめに関する各小中学校の認知件数につきましては、矢吹小学校11件、善郷小学校7件、中畑小学校7件、三神小学校3件、矢吹中学校4件、合計32件であります。

過去3年間、本町の小中学校における認知件数は、平成27年度7件、平成28年度17件、平成29年度32件であり、年々増加傾向にあります。このことは、平成25年に、「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめを積極的に認知することを文部科学省が求めてきた結果であり、学校の認知件数が多いほど認知に基づき適切な対応や指導により救われる児童生徒が多くなるとの考え方に基づくものであります。

いじめは、「いじめ防止対策推進法」や「矢吹町いじめ防止基本方針」の定義に基づき、学校が児童生徒の間に起こった事実を認知しその対応を早急に行い、その結果を踏まえて教育委員会に報告しております。

平成29年度の本町の小中学校で認知したいじめの行為としては、悪口、冷やかしが最も多く、次いで、軽くぶつかる、遊ぶふりでたたく、仲間外れ等であります。これらのいじめ案件はいずれも解決しておりますが、各学校ではその後も注意して見守り、指導してまいりました。

今後も、いじめの認知について各学校が積極的に行い、子供たちのために適切な対応がなされるよう教育委員会としても指導を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、不登校の小中学生並びに暴力行為についての当町の実態についてのおただしであります。平成29年度の不登校報告件数につきましては、矢吹小学校、中畑小学校、三神小学校はそれぞれ0件であり、善郷小学

校は2件の報告を受けております。善郷小学校の2件は、いじめを除く友人関係に起因するものであり、その後2件とも改善傾向が見られております。

矢吹中学校は14件であり、無気力傾向5件、いじめを除く友人関係1件、家族関係の不和や理由不明等8件、そのうち改善傾向が見られたのは8件であります。改善傾向が見られた児童生徒の中には、教室への復帰のほか、別室に登校したり、夕方以降に登校したりする生徒もいる状況であります。

不登校につきましては、夏休み明けの2学期からその傾向が顕著になる児童生徒が見られ、その要因はさまざまですが、生活リズムの切りかえうまくいかなかったり、夏休みの宿題を終わらせていなかったりすることが要因の一つとして学校から報告を受けております。また、無気力傾向の児童生徒の中には、生活リズムが昼夜逆転しメディア依存に陥る者も見られ、さらには、兄や姉が不登校の場合に、弟や妹も同じように不登校になるケースが数件見られる状況であります。

次に、平成29年度の暴力行為報告件数につきまして、本町の小中学校は0件であります。今後、教育委員会といたしましては、不登校の未然防止や早期発見、不登校からの復帰支援、暴力行為の未然防止等について各学校でさらなる適切な対応がなされるよう指導を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、いじめや不登校の解決に向けたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用についてのおたがひでございますが、初めに、いじめへの対応についてでございますが、いじめは被害児童生徒、加害児童生徒それぞれに大きな心理的負担がかかるケースが多く、各小中学校に1名ずつ配置しておりますスクールカウンセラーがカウンセリング、すなわち相談を実施する体制を整えております。

このカウンセリングでは、児童生徒や保護者を対象とし、学校での友人関係や家庭内の家族関係の悩み等についても対応しております。カウンセリングの実施後は、児童生徒の心理状態を踏まえカウンセラーの専門的な知見から、教員が指導方針等のアドバイスを受けるコンサルテーションを実施しております。

平成29年度の本町の小中学校につきましては、いじめ事案のカウンセリングは0件でありましたが、全体の件数は707件あり、そのうち友人関係等の不和に関するカウンセリングの件数が172件、全体の24.3%を占めており、カウンセリングはいじめの未然防止として大変効果があり、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、教育委員会では、個別の案件の実態に応じて、児童生徒の聞き取り調査や、保護者への説明、コンサルテーション等に指導主事を同席させております。

さらに、各小中学校では、いじめを認知した際に1人の教員が抱え込まないよう留意し、校内のいじめ防止対策委員会や生徒指導委員会を中心とした組織的な対応を図っております。

次に、不登校の対応については、スクールソーシャルワーカーを教育委員会で1名配置しており、学級担任が授業や部活動等の指導に当たっている時間帯に、関係機関との連携を図る重要な役割を担っており、学校とともに課題解決に努めているところであります。

スクールソーシャルワーカーは、不登校の児童生徒への対応や子育て支援や保護者相談支援を行っております。加えて、不登校傾向があり別室に登校している児童生徒及び発達障害を持ち不登校傾向にある児童生徒や、その保護者への対応も行っております。

具体的には、家庭訪問の実施、自宅から学校や大池適応教室への送迎、病院の診察時に保護者と同行するな

ど学校では対応が難しいケースについても、社会福祉的な観点から補完的に課題解決に取り組んでいるところ  
であります。

また、個別ケースごとでは、虐待問題では福島県県中児童相談所、貧困問題等では福島県県南保健福祉事務  
所等の公的機関を初めとして、養育・教育力の弱い家庭を訪問支援するNPO法人ビーンズふくしま、貧困等  
で十分な学習機会に恵まれない家庭を支援する学習支援を行っているアネシス学院株式会社、障害に係る問題  
に専門的に取り組んでいる社会福祉法人牧人会等の民間機関と、町福祉部局及び学校、家庭との橋渡し役を担  
っております。さらには、ケースによっては中学校卒業後も矢吹町青少年サポート事業により継続したかわり  
を持ち、きめ細やかな対応を行っているところであります。

なお、このような対応を通じて得た情報は、矢吹町要保護児童対策協議会や各学校の生徒指導委員会の場で  
共有化され、学校による児童生徒への対応のあり方や、家庭における子育てや、子供への適切な対応や指導に  
大変有効に生かされております。

また、いじめや不登校を未然に防ぐための手だてとして、昨年度から、小学6年生と中学1、2、3年生を  
対象に、学級内の人間関係や学級生活の実態を捉えるハイパーQUテストを実施し、学級内のよりよい人間関  
係づくりや学級づくりに生かしております。いじめや不登校の要因はさまざまですが、各学校においては、そ  
うした問題の発生を予防するために、今後とも一人一人の児童生徒の居場所のある学級づくりや児童生徒が相  
互理解を深めて交流できるきずなづくりに尽力し、問題の早期発見、早期対応に努めていくことができるよう、  
教育委員会といたしましても校長を通して指導していくとともに、積極的に学校を支援してまいりますので、  
ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） ご答弁ありがとうございました。

じゃ、再質問したいと思います。

まず、農業振興について、ただいま答弁いただきましたが、今年度、農林水産省で2019年産米の主食用米に  
ついて需要に見合った全国の生産量が718万トンから726万トンになり、2018年産、当初予測に比べて最大17万  
トンの減少の見通しが発表されました。これも人口減少で、今後は需要減の加速が見込まれるため、ことしか  
ら人口を加味した計算手法に変更したということですが、国では地方自治体に需要に応じた作付を求め  
ると言っておりますが、これについては、町としては何らかの対応等は考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、今年度から需要量の算定方法が変わりまして、非常に人口が減少している、個人の  
米の消費量も減っているということですので、そういった国のほうの変更がございまして、これまでで  
以上に、これまでですと毎年8万トン程度の、年々、日本全国で米の消費が減っているというような話だったん

ですが、算定方法が変わりまして、今年度から10万トンほど減少するというふうな見込みを立てているところではありますが、町の米生産につきましては、県の地域再生協議会のほうで、先ほど議員のおただしにもありましたが、町の生産面積の配分目安が示されております。そちらをもとに、町のほうではこれから各農家さんのほうに、毎年、例年2月に説明会を催しまして、配分の説明をしてみたいと思います。

その中で、これまでも町のほうでは取り組んでおりますが、新規需要米と言われております飼料用米やらWCS用の稲並びに備蓄米の取り組みをやはり進めていかなければならないと思っておりますので、そちらのほうに来年度以降につきましても、町の単独の助成もあわせて継続して、農家さんの所得を確保するような形で行っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 先ほど、今ほどの答弁にもありましたが、具体的に人口減少によって生産面積も減らせと、当然それにかわる米の需要、見合ったような、これから販売もしていかなくちやならないというふうな状況であるかと思えます。

わたしも、あんまししゃべったことはなかったんですけども、県内の水稻の生産面積をちょっと見てみたんですが、福島県の市町村の町の部で、一番、米を生産しているのは会津美里町ということで、これが1番で2,466ヘクタールと。2番目にどこなのかというと会津坂下町、これが2,191ヘクタール、3番目が猪苗代町で1,571ヘクタール、3番まで来ましたが、矢吹町は4番目に町の部でランクづけされております。1,247ヘクタールということで4番目ということで、本宮市よりも104ヘクタールほど多いということで、田村市も1,330ヘクタールぐらいですから、かなり矢吹町は福島県内でも米どころと、まさしく「さわやかな田園のまち・やぶき」というふうなことが印象づけられる生産面積を誇っているというふうなことでございます。

そういうふうな中で、ぜひ、米を使った6次化商品、まだいろいろ開発はされていないというふうなことで、これらの米を使った6次化商品の開発検討しているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えしたいと思います。

米を使った6次化商品の取り組みであります。こちらにつきましては、以前、薄葉議員からもちょっとアイデアをいただきましたライスミルク並びに、今、米粉を利用した各種食品等の取り組み等につきまして検討しているところではございます。

来年度以降も、ライスミルクにつきましては、JAさんのほうにも協力いただきまして、ちょっと話をまた進めていききたいと思います。なお、米粉商品につきましては、現在、お菓子、スイーツ等に、道の駅の取り組みの中でもそういったものの検討もこれまでしてまいりますので、今後もそういったものを進めていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） じゃ、続いて、消防署建設用地について再質問させていただきます。

先ほど、町長から答弁いただきまして、候補地も新たに変わるというふうなことで説明会も実施したというふうなことでございます。10月7日の文京地区では、反対意見はなかったというふうなことです。あと11月14日の全町民を対象とした住民説明会でも何ら意見等は、先ほどの答弁の中でお話は出ておりませんが、具体的に反対意見はなかったでしょうが、何かそれに対する意見や何らかの要望等がなかったのか、それをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えをいたします。

まず、10月7日の文京地区の説明会でありますけれども、要望といたしましては、直接、消防署にはかかわりはないんですけれども、運動公園用地内の今度の建設予定しているところに桜の木がございます。この桜の木につきましては、文京地区の方々が文京の八重桜ということで、毎年その桜の開花を見て春を感じているというところであって、その桜を何とかしていただけないかというお話がありました。

そのほかには、新しく消防署が建設された場合に、現在、寺内消防団にお世話になっているんですけれども、その消防団とのかかわりは変わってしまうのかというご質問がありました。その部分については、特に変わらないと、このままですというお話。

あと、そのほかには、現在の八幡町の消防署におけるサイレンの吹鳴についてはどのようにしているのかというご質問。その部分につきましても、広域のほうからご説明をさせていただきます。フェードインと言うんですか、徐々にこう大きくなって、現在のサイレンは真正面しか聞こえないというような、そのような工夫をされている車というところでもあります。

そのほかは、直接、消防には関係ないんですけれども、生活用水の排水路の件とかのご質問が文京地区のところではございました。

あと、14日の全体の説明会でありますけれども、消防署が移ることによって、現在、八幡町でございますので、八幡町から、今度の鍋内になりますけれども、運動公園用地に移ったときに、距離的に遠くなってしまうのではないかというようなお話がございましたが、大体1キロ1分というところで、大体、距離的にいくと1.2キロぐらいの距離が離れているということで、その部分については、離れる、遠くなることはなるんですけれども、二、三分の違いだということでご理解を求めたところでございます。

そのほかにも、矢吹中央インターの近くに候補地を見つけたらよかったのではないかというようなご意見がございましたが、事前に町のほうで、あの周辺についても候補地を選定をいたしました。土地の形状やら、あと高低差等々がございまして、そこには候補地として選定する場所がないというようなご質問等がございました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 先ほど、町長の答弁の中で、私は、地権者との協議を踏まえてどんな利活用というふうなことをお聞きしたんですが、地権者と協議して土地を返すというふうなことに決まったというふうなお話でしたが、じゃ具体的に八幡町地内に用地を元地権者に返すということになって、実質、議会では、その場所を消防地用地というふうなことで購入の議決もして進めていたというふうなことでございますが、それを含めて町の責任についてはどう考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

八幡町地内の用地を元地権者へ返すことになってしまったことについての町の責任について、どう考えておられるのかということでございます。

これについては、事前に町の顧問弁護士とも相談させていただきました。結論から言えば、責任については、ないと考えております。理由を説明させていただきたいと思っております。

この八幡町地内の用地を買収したことについては、議会の承認を受けて、その予算に基づきまして売買契約を締結しております。そして、取得をさせていただきました。これらの手続につきましては、問題があったとは考えておりません。しかし、当該用地に消防署を建設することについて反対する旨の要望並びに議会への請願等が出てしまったことにつきましては、本計画を推進するための説明と合意形成が十分ではなかったと感じております。この点については、先ほども述べさせていただきましたが、議員の皆様、住民の皆様におわびを申し上げたいと思っております。

今後は、白河地方広域圏整備組合が予定している本町の消防署整備計画が旧総合運動公園用地に予定どおり進められるよう努力し、八幡町地内の土地については、将来にわたる有効な活用等についても検討、協議をさせていただきましたが、元地権者へお返しする形が最も有益であるとのことで、その手続を進めるものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

合意解除に至った経過、そして、この後のスケジュール等については、先ほど答弁させていただきましたとおりでございます。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 続いて、学校教育について質問させていただきます。

先ほど、いじめ等につきまして教育長からの答弁をいただきました。

現在、教育委員会ではコミュニティ・スクール推進協議会を開催して、今後、学校と地域住民が一体となって学校の運営に取り組む、特色ある学校づくりを推進していく目的として、現在、学校運営協議会、コミュニ

ティ・スクールの設置について検討しているというふうなことでございます。

このコミュニティ・スクール設置の検討協議の中で、いじめや不登校など、このような課題解決については、学校と地域住民も含めてどのように解決に向けて協議をする予定をしているのか、そういうふうな部分を含めて設置について検討しているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

来年度から、幼稚園、小学校、中学校についてはコミュニティ・スクールとすることで、現在、地域協議会を設けて2回の会議を重ねてきたところでございます。コミュニティ・スクールとなりますと、各学校単位ごとに学校運営協議会というものができるわけですが、その学校運営協議会の中で、地域の方々と一緒に、学校は地域のためにあるということを確認しながら、地域の方々の意見をいただいて、校長が提案をします1年間の学校の計画、教育課程と、こう言いますが、その計画の方針を述べて、地域の方々の承認をいただいて1年間の学校が始まるということになるわけでございます。

そういう中で、当然いじめ等の問題についても話し合うことにはなりますけれども、現在のところ、地域協議会の中で、具体的ないじめ、あるいは不登校とか、その他、生徒指導の問題等について、どう、この地域の方々にご理解をいただいて、学校と地域が一緒になって、いじめや不登校、その他の問題に対応していくということについては、まだ協議をしておりません。

基本的な方針のところでは、そういうことについてもご理解をいただいて、学校と地域が一体になって、学校の問題、あるいは地域、あるいは家庭における問題も取り上げて、問題解決に当たっていくことが望ましいということで取り組んでいくことになるかと思えます。

それで、今ご質問いただいた内容につきましては、地域協議会から、来年度、学校運営協議会ができた中で、そういう中で、具体的に協議をして保護者の協力、あるいは地域の協力もいただきながら、学校はさらに地域の学校として特色ある教育活動が行われるものというふうに考えておりますので、ご理解とご協力よろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの説明をいただきましたが、私の認識では、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会の目的の中では、保護者や地域が学校のさまざまな課題解決に参画して、子供たちの成長を支えていくための仕組みであるというふうな目的になっていますが、その中で、今大変問題になっている不登校やいじめ、これを協議を、まだ検討していないというのが、何かちょっと不思議なんですけれども、やはり、地域の方々がこういうふうな部分に携わって、学校をよりよくしていくというふうな部分が必要であると思うんですが、そこら辺の経過について教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） コミュニティ・スクールの設立に向けて、現在行っている地域協議会につきましては、学校運営協議会をどのような形で立ち上げていったらいいかということが中心でございまして、その学校運営協議会では、ここにいろいろな学校の課題であるとか、地域の課題であるとか、あるいは、学校運営協議会で主に活動していただく内容はこうであるというような具体的な内容について、地域協議会の中で協議する、個々のものについては、地域協議会の中で話し合うことは3月まであと1回予定しておりますが、その中で話し合うことははっきり言うてございませぬ。それで、それは学校運営協議会が立ち上がってから、具体的な課題等について学校から提案をして、そしてご理解をいただいて、では、地域あるいは保護者はどういう役割を担っていただけるか、学校とともにどういうことをしたらいいかというようなことを学校運営協議会の中で協議していくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませぬか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） ただいま教育長から答弁いただきましたが、課題解決も含めて、私は、運営協議会を設置して、地域の方々にいろいろな意見等も出していただいて、特色ある学校づくりをしていくのかなというふうに思っていたんですが、何か先につくって、その後に問題解決をすると、現実的にこういう問題解決やるのが、何か後送りされるような答弁でちょっと残念でしたが、じゃ、質問をちょっと変えますが、スクールカウンセラーの相談件数、先ほど話が出ましたが、私が昨年のスクールカウンセラーの相談件数の資料を持っていますが、矢吹町では人間関係の相談件数が一番多いということで、先ほど教育長も説明がありましたが、172件あります。

全体のずっと見てみますと、教員の相談件数が一番多いみたいなんです、全体707件で、教員の相談が254件というふうになっておりますが、教員は、実質、教員だけでスクールカウンセラーの方に相談をしているのか、そこら辺の実態どうなのかをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答ひいたします。

確かに、相談件数ということにつきましては、教員がスクールカウンセラーと話し合うといひますか、相談をするということがかなり多くございませぬ。その内容は、教員自身が子供たちといひますか、自分自身のことと相談するということよりも、子供たちのことで、例えば、それぞれの学校で子供たち同士の人間関係の問題とか、あるいは進路の問題であるとか、あるいは保護者の問題であるとか、そういうことについてスクールカウンセラーから報告を受けたり、先ほど言ひましたコンサルテーションということでカウンセラーから報告を受けることもございませぬし、それから、対応についてカウンセラーから個別に、あの子についてはこのような対応が望ましいと思われませぬよとか、あるいは人間関係で困っているの、ぜひこういう点で相談に乗ってあげてく

ださいというような、そういうこともこの中に件数として載せておりますので、ですから、それぞれの子供の相談件数を全て1件ずつ数えて教員のところに載せているわけではありませんが、まとめて報告とかというのもございますので、そういう意味で、教員の件数としては相当数多く載ってくるわけでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今ほど教育長から答弁がありましたけれども、じゃ具体的に教員が自分のことだけで相談しているという件数というのはわかるのでしょうか。

何か本当に、この表を見ると、教員の方が一番相談していて、教員がどうなのかなと、児童生徒に相談を受けて、わからないからカウンセラーに相談しているのかなというふうな認識を私はしていたんですけども、実質、教員が自分のことだけで相談するというか、そういうふうな件数というのは、もしわかればお答えいただきたいんですけども。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、教員自身が自分のことで相談する件数は何件で、そして、その他子供たち等にかかわる件数が何件でという、それごとの報告は正直言ってございませんので、結論から申し上げますとお答えできません。

それで、もちろん教員自身も実は相談することもないわけではございません。そして、カウンセラーから、では、あなたはストレスが多いので病院というような相談といいますか、結果になることもございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

○5番（薄葉好弘君） ありません。

○議長（大木義正君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

再開は11時10分をお願いいたします。

(午前10時59分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午前11時10分)

---

#### ◇ 富永創造君

○議長（大木義正君） 通告2番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴席にいらしている方、2人ということですが、貴重であります。どうもありがとうございます。

早速、通告に従い質問させていただきます。

まず、矢吹町複合施設についてであります。

震災以降の市街地復興のシンボリック事業として、複合施設の建設が来年度から始まる予定になっております。地元町民の皆さんで構成する検討委員会の開催も14回を数え、施設の基本設計が調い、紙面上にすぎませんが、ようやく複合施設の姿が見えてきたところでございます。

また、この施設が誰によって、どのように運営されるのかが、とりわけ大切であると認識しております。新しい建物だからすばらしいと言われるのではなく、この施設から新たな利用価値を創造して住民に提供してくれる、そんな運営体制を整えてもらいたいと願っております。この施設は住民の社会教育、生涯学習を保障するためにもあるので、どのような施設なのかが説明しなくても子供から年配の方まで誰でもわかり、今まで同様に身近に感じてもらえる施設にするには、矢吹町中央公民館や矢吹町図書館の名前を残す必要があると考えます。そのような要望も出ております。この複合施設の建設は、自治体のコスト削減、人件費抑制を求められる中で持ち上がった事業でもあると思います。第6次矢吹町行財政改革大綱を見ますと、社会経済情勢の変化という見出しの中で高度情報化ICTの活用に触れ、利活用による住民サービスの向上が期待されると書いてあります。

各企画、イベントの案内、観光、風景などの町の魅力発信や各情報の発信、デジタル化された歴史資料の鑑賞、館内の案内サービスなどなど、多彩な内容が効率よく発信できるデジタル化ICT化を導入しようとしているのか期待するところであります。

そこで質問です。

1、災害復興のシンボルとしての矢吹町複合施設、中央公民館、図書館等の運営体制は公民連携を検討しているとのことですが、運営の顔がわかる具体的方向性を示しているのではないのか。

2つ、情報発信の場である町民交流ホールに、ICT情報通信技術、例えば、デジタルサイネージやペッパーくんのようなロボットの活用の可能性はあるのか。

3つ目、愛称はこれからですが、矢吹町中央公民館、矢吹町図書館の文字を愛称とともにメインエントランス等に表記できないかであります。

続いて、篤心会の運営する特別養護老人ホームについてであります。

社会福祉法人篤心会が運営する仮称特別養護老人ホーム、エルピス矢吹の建設が予定されております。その建設計画説明資料によれば、本町の介護保険施設の基盤整備のための公募を受けたとあります。平成32年4月に開所予定で、特徴として全室個室づくりのユニット型特養で80床、ショートステイ20床で、規模的には寿光園とほぼ同じと認識しております。

この社会福祉法人が運営する施設への入居待機者は100人との回答でした。本町では、約56人ほどの入居待機者がいるとのことでもあります。このような状況ですから、早い開所を町民の皆さんも強く望んでいると思います。私も同じ思いであります。しかし、開所予定の施設に、本町の待機者全員が常に入居確保ができるので

ありでしょうか。さらに、本町の保健福祉介護保険事業計画では、国の方針である社会保障の抑制に向けて、病院や介護施設から在宅医療介護へのシフト、施設から在宅へを勧めている計画・内容になっております。そこで、本町は、住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせるまちを基本理念として、地域包括システムの構築を目指した高齢者施策が展開されていると理解しております。

あくまで病院や介護施設から在宅医療介護へのシフトへの推進です。これは、介護保険対象者に対しては、家族の誰かが手助け、介助の負担をする、しなければならないという施策になっていると思います。施設から在宅へ、家族による無償の負担の一方で、限られた要介護者の施設入居、こうしたことにもかかわらず、特養ホームの整備事業の推進に大きく寄与する公益施設として、本町は評価1億円の町有地を50年間の貸借契約を結び、最初の10年間は賃貸無料で契約する考えであると回答されております。

以上のことから質問させていただきます。

この老人ホームは広域型として運営されるが、ほかの市町村からの経営の実現に向けた負担や支援があるのか。

2つ、この老人ホーム経営に、介護事業の充実と質の向上を求める目的で、本町はどのようにかかわることができるのか。

3つ目、町有地である施設敷地を、10年間賃貸料を取らないで貸すとの考えのようですが、これ以外に、この老人ホームの経営に向けていかなる支援や負担があるのか。

最後の質問として、子育て支援についてであります。

子育て支援保育拡充政策により労働生産性成長率、経済成長率、子供の貧困率、合計特殊出生率の改善が図られるとも言われております。年金や介護など、ほぼゼロだった日本の高齢者福祉政策が着実に整備されてきているように、子育て支援も同様に改善していく可能性があり、国もこの方向に沿った政策を推進し始めております。

こうした背景にあつて、子供を安心して産み育てることができるまちをつくりますとの政策で、本町はこれまでに、質問ですが、段階的に幼保無償化を推進している、一方、国は31年度のみ全額国費負担、翌年度から地方にも費用負担を求めているとのことですが、本町独自の子育ての支援には、国の方針に左右されることのない幼保無償化を図ることが大切だと考えます。見解をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町複合施設運営体制の具体的方向性についてのおただしであります。矢吹町複合施設は、公民館機能、図書館機能、子育て世代活動支援機能、観光交流機能の4つの機能を複合化した施設であり、矢吹町の中心市街地のにぎわいを創出するほか、東日本大震災からの復興のシンボルとなる施設であります。

現在、平成32年度の開館を目指し、矢吹町複合施設整備検討委員会での協議、住民説明会、公民館等の利用者説明会、社会教育委員の会及び文化振興審議会への説明会等による意見の集約を重ね、実施設計作業を進めておりますが、開館後の運営に当たっては、4つの幅広い機能を有する施設であることから、利用者が求める

さまざまなニーズを把握し、各機能の連携による効果的なサービス展開を図るとともに、矢吹町複合施設全体を総合的に管理し、効率的な運営が可能な管理運営システムを構築する必要があります。

また、矢吹町複合施設基本計画では、管理運営の基本的な考え方として、公共施設等の運営や維持管理等を行政と民間が協働の考え方にに基づき連携することにより、民間の創意工夫等が活用され、行政の効率化等が図られる公民連携による運営体制を構築することとしております。

これらを踏まえ、矢吹町複合施設の管理運営については、民間等のノウハウを導入することにより、複合化のメリットを最大限に生かしたサービスの提供や施設管理業務の効率化を目指しており、中央公民館、図書館、子育て支援機能、観光交流機能の全てを、公民連携の手法の一つである指定管理者制度の導入や、包括的民間委託による運営を基本として、現在、検討しているところであります。

また、運営方針等については、既存の文化振興審議会等を活用し、十分に議論しながら、これまでよりもさらに町民の皆様へ寄り添ったサービスの展開を図ることを最優先に考えてまいります。

なお、公民連携をもとに運営してまいります。公民館、図書館の法的な位置づけについては、これまでと同様であり、変化があるものではありません。

中央公民館については、社会教育法第20条に規定されております「生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を目的に各種事業の展開を図ってまいります。

図書館については、図書館法第1条に規定される「教育と文化の発展に寄与する目的の達成」のために、今後も各種事業を進めてまいります。

矢吹町複合施設では、民間事業者のノウハウや活力の導入と、教育委員会の運営支援による連携、4つの機能の連携により、これまで以上に町民の皆様が生涯にわたり生き生きと学習し、楽しく交流ができる場となるよう、運営体制の構築、環境の充実を図ってまいります。

なお、運営体制の検討結果につきましては、今年度末を目途に矢吹町複合施設管理運営方針としてまとめ、原案としてお示ししたいと考えております。

矢吹町複合施設が中心市街地のにぎわいの拠点として、全ての町民に親しまれ、利便性が高く、かつ今まで以上に効率的な組織運営体制を整備し、（仮称）矢吹町複合施設基本計画でキャッチフレーズとして掲げた「集い・学び・遊び・育むフロンティア広場」の実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民交流ホールにおけるデジタルサイネージやロボットの活用についてのおたただしですが、まず、デジタルサイネージとは、屋外や店頭、公共空間や交通機関など、あらゆる場所でディスプレイ等の表示機器を使って情報を発信するメディアの総称で、電子看板やデジタル看板とも呼ばれています。

デジタルサイネージ等の活用については、矢吹町複合施設が4つの機能を集約した施設となることから、来館者や利用者に対して、それぞれの機能から発信される多くの情報を効率よく伝える手段が必要であり、その一つとしてデジタルサイネージの活用が大変有効であると認識しております。

現在は、デジタルサイネージを見れば、館内の催し物や施設の予約状況などが一目で理解できるよう、表示する機器、設置する場所について検討を進めております。

なお、議員ご提案のロボットなどによるA I人工知能の活用に加え、バーチャルリアリティーと呼ばれる仮想現実や、オーグメンテッドリアリティーと呼ばれる拡張現実など、見て楽しめる、かつ見てすぐに理解できる手法などについても、将来を見据えながら今後検討してまいりたいと考えております。

これからの社会教育を含めた教育全般、その他の分野におきましても、I C T情報通信技術を活用した環境整備が大変重要であり、複合施設を初め、各施設においても取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町中央公民館及び矢吹町図書館の文字をメインエントランスに表記できないかとのおたただしですが、矢吹町複合施設の4つの機能のうち、公民館機能、図書館機能につきましては、矢吹町中央公民館、矢吹町図書館の統合により整備されますが、これらの施設名がなくなるわけではなく、また、先ほど答弁いたしましたとおり、法に基づく各施設の位置づけが変わるものではありません。

そのため、より使いやすく、明るくて、新しい施設が矢吹町複合施設として完成し、各施設の名称、目的などは、今までどおり変わらずに運営されることとなります。

議員おただしのとおり、複合施設に包括される中央公民館、図書館を含めた名称、機能を施設の利用者や住民の皆様に対し、わかりやすく施設内外に表示する必要性は十分認識しており、今後、公募を予定しております愛称と組み合わせた表記方法、表記場所などの詳細を詰めてまいります。

なお、表記方法などのサイン計画の決定に当たっては、複合施設の外観、町並みの景観などに調和したデザインを考慮しながら、利用者の視点に立ったわかりやすい公共サインとなるよう、施設内全体のデザイン計画、複合施設までの案内看板の設置なども含めながら検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、広域型として運営する老人ホームへの他市町村からの負担や支援についてのおたただしですが、広域型特別養護老人ホームにつきましては、定員が30名以上であり、居住地域がどこであっても申し込むことができる施設となっており、町内では、特別養護老人ホーム寿光園が広域型として運営されております。

これに対して、地域密着型特別養護老人ホームという施設がありますが、定員は29名以下であり、施設がある市町村の住民のみ申し込みができる施設であり、町内に該当する施設はありません。

現在、近隣市町村においても広域型特別養護老人ホームが開設されており、矢吹町の住民で他市町村の施設に入所している方もおりますが、町では他市町村の広域型特別養護老人ホームに対し運営のための支援を行ったことはありません。

また、今回、本町へ開設予定の事業者である篤心会につきましても、矢吹町以外の自治体の支援を要請していない状況にあり、他市町村からの支援や負担はないものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、介護事業の充実と質の向上を目的とした町とのかかわりについてのおたただしですが、特別養護老人ホームでは、常に介護を必要とし自宅での介護が困難な方が入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などを受ける施設サービスと、1週間程度の期間宿泊しながら日常生活の介護や機能訓練などを受ける短期入所生活介護サービスがあります。

いずれもホームヘルパーやデイサービスなどと同様に、利用者の担当ケアマネジャーが利用者の生活の質の

向上、能力に応じて自立した生活をするができるよう立案するケアプランによる形で、サービスを提供することとなっております。

特別養護老人ホームの指導及び監査につきましては、県が実施することとなっております、町が施設内に立ち入って調査、指導を行うということはありませんが、施設では、利用者の家族などから寄せられた苦情について検討、対応するため、有識者などから構成する第三者委員会の設置を予定しております。

また、本町では地域包括支援センターに対し、さまざまな事業を委託しておりますが、その中に包括的・継続的ケアマネジメント支援事業があります。この事業では、包括支援センターの主任ケアマネジャーがケアプランや支援についてさまざまな相談に応じたり、介護サービス事業者向けの研修会を主催し、ケアマネジャーの実践力向上、連携強化の支援を行い、介護事業者のサービスの質の向上に努めております。

今後、町といたしましては、包括支援センターなどと連携し、担当職員が事業者向けの研修会に定期的に講師として参加するなど、サービスの質の向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、老人ホームの経営に向けた町での支援や負担についてのおたただしであります。まず、県から受けられる補助といたしましては、施設整備費補助及び開設準備補助があります。

施設整備費補助につきましては、施設を建設するための補助であり、平成30年度の補助単価は1床当たり330万円、短期入所はその半額の165万円となります。

今回、整備予定の施設につきましては、入所が80床、短期入所が20床でありますので、合計で2億9,700万円となります。

また、開設準備補助につきましては、開設するための経費に対する補助であり、備品購入費や給料、職員手当等も含まれております。

本補助金は、入所80床のみが補助の対象となり、単価は1床当たり80万円で、合計6,400万円となります。

これらの金額につきましては、あくまで平成30年度の単価による仮の算定額ではありますが、以上のとおり、施設整備費補助2億9,700万円、開設準備補助6,400万円、合計で3億6,100万円が県から受けられる補助となります。

なお、町としての支援につきましては、現在、篤心会からは土地の賃借料以外の支援についての要望はなく、本件以外の支援について実施する考えはありませんが、施設サービスを必要としている多くの入所待機者の解消のため、早期開所に向けて町といたしましても最大限努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

幼稚園保育園の保育料無償化についてのおたただしではありますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、「子ども」の分野の「未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります」という指針に沿って、子育て支援の充実を図るため、保育料等の

無償化につきましては、子育て支援策の一つとして重要な施策であると認識しております。

本町においては、子育て世帯の負担軽減を図るため近隣市町村に先駆けて、平成19年度から第3子以降の幼稚園保育園保育料の無償化事業に取り組んでまいりました。

さらに、平成29年度からは町独自で幼児教育の段階的な無償化に取り組んでまいりました。平成29年度は幼稚園保育料の無償化、平成30年度は町内に居住する5歳児について保育園保育料及び町内の幼稚園預かり保育料の無償化を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ってきたところであります。

国は、平成31年10月から幼児教育無償化の実施を予定しており、具体的な手続等に関しては、現在、検討が行われ、詳細については現時点において示されていない状況にあります。

このような状況の中、本町においては、国に先駆け、平成31年4月より、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯及び3歳児、4歳児の保育園保育料と、3歳児、4歳児の町内の幼稚園預かり保育料の無償化を町独自で実施するため、本議会定例会において関係する議案について上程させていただいているところであります。

幼児教育無償化の国と地方の負担割合などの具体的な内容については、国の来年度の予算編成や国会審議等が進みますと内容が明らかになりますが、地方負担の割合にかかわらず、本町といたしましては幼児教育無償化を進めてまいりたいと考えております。

今後も、国の動向を注視しながら、来年4月の無償化実施に向け、万全な準備を進めるとともに、子育て世代に寄り添った、切れ目のない支援策の充実を図り、若い世代から選ばれる、子育てに希望の持てる矢吹町の実現に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

再質問に移らせていただきます。

まず、複合施設に関してであります。答弁の中で、それぞれ各事業等があるということで、運営支援等に関して、今年度中に矢吹町複合施設管理運営方針を原案ということで示すということですが、運営をめぐって、直営、または指定管理制度を利用した運営の仕方があります。とりわけ、いろんな図書館等、またそういった複合施設の視察をして説明を受けるんですけども、そんな場合にも直営という、それで運営しているというのが聞かれます。そういったことで、年度末にはそれぞれはっきりするかもしれませんが、この直営方式、また指定管理制度の運営、その取り組み、またどちらにするのかとしての考えを聞かせていただければと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問に答弁いたします。

直営なのか指定管理なのかということのおただしでございますけれども、ただいま答弁あったとおり、公民連携というものを基本的に考えております。それで、民間のアイデアとかというものは積極的に取り入れて、

利用者の方が望む形でさまざまな事業をやっていきたいなと思っております。

公民連携、さまざま手法ございますけれども、中でも、指定管理というものであったり、包括的民間委託というところで施設の維持管理だけじゃなくて、企画全体も民間のほうにアイデアをいただくというところもどうかというところで、ただいま検討を進めているところでございます。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 指定管理者制度ありきではないと、今の答弁等で確認できたかなと思います。今の時点では公民連携、これを軸として進めていくというふうに理解しました。こんな場合、では行政は、私、直営というふうになると、行政が職員としてその施設内に配置される、そして、なおかつ民間、NPO、またその関連団体からのノウハウを得て、それで進めていくという一つの公民連携。それに対して、指定管理者制度というのは、あくまでお任せすると、あとはもう書類の選考で、内容で決めると、そういうふうに理解しておりますが、あくまで公民連携、この中身、どういうふうな姿を考えているのかを質問いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） それでは、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいまのどんな形が望ましいかというところで検討している段階でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） ありがとうございます。

複合施設というのは、利益を求める施設ではないと、そう理解しております。そして、なおかつ、地域に根差した施設であると。そういう意味では、ほかのところから来てそれを運営するというのは、なじまないのかなと私自身は考えております。そういう意味で、公民連携の中身、これから絞られ検討されると思いますが、ぜひ地域の顔となる施設ですので、そこら辺を重々考えて進めていってもらえればなと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

情報通信技術ということで、やはりこれは、今、世界の先端、そして日本、そしてこの地域にも必要性、その利用活用というのは大いに考えられているところであります。そういった中で、今回できる複合施設の中で、私の質問の中にもありましたように、地元の魅力を発信する。そしてさまざま情報において、その場で簡単に内容を編集することができる。そしてビジュアル、目で見ることができ音声で聞くこともできる。まさに、この施設内にある交流スペース、エントランスホール、そういった中で、こういった情報通信技術を利用することは大いに見直していくべきだと考えられます。

こういった価値のある機器だからいいねということになるとは思うんですけども、果たして財政面から考えたらどのように考えていっているのか、現実的なのか、そこら辺を含めてお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問に答弁いたします。

I C T関係のデジタルサイネージであったり、いろいろ見ることで、そして楽しむことということで、十分活用できるものであるということで、私どものほうでは、できれば積極的に取り入れていきたいというところで、検討しているところでございます。

それで、I C Tについては、来ていただく方だけではなくて、運営する側としても、取り入れることで職員の負担軽減にもつながるものであると考えておりますので、その辺、費用面の算定については、これからでございますけれども、十分検討した中で積極的に取り入れていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） ありがとうございます。

積極的に取り入れるという認識を伺うことができて、私のほうとしても期待しております。

ともかくそれに加えるのであれば、2020年、ご存じのように、小学校での学習指導要綱ですか、要領ですか、そこではプログラミング教育というのが入ってきます。まさにこういった機器、I C T機器が身近な施設で使われているというのは教育的効果からいっても非常に有効であると、という点で、これはぜひ導入していただければなと思っております。

続きまして、特別養護施設、老人ホームに関してであります。

やはり私の質問の中にもありましたように、評価1億円の町有地を賃借料無料で貸すということですが、全体的に見たとき、この町の養護施設への、こうしてほしいという強い要望等の入る余地が余り伝わってきません。

それから、こうした施設に入られる方というのは数%であります。ほとんどの方は在宅、そして家族が面倒を見るというのは現実的ではないでしょうか。つまり、この施設に関して、この町が支援する部分と比較して、余りにも、そのほかの対象者の受益と比べれば、この町支援は大き過ぎると私は思い、ぜひこの点に関して見直す必要があるのではなからうかと思っておりますが、この点に関しての考えをお聞かせください。

○議長（大木義正君） 富永議員、具体的にどの支援が大き過ぎるといえるか、わかれば。

1番。

○1番（富永創造君） 具体的な内容なんですけれども、まず、この施設に入る条件、これは要介護3からです。

しかし、要介護2の症状等を見ますと、ある程度の痴呆状態でもあり、排泄、そして食事関係は介助が必要であるという負担、その対象者の負担、さらに在宅介護者、これは平成30年7月、町からの資料なんですけれども65歳以上が5,044名、間違っていたら指摘ください、そのうち在宅介護者は446名の58%、そういった中で施設介護利用者161名、3%であります。つまり、こういった数値から見てもわかりますように、全要介護なり、そういった施設を求める方が少ない。そういった中で3%なんです。そういったバランスを考えた中で、町独

自に評価1億円もする土地を賃借料無料で10年貸す、そういう考えである。なおかつ、この土地に関しては50年契約を結ぼうともしている。そういった中でのバランスも含めて、全体の受益者とのバランスも含めて、果たしてこの方向、考えは妥当なのであろうか、そういうことで質問いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 1番、富永議員のご質問にお答えをいたします。

まず、介護保険の関係で私のほうからご説明をさせていただきます。

介護保険の、まず被保険者5,044名ということで、おっしゃるとおりです。そのうち、介護保険の認定者736名、そのうち介護サービスを使っている方については、数字ちょっと持っていないんですが、約700名前後というふうに認識しております。介護の認定を受けた方につきましては、それぞれの介護度、それからご家庭の状況等によりまして、それぞれの方に見合ったサービスを受けることになります。ご指摘の特別養護老人ホームにつきましては、要介護3以上の方ということで、ご自宅での介護が難しいだろうというような方がそれぞれ入所されているような状況でございます。

あと、1億円の支援策につきましては、企画総務課長のほうからお答えをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員のご質問にお答えいたします。

まず、1億円という金額についてのお話ですが、これまでも何度か答弁させていただいたことありますけれども、それは一般的に公売的な売り方をする場合、1億円という町の行政財産の評価をして1度は予算化した経緯はあります。ですけれども、今回、篤心会という社会福祉法人というところが介護事業に展開するに当たり、町有財産を利用したいという申し入れがありました。

このことにつきましては、昭和38年でありますけれども、当時の自治省から各都道府県、あるいは市町村に対しまして、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の準則というものが示されました。それに基づきまして、福島県、多分、全県的に同じだと思うんですが、公益的あるいは公共的に事業を展開する場合についての貸し付けについては、十分配慮するよにということで、趣旨を理解いたしまして、それにあわせて町では昭和39年になりますけれども、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例を規定いたしました。その中で、公共用または公益事業の用に供するための普通財産というところで、この条例に基づきまして、今回無償としている考えでございます。

これまでも、町ではなく、ほかの団体が事業を興そうとするときに、例えばですけれども、ひかり保育園を民営化いたしました。現在、ひかり保育園の建物につきましては無償譲渡、土地は無償貸与。あさひ保育園の民営化につきましては、土地建物とも無償貸与。あと、直近では、商工会の事務所につきましては無償譲渡しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

○1番（富永創造君） 以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後1時から……

（午後 零時00分）

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 鈴木隆司君

○議長（大木義正君） 通告3番、8番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

午後一番の一般質問、通告書に従いまして、大項目3点ほど質問をさせていただきます。

まず最初は、消防署建設予定地についてであります。

老朽化に伴って消防署の建設が決定しております。その消防署建設の予定地につきまして、地元住民の反対により変更の方向で話が進んでおりますが、以下の点についてお伺いをいたします。

（1）番、最初に買った八幡町地内の土地は、今後、この変更に伴い、どのようにするのかという質問であります。

私たち議員は、この土地について、当初600万の予算を決め、そして、またまた補正で3,000万の金額が上がってまいりまして、これも認めております。この消防署の移転問題は、それはそれとして、私は9月議会で、この質問に対して問い合わせたところ、議場からやじが飛んだり、何か議長に取り上げてもらえませんでした。私たちは、その600万、3,000万という予算を認めているわけですから、これが変更となると、一体その後どうするんですかという質問は、これは議員の使命として当然の質問です。そういうことで、また今回、同じ質問を上げた経緯がございます。

（2）消防署建設用地として協力をいただいた元地権者との話し合いの経緯、結論についてをお伺いをいたします。

3番、公共用地買い上げという税制の優遇措置が、この変更により、今後どのような適用になるのかについてお伺いをいたします。

大項目の2番です。

道の駅の仮設実験店舗として、「おいしい矢吹マルシェ」が約1カ月間にわたり運営をされました。よって、以下の点についてお尋ねを申し上げます。

（1）総予算の内訳と資金使途の内訳についてお尋ねをいたします。

(2) 期間中の入場者数と収支の明細についてをお伺いをいたします。

(3) 運営の委託をしております道の駅やぶき地域協議会の方々から、この1カ月間の期間運営中に出了た意見や提案、それから要望についてありましたらお伺いをいたします。

大きな3番、上下水道事業についてお伺いをいたします。

人口減少の社会が予想される中、水道事業の収益が減るとようなことが危惧されております。民営化等の議論が今国会の中でも議論されておりましたが、矢吹町にとってどのような方向でいくのかについて、以下の点についてお伺いをいたします。

当町の上下水道について、民営化、広域連携を検討しているのか。もしそのような話し合いが進んでいるのであれば、現在の進捗状況、話し合いの中身等についてお伺いをいたします。

(2) 上下水道事業の10年後、また20年後の収益のシミュレーション、また老朽化による修繕費用が今後どのようにかかることが予想されるのかについて検討資料があればお伺いをいたします。

(3) 民営化、広域連携、官民連携の運営法がありますが、当町としてはどのような方向性、どのような選択肢で今後進めるのかについてをお伺いをいたします。

以上3点、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木隆司議員の質問にお答えします。

初めに、消防署用地として購入した八幡町地内の土地についてのおたただしであります、薄葉議員への答弁と重複いたしますが、元地権者の方には、八幡町の土地での消防署の建設を断念すること、また、別の場所に消防署を建設することについてご理解をいただいたところであります。

その後の話し合いの中で、八幡町の土地の将来にわたる有効的な利活用等についても検討し、協議した結果、当該用地を元地権者へお返しするという形が最も有益であるとの結論に至りましたので、今後、その手続を進めていくことにつきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、八幡町地内の用地に関する話し合いの経緯と結論についてのおたただしであります、さきの9月議会閉会后、改めて、元地権者の方には、矢吹消防署庁舎建設のために土地を町に協力していただきましたが、矢吹消防署庁舎が建設できなくなり、大変ご迷惑をおかけしたことに對し丁寧に説明し、おわび申し上げてまいりました。

また、矢吹消防署庁舎を別な場所に建設をすることにつきましてご理解をいただいたところであります。これまで元地権者の方から、町の事業へ協力したこと、別な場所での建設となったことへの思いなどをお聞かせいただき、話し合いを深めてまいりました。その結果、当該用地を元地権者へお返しするという形が最も有益であるとの結論に至りましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、用地買い上げの税制優遇措置についてのおたただしであります、先ほど答弁いたしましたとおり、元地権者へ当該用地をお返しすることになったため、その手続を行ってまいりますが、今月中に売買代金を町へ返還していただき、登記手続を行うことで本年分の収入にならないことから、申告は不要となることについて

税務署と協議、確認しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅の仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」の総予算と資金使途の内訳についてのおたただしですが、道の駅推進事業につきましては、現在、道の駅整備に向けて、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関などで構成される道の駅やぶき地域協議会を中心に、矢吹総動員で取り組んでおります。

本町では、道の駅整備に向けた具体的な推進のため、道の駅やぶき地域協議会より提出された補助金交付申請書に基づき、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付決定を行っております。

その使途については、地域商社設立支援、仮設実験店舗の開設・運営、料理・特産品イベントの開催、矢吹ブランド認証制度の導入支援、開拓ロード整備に当たる経費となっております。

また、本事業に係る財源の内訳につきましては、補助申請額2,875万8,000円のうち、国の交付金である地方創生推進交付金の補助対象となる2,800万円の2分の1である1,400万円が交付され、本町負担分である1,400万円に対する地方財政措置につきましては、当該事業のうち5割が普通交付税、残りの5割が特別交付税により措置されることとなっております。補助対象外の75万8,000円は町負担となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、期間中の中場入場者数と収支明細についてのおたただしですが、道の駅仮設実験店舗運営事業の実績等につきましては、受託者である株式会社流通研究所におきまして、来年3月に開催予定の道の駅やぶき地域協議会に向け、日ごとの農産物や食品などの部門別の売上高、レジ通過客数、出荷者や消費者アンケート結果、運営体制の検証結果を初め、現在集約途中であり、また、今後開催される第2回仮設実験店舗運営部会で意見を伺い、道の駅開業に向けた課題整理と取り組みに対する提案をまとめることとなっております。

なお、実績等がまとまり次第、議員の皆様にご報告いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅やぶき地域協議会からの意見や提案、要望等についてのおたただしですが、道の駅やぶき地域協議会では、6月に第1回道の駅やぶき地域協議会総会を開催し、今年度の事業計画等の承認を受け、現在は、地域商社設立支援、仮設実験店舗の開設・運営、料理・特産品イベントの開催、矢吹ブランド認証制度の導入支援、開拓ロードの整備に向けた事業等に取り組んでおります。

また、8月には仮設実験店舗を所管する仮設実験店舗運営部会を開催し、出席された委員のご意見、ご提案をもとに、仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」の開設と運営に反映いたしました。

さらに、開設期間中においても、随時、助言等をいただいたものにつきましては、受託者において、よりよい運営のため生かされたと考えております。

なお、先ほどの答弁と重複いたしますが、当該事業の実績につきましては、受託者において来年3月に開催予定の道の駅やぶき地域協議会に向け、現在集約中であり、今後開催される第2回仮設実験店舗運営部会で意見を伺い、道の駅開業に向けた課題整理と取り組みに対する提案をまとめることとなっております。

実績等がまとまり次第、議員の皆様にご報告いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、上下水道事業の民営化や広域連携等についてのおたただしですが、本町の上下水道事業につきましては、平成29年3月に策定し、議会全員協議会で説明いたしました「矢吹町水道事業経営戦略」「矢吹町下水道事業経営戦略」に基づき、平成38年度までの経営について一定の方向性や方針を示しており、人口減少や

料金収入減少を見据えた計画になっております。

このような中、水道事業の民営化、広域連携の動向につきましては、福島県では、県が主体となって県内全域あるいは地区単位で講習会や担当者会議を開催し、広域連携等に係る課題や知識を深めているところであります。

また、今国会において水道法の改正案が可決され、改正内容の一つとして広域連携、官民連携の推進が盛り込まれていることから、今後は、県が市町村連携の推進役を担うこととなります。

具体的な改正内容といたしましては、水道法第5条の3において、都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができるとされております。

また、同法第5条の4においては、都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として広域的連携等推進協議会を設置することができるとされております。

官民連携につきましては、民間事業者が水道事業に参入しやすいよう、許可制度を導入する内容となっております。具体的には、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま施設の運営権を民間事業者に設定する「公共施設等運営権方式」による運営が可能となるなど、水道法が改正されますと、水道事業の民営化や広域連携、官民連携が加速すると考えております。

その一方、下水道事業につきましては、都道府県は国から平成34年度までに汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」を策定するように要請されております。

福島県では、全59市町村に、関連機関である公益財団法人福島下水道公社、福島県土地改良事業団体連合会等を加えた「汚水処理事業の広域化・共同化計画検討会」を設置し、農業集落排水事業を含めて幅広く検討しているところであります。本検討会は、計画策定に向けた協議、検討を円滑に進めるため県内を5つの方部に区分しており、本町は県南方部に所属して協議に参加しております。

上下水道事業につきましては、今後も長期的な視点で経営基盤の強化を図り、民営化や広域連携等について検討する必要があると考えており、国の動向を注視し、関連自治体と広域的な上下水道経営のあり方について協議を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、上下水道事業の収益シミュレーションと老朽化による修繕費用等についてのおただしであります。本町では「矢吹町水道事業経営戦略」「矢吹町下水道事業経営戦略」に基づき、人口減少等に伴う料金収入の見通しや、施設設備の老朽化による更新計画等を定めております。

初めに、水道事業における人口減少に伴う料金減収については、平成27年10月に策定した「矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に基づき給水人口を推計した結果、平成29年が1万6,460人、平成38年が1万5,750人と、約5%の減少を見込んでおり、同様に、給水にかかる収益及び料金徴収の対象となる有収水量につきましても約5%の減少を見込んでおります。

また、施設の老朽化対策に係る費用につきましては、平成38年度までの期間において、管路更新及び老朽化施設の更新を計画的に進めた場合、年間1億2,000万円の費用を見込んでおり、人口減少等に伴う料金収入の減少が予想されますが、「矢吹町水道事業経営戦略」に沿って計画的に更新等を行うことで健全な経営に努めてまいります。

なお、事業収入による持続可能な水道事業経営を目指し、企業債残高についても世代間負担の公平性を考慮した上で、残高の通減を図るとともに、施設の統合や投資の合理化等により経費の節減に取り組んでまいります。

次に、下水道事業におきましても水道事業と同様に、人口減少等に伴う料金収入の減少及び老朽化施設の更新や延命化の費用を見込んでおります。

なお、下水道整備関連の交付金を活用し、計画的に下水道区域の計画的な拡張、整備を行い、受益地の拡大及び接続率向上を目指し、経営基盤の強化に努めてまいります。

今後も、安全・安心な上下水道事業経営に努め、災害に強い施設を目指して居住環境の向上に寄与するとともに、安定した上下水道事業を継続していくため、施設の適正な維持管理による経費節減及び経営の健全化に引き続き努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、上下水道事業の運営方法の見直しについてのおただしであります。先ほどの答弁と一部重複いたしますが、今国会において水道法が改正されたことから、今後は広域連携や官民連携の推進が期待されるところであります。

本町の選択肢の一つとしましては、水道事業においては、白河地方市町村圏整備組合からの受水団体である白河市、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町及び本町による広域連携が想定されます。これらの6市町村は、堀川ダムの水を利用し供給されていることから共通事項が多く、広域連携の協議、調整を図りやすいことが主な理由であります。

次に、下水道事業においては、阿武隈川上流流域下水道県中処理区の構成自治体である郡山市、須賀川市、本宮市、鏡石町及び本町、さらには流域下水道処理施設を管理運営している福島県を含めた広域連携が現段階では想定されております。

水道事業と同様に、同じ処理区の構成自治体であるため共通事項が多く、広域連携の協議、調整を図りやすいと考えておりますが、上下水道事業を総合的に検討いたしますと、各事業の構成自治体が異なるため、連携を密にしながら進めていくことが必要であります。

いずれにしましても、上下水道事業は長期的な視点で検討する必要があり、現段階では広域連携を最優先として、経営基盤の強化を図りながら広域化を総合的に検討してまいります。

住民の皆様にとってよりよい運営のあり方を関係自治体と協議し、最も望ましい民営化、広域連携、官民連携等を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 再質問させていただきます。

まず、1番の消防署建設用地につきまして、（1）の買ってしまった土地をどうするのかという問題につきまして、冒頭にも話しましたが、本当はこれ、9月議会でぜひ取り上げていただけるべき事項だったんですが、地権者にお返しするのが望ましいということで合意解除という形になったということです。

まず、この合意解除について少しお尋ねしますが、この合意解除、町のほうでもお返ししたほうが望ましい

という話が町長の答弁でございましたが、これ、どちらから合意解除というような方向性が出たんでしょう。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えをいたします。

9月定例議会後、元地権者との話し合いの中でさまざまなお話をさせていただきまして、双方でこのような形が一番いいということに合意に至ったということでございますので、どちらがというところではございませんで、双方で合意に至ったということでもあります。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 双方でということですが、お互いに同時に合意解除という言葉はあり得なくて、これはいいです。ただ、今後の問題として、今後この問題がこじれないと思いますが、仮にこじれていくと、これどちらが言ったかという話が物すごく大事なんです。どちらが解約を申し出たかという話が物すごく大事になってくるので聞きました。

それで、この合意解除の中の中身としまして、さまざまな金銭的な問題もありまして、町長のほうから耕作できなかった金額、あるいは原状復帰の金額というようなお話があって、これは当然そのような話になっていくと思います。登記料も町で持つんだということですが、登記に関しましては、元地権者からお金が返ってきた段階で名義が変わると思いますが、これは先ほどから話出ている合意解除という登記になるのか、それとも買い戻し売買となるのか、それとも、間違った錯誤となるのかについてお伺いをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

登記の目的は所有権の抹消登記で、原因は合意解除というところでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） ありがとうございます。

それで、今度また費用に戻りますが、耕作料の補償とか原状回復の費用のほかに、例えば土地改良区の話に移りますけれども、地区除外の一時決済金、あるいは今年度の負担金、これはどちらが支払うんでしょう。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えをいたします。

補償する内容につきましては、さきの全協でお話ししましたとおり、1年間耕作できなかった部分と原状回

復費用のみというところで、元地権者との合意に至っております。それ以外の部分については、補償の話は出ておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 補償の内容についてお尋ねしまして、今の答弁のほかにも、この問題はどうか。細かい話ですけれども、例えば、売買契約書の印紙代とか、地権者の領収書の印紙代とか、もろもろかかるわけです。売買時の印鑑証明代とか。この辺も全部これ地権者持ちということで納得されたのでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えをいたします。

当初の契約に当たりまして、今回の合意解除の契約に当たりまして、経費につきましては全て町のほうで負担をしております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） ですから、先ほどは原状回復と耕作料のみと言ったんですが、やっぱりそれも含まれるということで、やっぱり私の質問のとおりだったということで。

私が、なぜこれを聞くかと申しますと、先ほど、同僚議員の中にもありましたが、今回の一連の消防署の地元の反対運動によって場所が変わると。場所が変わったことに関しては皆さん合意のもとですから、これはこれでよかったんですが、実はさまざまな経費がかかったわけです。先ほどの同僚議員の、責任という問題に関して、通常の手続で議会の議決をもって全く問題なく締結した話だから、弁護士と相談しても責任はないものと考えるという答弁でしたが、本来使わなくていい公金が出ているわけです。ある意味、町にとって損害になるわけです、このお金は。ですから、この問題に関しては町長はどういうような見解をされているのかをお尋ね申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの5番、薄葉議員の質問と重複いたしますが、先ほども申し上げました。

この件については、さまざまな問題等について、今、鈴木隆司議員から言われたこと等も含めてさまざまな質問、質問というか、さまざまな項目について協議をさせていただきました。それにつきましては、弁護士の見解としては、責任はないというような判断でございます。内容等については先ほど答弁したとおりでございますので、省かせていただきます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 合意解除ってなかなか難しく、なかなか例えば地権者にとっては、町にとって公共事業だということでもかなり協力した結果、こういうことになったということですから、ただ、スムーズに話し合いが進んで合意解除ということで、何の問題もないということに関しては安堵しておりますが、今後、地権者から損害賠償とかそういうのはないということで認識してよろしいですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えをいたします。

この合意解除契約に当たりましては、先ほど申しました補償内容を補償するというほかに、もし補償する損失等がある場合においては別途協議するという条項を盛り込んでおりますので、元地権者の方が何か提示されることがあれば協議する状況にはあるというところでございます。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 別途協議するというのが、ちょっと私たちは心配する部分がありまして、こういう質問をしました。できれば、本当に、雨降って地固まるではないですが、新たな場所が決まって進んでいくわけですから、なるべく穏やかにスムーズに話が行くことを望みたいと思ひまして、1番の質問は終わります。

2番の質問ですけれども、道の駅の仮設実験店舗につきまして、町長答弁をまとめますと、委託している業者に、年明けに詳細については発表するというような大まかな内容でした。

私がここで収支とかいろいろなささまざまなことを（１）、（２）、（３）で聞いたのは、実験店舗が終わってから、約もう1カ月過ぎているわけで、私が聞いている内容は答えられると思うんです。というのは、当然レジを使っていますから、レジで、毎日、日計表の集計、あるいは月末には月計表、月の合計というのがばんと出てくるわけで、年明けに発表するというようなことでは、我々、また地域の町民の方々も、この道の駅の実験店舗には注目していましたし、多額な予算をもってやっているわけですから、そういった発表が年明けになるというのは、ちょっと私も信じがたい面がありますが、いわゆるレジで毎日打っていた日計表、それからばっと出た月計表というのは町の手元にないのですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

すぐに数値、収支明細等が答えられない、出せないと町長が申し上げましたとおり、今回、委託した業者のほうで実績として報告書をまとめる内容には、仮設実験店舗、これまでの実験店舗を含みます30年度の事業の

計画やら仮設実験店舗の運営の目的、さらには実施のスケジュール、売上高、客数につきましても、日ごとの売り上げ、時間帯ごとの売り上げ、または商品ごとの売り上げ、さらには利用者のアンケートやら出荷者の意見、交換会等の結果、これらを踏まえた今後の道の駅事業の取り組みに対する課題というふうな膨大な資料を取りまとめることで、今、仕事を進めているところでございます。

ちなみに、町のほうには、売り上げと人数につきましての速報値としては手元に届いております。そちらについて申し上げますと、9月19日から10月16日までの28日間で、レジを通過した人数が合計で2,824人、売上額が298万5,146円でございます。ちなみに、1日平均ですと、レジ通過者が101名、売上額が10万6,612円となっております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 委託業者が膨大な資料をまとめて発表するんだという気持ちは十分通じています、わかっておりますが、私が聞きたかったのは、今、課長が答えられた、レジがあるわけですから日計表、月計表というのはすぐ出るわけだという話で、それをお尋ねしたわけで、今、数字を聞きました。

この売り上げに関して、ざっくり粗利で黒字か赤字かだけわかりますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

今のご質問に対する、粗利等につきましては把握してございません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 確かに、これ道の駅の仮設実験店舗ですから、最終的に黒字だったか赤字だったかというのを私は問題視しているわけではありません。ただ、全て何かこう外部業者に委託して来年発表するんだというところで、このぐらいいつかんでいるのかなということでお尋ねしたところ、把握していないということで、ちょっと危惧しております。

細かい話になりますが、これ日々の売り上げとかつり銭とか、そういうのはちゃんと金銭面は町に来ているんですか。外部業者が今でも持っているんですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

この金銭の管理につきましては、町から流通研究所のほうに委託料として事業の委託をしております。そちらの流通研究所のほうでは、町内から各出荷者に対しては、買い取りで行っておりますので、当然その中で適

正に管理をしているところと認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） この資金は、流通研究所に委託してあるというところは十分承知できます。ただ、先ほど、私、売り上げとか、そのお金が出荷者に払って、当然、領収書あって、その残っているのか、あるいはつり銭が町に来ているのかということで、何か重箱をつついたような細かい、何でこんな質問するんだろうということですが、我々議会はチェック機能というのがあって、実は、皆さんご存じのとおり、震災のときに、震災の補助金の一部ちょっと問題があったということが、記憶にまだあります。ですから、当然、さまざまな発表が年明けだということで、私は、じゃ金銭はどうなっているんだろうということを思ったもので聞いたわけで、町には、じゃ1円も残っていないということで解釈でいいんですか。全てまだ委託業者がそのお金を預かっているということでもよろしいんですか。それでよろしかったら、今現在、幾ら預かっているかという報告は町にあるんですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

町から地域協議会のほうに補助金をまず交付しまして、地域協議会のほうから流通研究所のほうには、今回の仮設実験店舗以外にも、今年度ほかにも幾つかの事業がございます。そちらのほうを一括して契約をして、お支払いをしているということでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 一括して預けてあるというところはわかるんですが、私の聞きたいのは、今現在、実験店舗が終わって1カ月経過した段階で、例えば、収支が赤字だったら当然残高はないんですけども、例えばつり銭とか、例えば収支が、お金が余っていたら、そのお金が今現在、町にあるのかなのかというのを聞いたんです。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、町からは地域協議会に対しまして、今回、補助金として、道の駅に関する事業に補助金を交付いたしました。地域協議会では、流通研究所のほうに委託契約を結んで、その金額全てをお支払いしております。最終的には、流通研究所のほうから実績報告を取りまとめて報告が上がってくるというふうなお金の流れでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 要は、向こうが持っているということだと思います。それで、多分、これ年明けに発表されるんでしょうけれども、この点お尋ねします。今回の実験店舗の方法として、例えば、町外とか町内のカウントはしたか、しないか、数字ではありません、したか、しないか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

道の駅の来場者並びにレジを通過した方、全てがどちらからというふうなことは、把握は、これは不可能でございます。一方、仮設実験店舗の中でアンケートをとっております。その方につきましては、男女別やら、お住まいの地区について、町内、町外は一部については把握しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 一問一答なので、細かくなってすみません。

これ委託しているわけですから、町が把握しているかどうかわからないんですが、委託先が、例えば上下線、上り線、下り線のカウントをしていたかどうか、町はチェックしているかどうかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えします。

先ほどのアンケートの中では、県内、県外というふうなことで、矢吹町外の方について具体的な市町村名までは把握しておりませんので、上下線の区分については把握しておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 矢吹町が将来、道の駅に対して本格的に取り組む場合、本当に多額なお金を投資するわけです。その前段として、この実験店舗にも多額な予算を計上してやっているわけで、年明けの報告書を期待して待ちますが、私の質問、大変細かいようでしたが、やっぱりそれだけ多額な資本を投下して、また、町民の方々の期待も大きい事業なので、こういう質問をさせてもらったので、年明けの報告書を期待してお待ちしております。

2番は、これで終わりました、3番、上下水道事業についてお尋ねを申し上げます。

先ほど、町長から本当に答弁のあったとおりで、これから本当に少子化によって収益が減る。まず、老朽化

した施設をどんどん直していかなきゃ、どんどん施設は老朽化していくということで、全国で30%ぐらいの、今、自治体が水道経営に対して赤字、そして水道管は地球2周半ぐらいあるんだというような、本当に想像を絶するような管が埋設されているわけでございます。

当町にとっては、今のところ順調に水道事業の経営はしておりますが、先ほどのシミュレーションをお尋ねしたり、町でさまざまなことを調査している答弁がございましたが、矢吹町にとっては、今、全国で30%が赤字ということで、そこまで到達する危機感は、今のところないということで認識しております。ただ、管はもう40年ぐらいが限度だと言われておりますから、ここでお尋ねしたいのが、私も国会でさまざまな議論がされている中でびっくりしたことがあります、いわゆる職員の削減、あるいは職員の異動とかで、どこの場所のどの管が老朽化していることすらなかなか把握できない自治体があるというようなことでしたが、当町ではそれはないと私は信じていますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

老朽化しておる水道管の把握でございますが、現在、GISによりまして一括管理をしているところでございます。

以上であります。

〔発言する者あり〕

○都市整備課長（福田和也君） すみません。それじゃ、GISと申し上げましたのは、地図データシステム、全町的にございます。水道管であったり、下水道管、あと土地の面積であったり、地目であったり、一括して管理しておるシステムがございまして、そちらに現在、水道管も含めて下水道管も、管にそれぞれデータをつけて管理をしているところでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 今の答弁で、わかったようなわからないような、要は、簡単に言うと、もっとわかりやすいことかというと、どの地区の管が、例えば昭和何年、平成何年に埋設したのかということ把握しているかどうかということです。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） 8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

どの管がということでございますが、全て地図上で、管路の延長であったり管径であったり、設置の年度であったり、そういったものは全てデータ上で管理しております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 今の課長の答弁で、当町は問題ないということで安心しました。私も、自治体によってはどこが老朽化しているか把握していない、先ほど言った、職員の削減だったり異動だったり、していない自治体があるということを聞いてびっくりしたもので、この質問をさせていただきました。

それから、町長答弁で、当面、矢吹町は広域連携を目指すというような方向性ということで、私もこれは間違いない、問題ない選択肢だと思っておりますが、例えば広域連携をした場合、例えばよく言われるのは、広域市町村の中に各自治体が浄水場とかもそれぞれ持っていて、それが広域で連携することによって幾つかに集約されたりして、この上水道というのは、かなり費用がかさむ部分でございますから、それで、かなり経費の削減ができるということでございますが、白河市町村圏の場合には、西郷にもう既に浄水場が1カ所ということでもう集約されていて、ある意味では、全国的にこの地区は本当に優秀な地区で、そういうことがもう既にされているということでございますが、浄水場の集約のほかに広域連携で出るメリットという点について、例えば、広域圏で話し合いなんかもしていると思っておりますが、担当のほうでどのようなメリットを考えているかお尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

広域連携のメリットでございますが、さまざまな施設の一元管理、これが一番の大きなメリットかなというふうに思っております。それぞれの施設においては通常の維持管理であったり、システム上の制御、管理業務を行っておりますので、それを各市町村の施設を一元して管理できることで、相当な経費が削減できるのではないのかなというふうには考えております。

そのほか、料金徴収の考え方、こちらもある程度一元化できるのではないかとということで、まだまだハードルは高い部分ではございますが、そういった部分についても将来的なメリットとしては考えられるところでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 広域化の選択は間違いでないし、今、課長が説明した、そういったメリットがあるということで、ただ、この水道事業に関しては、100年水道という言葉があるように100年スパンぐらいまで考えなきゃならないということで、当面、各一つ一つの市町村の人口減に関しては、広域によって対処できるんだということでございますが、これもいずれ限界があつて、白河広域圏であつたつて、その人口はどんどん減っていく。あるいは老朽管の更新はどんどんふえていく。それが追いついていくかどうかということですから、現在、今回の水道改正案にとつても、今度は官民連携という民というのが出てくるんですが、今からその民のほうは、町長のほうでは広域連携の後、例えば、それから何年後になるかわかりませんが、その辺の視野は入っ

ておるかどうかということに対して、お尋ね申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。1分10秒。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在も、広域連携のほかにも官民連携については協議を深めております。先進自治体の事例も含めて、調査検討させていただいております。今すぐというようなことで具体化するものではございませんが、ご心配、そしてご指摘のとおり、広域連携、さらにその先の官民連携も視野に入れて、さらに協議を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお尋ね申し上げまして再質問に対する答弁とさせていただきます。

失礼しました。13番じゃなくて8番でした。失礼いたしました。

○議長（大木義正君） 残り10秒ですけれども、再質問ありますか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 町長の答弁をもって長いスパンで考えているようですので安心しましたが、20秒でかなり過ぎておりますが、今現在、静岡県浜松市ではもう6社の運営企業があり、それから横浜ウォーター、東京水道、広島水みらいにもう既にそういう動きがあるわけで、そして私が話を聞いてはおりませんので、よろしくお尋ねします。

これで終わります。

○議長（大木義正君） 以上で、8番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時10分をお願いします。

（午後 2時00分）

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

---

#### ◇ 三 村 正 一 君

○議長（大木義正君） 通告4番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして、傍聴席においでの皆様、傍聴においでいただきありがとうございます。

通告いたしました事項について、質問をさせていただきます。

一番初めに、道の駅の推進事業について質問いたします。

道の駅開設に向けて、実験事業として仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」が事業予算1,200万円で9月16日から約1カ月間開催されましたが、事業主体の道の駅やぶき地域協議会及び事業実施者についてどのよう

な契約により実施されたのかお伺いをいたします。協定内容、それから契約内容の写しを求めます。

予算執行状況、目的、計画の明細、実績の明細、収支明細、費用対効果の分析、評価等についてお伺いをいたします。これも書面をもつての回答を求めます。

この実験店舗により、どのような課題が把握されたのかをお伺いいたします。それで、このような実験店舗の状況、実情の中で、道の駅は進められるのかとのことをお伺いをいたします。

大きな2つ目の特別養護老人ホームについてお伺いをいたします。

町民の多数が望んだ特別養護老人ホーム建設の32年度の開所を心待ちにしておりますが、入居希望者の皆様は国民年金で入居できるホームを期待しております。新設の特別養護老人ホームと町民の思いとの乖離があると思うが、考えをお伺いいたします。

次に、平成32年度の開設の予定で進んでおりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

2点目で、入居者利用料金についてどのように把握をしているかお伺いをいたします。これは、前段で申し上げた国民健康保険で入居できるのかという点との関連をお伺いしたいと思います。

次に、介護スタッフ等の確保対策についてお伺いをいたします。事業者選定の際、選定委員から職員の確保についての質問があったが、それに対してどのような回答、審議がなされたのかをお尋ねいたします。

特別養護老人ホームの関係でもう一点、町有地プールの跡地及び賃貸借契約についてお伺いをいたします。

次に大きな3項目目でございますが、町道整備についてお伺いをいたします。

羽鳥幹線水路の敷地、八幡町・善郷内線の整備の進捗状況が非常におくれております。町の中央の道路であり、通学路としても重要で緊急性があると思うが、整備の状況と考えをお伺いいたします。

町道整備の2点目でございますが、新町西道路が完成間近になっておりますが、西側エリアの開発と一体であるべきと考えております。ホームセンターの進出、地権者会等について、前回回答後の経過をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」における道の駅やぶき地域協議会と受託者との契約内容についてのおただしであります。鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、道の駅推進事業につきましては、現在整備に向けて、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関などで構成される道の駅やぶき地域協議会を中心に、矢吹総動員で取り組んでいるところであります。

本町では地方創生のかなめとなる道の駅整備に向けた具体的な推進のため、道の駅やぶき地域協議会より提出された補助金交付申請書に基づき、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付決定を行っております。道の駅やぶき地域協議会と受託者の契約内容につきましては、道の駅開業に向けたブランド力強化支援に関する内容となっており、業務内容は地域商社設立支援や地域協議会の運営支援等となっております。

道の駅やぶき地域協議会が、道の駅の開業に向けて町全体の機運向上を図るための具体的な取り組みを進め、

さらなる本町のブランド力強化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、予算執行状況や運営計画等についてのおただしであります。鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、道の駅やぶき地域協議会と受託者の契約内容に基づき、仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」は9月19日から10月16日の期間限定で開設しておりました。この事業実績等につきましては、受託者において、来年3月に開催予定の道の駅やぶき地域協議会に向け、現在集約中であり、今後開催される第2回仮設実験店舗運営部会で意見を伺い、道の駅開業に向けた課題整理と取り組みに対する提案をまとめることとなっております。実績等がまとめ次第、議員の皆様へ報告いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅推進事業における課題の把握等についてのおただしであります。道の駅やぶき地域協議会では、仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」の開設に当たり、地域協議会の会員である学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関などの構成機関、団体等から多くの協力を得ながら事業を実施いたしました。

また、先ほどの答弁と重複いたしますが、仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」での課題の把握につきましては、来年3月に開催予定の道の駅やぶき地域協議会に向け現在集約中であります。

なお、仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」では、特に矢吹町産の商品（メード・イン・ヤブキ）を主に取りそろえたほか、県内唯一の農業者研修教育施設である福島県農業総合センター農業短期大学校には、多くの農作物を出荷していただきました。さらに、限定商品を開発し出品いただいた出荷者もいるほか、9月28、29日の両日に開催された夜市では、通常の営業時間を延長し、町内の飲食店等の逸品を提供いただき、お客様に大変好評であったと伺っております。

そして、国道4号沿いに店舗を開設したことで、道の駅やぶき開業に向けた情報発信拠点としての役割を果たし、多くのマスコミに取り上げられたことで、矢吹町が誇るおいしい農産物、商工業品等を町内外に広く紹介できたほか、何より本町が国道4号沿いで道の駅の開業に向けた取り組みの情報発信をすることで、さらなる周知が図られたと感じております。

これらのことから、道の駅やぶき地域協議会が仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」を運営したことで、道の駅の開業に向けて町全体の機運向上が大いに図られたと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成32年度に開設する特別養護老人ホームの進捗状況についてのおただしであります。本事業の進捗状況につきましては、整備予定事業者による近隣住民に向けた説明会が6月20日に開催され、さらに説明会終了後に6区東区、6区一本木東区住民に対して、建設計画概要についての資料を回覧し、施設建設に対して地域住民の理解を得たところであります。

また、7月18日には県南保健福祉事務所との図面協議、さらに8月6日から24日まで建設予定地のボーリング調査が行われ、現在は県南保険福祉事務所の施設整備協議のヒアリングを受けるため整備計画書を作成し、12月中には福島県高齢福祉課に提出する予定となっております。

当初の予定では、住民向け説明会を平成30年2月に行い、説明会終了後、施設整備事業計画書を作成し、8月ごろに福島県社会福祉施設等選定審査委員会による決定を受けることとしておりましたが、住民向け説明会が平成30年6月20日となったことなどから、開所予定時期につきましては、当初予定していた平成32年4月か

らは多少おけると伺っております。なお、スケジュールにつきましては、確定次第、議員の皆様へ説明させていただきます予定であります。

今後も施設サービスを必要としている多くの入所待機者解消のため、可能な限り早期の開所に向けて事業者と協議を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、入居者利用料金についてのおただしですが、利用料金につきましては、介護保険法で介護サービスごとに定められた介護報酬の利用者の自己負担分に、食費や住居費などを合わせた料金となっております。

介護報酬とは、特別養護老人ホームに1日入所した場合に事業所に支払われる報酬のことであり、利用者が1割から3割の自己負担を行い、保険者である市町村が残りの金額を介護給付費として支払っております。

介護報酬は、多床室か個室などの事業者のサービス提供体制による加算や減算、利用者の要介護度などによっても金額が変わってまいります。その他の利用料の主なものとしましては、食費や居住費があります。こちらも1日当たりの単価が設定されておりますが、利用者の所得状況によっては軽減される場合があります。例えば、入所されている方で、一番該当者の多い要介護度4で利用者負担が第3段階の方が特別養護老人ホームに30日入所するとします。多床室の場合、介護報酬利用者負担分、食費、居住費の合計が約5万6,000円の負担となります。同じ施設のユニット型個室ですと、約8万9,000円の負担となります。さらに、要介護度は4、利用者負担が第4段階ですと、多床室の場合、約9万3,000円の負担となり、ユニット型個室の場合、約11万7,000円の負担となります。多床室よりユニット型個室のほうが、より人員の配置が多く、利用者のプライバシーにも配慮された施設となっているため、利用者の負担もふえることとなります。

施設サービスは、ほかの介護サービスと同様に、利用者や介護する家族がサービスを自由に選択し、事業者と契約して受けるものであり、介護報酬の1割から3割の自己負担が原則となっております。

入所される方の中には、施設等からの軽減制度に関する指導もあり、限度額認定証を役場窓口へ申請される方が多くおります。認定証の交付を受けると、利用者負担額が一定の金額を超えた場合の高額介護サービス費を支払うことなく利用者負担を軽減することができ、町といたしましては、この制度以外に独自の支援を行うことは考えておりません。

施設入所申し込みの際には、サービスの内容と費用のバランスを鑑み、施設からの説明を十分に考慮した上で決定していただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、介護スタッフ等の確保対策についてのおただしですが、介護スタッフの確保につきましては、施設開設に当たり大きな課題の一つであります。事業者といたしましては、早期に人員の確保について動き始めたいとの考えを持っており、具体的にはスタッフ募集のためのリーフレットの作成を初め、町内外へ周知を図るため、ホームページやSNS等を活用した募集を行いたいとのことであります。

また、福祉・介護系学校の新卒職員募集並びに中途採用の通年募集についても検討しており、採用決定された方につきましては、本町の施設開所までの期間、事業者の運営する既存の施設で働いていただき、介護に関する知識、実務などを修得していただく予定となっております。

今回の施設開所につきましては、介護職員を初め多くの職員の雇用が必要となるため、町といたしましても、開設事業者と十分連携し、可能な限り協力し順調な施設開所につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町有地であるプール跡地の賃貸借契約についてのおただしであります。さきの9月議会で鈴木隆司議員に答弁いたしましたとおり、町有地の取り扱いにつきましては、矢吹町財務規則及び財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例に基づき、公有財産の賃貸借契約として締結を考慮しており、賃貸借期間は50年、賃借料につきましては、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときに当たることから、10年間無償で貸し付ける予定であります。

町有地の賃貸借契約を締結することとした経緯につきましては、特別養護老人ホーム整備事業は、第7期介護保険事業計画に基づいた町の悲願であり、施設整備において土地取得は大きな課題であったため、平成29年9月13日から10月13日までの公募に当たり、町有地を候補地の一つとして紹介することといたしました。

また、建設予定地の町有地の賃借料を免除することは、事業の推進に大きく寄与するものであり、県内でも自治体が事業所に対する支援策として、建設予定の公有地使用料を免除している事例が多くあったことから、町といたしましても、当該町有地の使用料の免除を行うことといたしました。

本施策により、施設経営がより安定したものとなり、入居者に対するサービスにつきましても、安心して質の高いサービスが提供できるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、羽鳥幹線水路敷地（八幡町・善郷地線）の整備状況等についてのおただしであります。本路線は水路敷地の上部を利用した駅東口周辺市街地の歩行者、自転車利用者の安全を確保するコミュニティ道路としての利活用を目的に、矢吹大橋から町道本町3号線までの延長約1,520メートルまでの区間について整備する事業であります。平成20年度に町道八幡町・善郷内線として町道認定を行い、これまで道路改良及び維持管理を行っております。

現在、光南高校生を含む通勤通学道路として利用されており、自転車歩行者道を整備することにより、平行して走る町道田町・大池線の代替機能として安全な通行が期待できること、また矢吹駅東口周辺住民の方の利便性向上などを目的として、これまで社会資本整備総合交付金を活用し、継続した整備を行っているところであります。

現在の整備状況であります。総延長約1,520メートルのうち、町道本町3号線から駅東口までの延長約480メートルの区間につきましては、舗装工事及び街路灯12基の設置が完了し、平成29年4月より供用開始しております。

本年度は昨年度に引き続き、駅東口から南側へ約40メートルの道路改良工事及び街路灯の配線管理設工事を約90メートル実施いたしました。本路線の整備状況につきましては、舗装工事完了区間が480メートル、整備率が約32%、改良工事済みの区間が約200メートル、改良工事済みを含めた整備率が45%、未整備区間が約840メートル、未整備率が55%となっております。

議員おただしのとおり、本路線は駅東口市街地の中心部を南北に縦断する道路であり、また、児童生徒の通学路としても非常に重要な路線であることは十分に認識しており、整備の進捗が遅い状況にあることにつきましては、大変申しわけなく思っております。

本路線の進捗状況がおくれている理由につきましては、社会資本整備総合交付金の要望額に対し、内示率は過去5年間平均で約50%程度と低い状況にあります。また、同交付金事業内での優先順位があり、現在町では重点事業及び復興に係る道路整備計画道路である、（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業、一本木29号線整

備事業を優先的に進めております。（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業につきましては、東北自動車道（仮称）矢吹泉崎バスストップ利用促進協議会構成自治体と連携した事業であることから、早期完了に向けて優先して事業を進めているところであります。

また、一本木29号線整備事業につきましても、交通量が多く歩道がないため、通勤通学等の際、非常に危険な状況にあることから、安全面を考慮し優先的に事業を進めており、限られた予算の中ではありますが、優先順位を定め、計画的な事業の推進に努めているところであります。

今後は、平成31年度に（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業が完了する予定であり、本路線につきましては、次年度以降、同交付金事業内での優先度を高め、早期の事業完了を目指し、計画的に事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町道新町西線の整備についてのおたがしであります。さきの9月議会において三村議員へ答弁いたしました。新町地区に大型店舗等の進出の意向を示している企業等と、現在においても引き続き協議を行っているところであります。今後も当該エリアにおける出店について、早期実現に向け強く求めてまいります。

また、地権者会につきましては、先日、当該エリアの地権者が集まり、地権者会の再活動について協議が行われ、新町西側地区の開発の重要性や町道新町西線の必要性、さらには乱開発を防止し、計画的な開発のために地権者会が再び活動していくことが重要であること等について確認がなされたところであります。

今後は年度末までに代表者が決定され、具体的な協議が進むよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） まず、答弁の中に、私のほうで書面で求める内容があったんですが、これらの回答がないんですが、これについての答弁をいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 執行側のほうで出せる書類が幾つかあるということなんで、今出していただきたいというのであれば、休議して書類を出してもらおうようにしますけれども、それでよろしいですか。

○2番（三村正一君） 後からで結構です、ただし質問の後で。

○議長（大木義正君） 後か。

○2番（三村正一君） に出してください。質問は続けておきますので、 していた  
いただきたいと思います。

○議長（大木義正君） わかりました。

○2番（三村正一君） それでは、あと私が質問を続けていますから、一般質問していますから、あの書類は……  
〔「課長が書類をちょっと今準備しますので。課長いなくなっちゃうんで」と呼ぶ者あり〕

○2番（三村正一君） わかりました。

○議長（大木義正君） それでは、暫時休議します。

（午後 2時38分）

---

○議長（大木義正君） それでは、再開いたします。

（午後 2時46分）

---

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 道の駅の推進事業についてお尋ねをいたします。

道の駅やぶきのマルシェの関係でご答弁をいただきました。そういった中で、地域協議会が補助金を申請して受け取って、それを実施事業者にお任せをしたというような答弁でございました。私の答弁の中には、流通研究所というところがなかったんですが、今回委託契約書をいただいて、流通研究所が2,490万で委託を受けているというような内容の契約書をいただきました。これについてちょっとお尋ねをいたしますが、地域協議会、今年度は2,800万の補助金が、大体の金額で申しわけありませんが、2,875万幾らという数字はありましたけれども、2,800万ですね、補助金を受けたが、昨年度は幾らだったのかお尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 三村議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、29年度につきましては、2,900万円でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 道の駅の地域協議会のほうに29年度は2,900万、30年度、今年度は2,875万円というような金額が補助事業として補助金を出しているというような考え方でございますが、この地域協議会について事務局はどこがやっているのかをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

地域協議会の事務局は産業振興課のほうで担当しております。

あと、先ほどの私の答弁なんですが、道の駅の推進交付金のほうのトータルが昨年度が2,900万、ことしが2,800万円でありまして、そのうち町が直接実施する分がありますので、それを除きますと地域協議会への補助の金額につきましては、昨年度と今年度も同じく2,500万円となっております。すみませんでした。訂正させていただきます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 道の駅やぶき地域協議会の事務局が産業振興課で去年2,500万、こしが2,500万で合計5,000万のお金が渡って道の駅の推進がなされているということが今確認をされたところでございます。

1つお尋ねしますが、補助事業の申請者と補助事業の交付を受ける団体と、団体のうちは副町長がやっていたらしゃるということなんですが、それと会計を持つ事務局が町のほうにあって、それが交付決定をするというようなことで、それで内部牽制とか監査チェックができていますのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。その考えについてお尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

地域協議会に対する補助金につきましても、町の一連の補助金と同様、町の監査委員の監査は受けております。引き継いで行われているものと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 町の監査を受けているというようなことでの内容でございますが、事業実施者が、それだったら逆に言えば、町で直接やったほうがきちんとなるのかなというふうな感じもします。そんなことで質問をさせていただきました。それで、今回の1,200万の道の駅の実験店舗のお金は、2,490万のこの委託契約の中に入っているということでよろしいのでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

実験店舗につきましては、先ほど委託契約書の写しをお渡ししましたが、その中に含まれている事業でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） そういったことで、町が地域協議会の会長をやって、会計は産業振興課でやっているというようなことで、町ぐるみというような形になっているわけで、なぜ町で直営でできないのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

地域協議会を組織化して道の駅に取り組んでおりますのは、国・県行政関係、特に国道に面した道の駅が国土交通省からの指定で、国と町とで一緒に事業を進めるだけではなく、町内の商工、商業関係、農業関係、さまざまないろんな団体の個人、皆様と協働して行わなければならない事業でありますので、そういった意味からも町直接ではなく地域協議会といたしまして、関係する多くの皆様と一緒に事業を進めたほうが効果的であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今回、道の駅の実証事業の矢吹のマルシェを運営していただきました流通研究所でございますが、これは道の駅やぶきの地域協議会の会員であるのかないかをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

事業を委託しております流通研究所そのものはメンバーではございません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） それでは、この流通研究所、どのような経過で選定されたのか、これについて公平、公正な選定がされたのかどうかについてをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

株式会社流通研究所につきましては、道の駅整備事業を矢吹町で推進するに当たり、そういった経験がある、なかなかそういった事業所、会社が見つかりませんでした。近隣、県内では直近の国見の道の駅、そちらのほうに、それまでもいろいろな各道の駅を視察なりしていく中で、そういうふうなコンサルタント的なところはありませんかというふうなことで、いろんなところで確認、聞いたりしておりましたが、そういった中で国見町のほうから流通研究所のほうに今現在もそちらのほうで進めていて、経験もあってというような推薦をいただきまして、矢吹町でも今現在このような形で契約を結んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今回の実証事業で農産物の出荷者が非常に少なかったです。私が店舗に行って感じたの

は、農産物を出荷してくれる人が少なかった。町の商工業者のほうからも出品が少なかった。こんな状況で1,200万かけないと、こういうことができなかつたのかというのが非常に私思っているわけです。もっと効果の、1,200万で効果のできることがあったんじゃないかというようなことです。今回の実験事業、誰が本気でやりたいのか顔が見えない。地域協議会は2,500万丸投げして、ここにあるもらったお金をぶっ込んでいるだけだと。渡して、事業をやってもらって、予算を消化しているだけというようなことでございます。熱意がないとかね。そして、信頼のない船頭に客は乗らないですよ。町民の皆様が乗ってきていないです。農産物出荷者、ほとんどの一握りの方で買い取りでやっとなら集めたというような状況です。私、行って商品が並べてあるのを見ても、本当に何を目的に飾ってあるんだかわからないというような状況で、非常に残念な状況でした。このような状況で道の駅を進めることは、町民の負担をふやすだけであると、こう感じました。地域協議会のほうでも、実験事業であれ、本当に1,200万の事業費が必要だったのか、もっと安くできなかったのか、失敗した場合、誰が責任をとるのか。事業責任者を決めるなど慎重な協議が必要と思われませんが、考えを伺います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど鈴木隆司議員のときにもご説明いたしましたが、今回の仮設実験店舗でございます。その中での課題の抽出、今後道の駅に向けて、そういった課題も含めての取り組みでございますので、さまざまないろいろ問題点、そういう意味で出荷者の皆さんからも事業が終わり次第意見交換会というようなことで、そういった出荷者の方からも意見を聞いているんな問題、そういったものの検討をするものが実験店舗でございますので、今後その点も含めまして、今後の道の駅の推進に向けて参考となるような資料をつくっていききたいと思います。以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 丸投げじゃなくて、地域協議会と矢吹町総動員でやるんだとしたら、2,500万を町の人でみんなで一生懸命そのお金を使って有効に道の駅推進のためにやるべきであって、私はこういった丸投げ方式が今後も続くんだとすれば、私は反対の立場で今後運動をしていきたいなというふうに考えております。

次の質問に移ります。

特別養護老人ホームについてですが、同僚議員からの質問にありましたように、エルピスを視察した際に、入居料金が要介護3で11万から14万円ということで非常に高いということで、これは事業者の経営方針で1人1室で、多くの職員による介護でコストが高くなっているんで、やむを得ない料金であると私も思っております。今後なるべく多くの町民がそういった施設に入られるような対応は町で考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員のご質問にお答えをいたします。

入所に当たっての町民への対応というふうなことで、町民優先的なことなんだと思うんですが、特別養護老人ホームにつきましては、今回広域型というふうなことでございます。実情を申し上げますと、現在町内にあ  
る施設につきましては、町民の割合が大体7割ぐらいです。先日、研修に行ったところでは6割ぐらいの地元  
の方というふうなことでございます。大体同じような数字でいってしまうんだらうなというふうには思ってお  
ります。町民優先というわけには、制度上いかないうな状況でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ぜひ町民の希望する方が、全員待機されている方が入居できるような支援を町のほうか  
ら事業者をお願いを申し上げたいと思うところでございます。

また、この特別養護老人ホームを開業するには、介護スタッフの準備が必要です。現在、私どもがエルピス  
さんを研修してきたところ、80名の入居者、ショートステイ20名ということでございますので、約50名の介護  
スタッフが必要になります。そういった中で、町内からの介護スタッフの引き抜き等の混乱を起こさないよう  
に、ぜひ町のほうでも配慮をさせていただきたいなというふうに思います。

老人ホームについてもう一点、町有財産の無償貸し付けについてお尋ねをいたします。

今回特別養護老人ホームの建設については、約7,000平米を1億円で売却する歳入計画で、平成29年度の当  
初予算が可決されました。平成29年10月に特別養護老人ホームの開設者の受け付けがあり、2つの事業者の申  
し込みがあつて、審査の結果、徳真会に決定しました。審査の際には、2つの業者とも町有地のプール跡地に  
地代年300万円でホームを建設することで申し込みがあつたと伺っております。当初予算で計画した1億円の  
土地売却は、いつどのように変更になったのかをお伺いをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

この件につきましては、私これで3度目になるかと思っておりますけれども、29年度の予算上の扱いと現時点での  
公有財産の扱いについては違うというふうに認識しております。平成29年度当初におきましては、未利用財産  
の有効活用ということで、一般的な売買、公売でこれまでもやってきたような形で売却をしようと考えており  
ましたけれども、その当時、特別養護老人ホームについて、以前には提案を受けて1社の方に事業を進めてい  
ただくような状況がありましたが、それが計画がなくなりました。それを受けて再度公募をいたしました。  
そのときにも手を挙げていただける人がいなかった。翌年度にまた公募をやったところ、そういう土地が確保  
できれば、特別養護老人ホームを実施できるんだがというようなお話がありました。であれば1億円で一般的  
な公売にかけようとしていた土地について、その特別養護老人ホームが必要とする面積に合致するのであれば、  
未利用財産を売却することではなくて、公益的事業に資していただくことも未利用財産の効果的な活用という

ふうにかえまして、30年度以降については1億円で公売するような考え方をしないというふうに変更したというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今、3回お答えしたと言いましたけれども、土地があれば特老に進出するという話は今初めて聞きました。議会での答弁は今回が初めてだったと思いますので、それについてはお互い言った言わないという形になりますから。ただ、私は初めて聞いた記憶でございます。それで、このプールの跡地を賃貸借期間50年、賃借用300万円を当初10年間無償にすることについて、私は特別養護老人ホームの事業者の公募の際に、土地の賃貸条件等について明示していないということで、公平性、公正性の観点からおかしいのではないかと思います。お考えをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員のご質問にお答えをいたします。

公募につきましては、8月28日の全員協議会で募集関係の要項等について説明をさせていただきました。この際に、町有地につきましては希望があれば紹介をして、今回の特別養護老人ホームの計画する用地の一つとして検討していただいているというふうなこともご説明をさせていただきました。それを受けて、9月1日に問い合わせがありました2つの事業者に町有地のほうを紹介し、公募に当たっては2つの事業者ともに町有地のほうを使用したいというふうな内容での応募ございました。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 公募の際に土地の賃貸を無料にするということを明示していなかったのは、業者が決まってから無料にするというのは公平、公正の点からおかしいのではないかとということで質問させていただきましたが、その点についてはお答えがないということで、時間もないので次に移ります。

町の財政を考えると、少しでも自主財源を確保して補助金のつかない道路などの整備や住みやすい暮らしのための福祉の充実に力を入れていただきたい。年間300万、10年間で合計3,000万円の歳入減額になることは、町に対して損失を与えることになるので避けるべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

非常に今、財政が厳しい状況にあります。三村議員のほうからも、道路の整備についてはおくれが目立つと、ぜひ早期にそうした要望に応じてほしいという質問がございました。町もそのような考え方で道路整備も実施しているわけですが、いかんせん限られた予算、また国のそういった補助金の仕組みも大分厳しい状

況になってきておりまして、町で予算要求しても思ったように補助金が見つからない等々によって、道路の整備が進んでいないことについてはご案内のとおりでございます。

今回の未利用財産の処分ということで、特別養護老人ホーム徳真会が進出する用地についても、3,000万の減額というのは非常に大きな金額ではございますが、前々から説明しているように、未利用財産の処分については、公益に資する、そういう特別養護老人ホームを建設することのほうが、より町としては優先度の高い、緊急的な事業だと、そういう思いをご理解をいただきたいというふうに思っております。

これについては多くの住民の方から要望が上がっておりますし、現実的には60名以上の入居待機者がいる。これは平成27年からの町のほうの悲願でございます。別な議員の方からも、早期に特別養護老人ホームをつくれと、その際には近隣の町村で特別養護老人ホームができていけるので、町のほうの入居者についても優先的に入居していただくような、そんな支援もしていきたいというようなことがありましたが、これについては議員の皆様方の思い、そして多くの町民の皆様方の思いということで、28年度、29年度、手を挙げる方がいたが、取りやめてしまった。手を挙げる人がいなかった。今回ようやく手を挙げて、徳真会のほうで事業を前に進めていくというような、そういう経緯があることも、三村議員についてはご理解をいただきたいと思っております。

目の前のお金だけではないと。目の前に計算できる金額ではない、それだけ大事な特別養護老人ホームの建設だということを、十分にご理解いただくことをお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 目の前の金額を追っかけているわけではないというような話でございますが、先ほど言われました無料にする条例、これは「できる」であって、「しなければならない」ではないんですね。一つの考え方でやることも可能であるというようなことの方から、その判断については私も参加できるんじゃないのかなというようなことで、条文では無料にすることができるとはなっていますが、無料にしなければならないということではないということをお心に置いていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、町道の整備の関係でございますが、羽鳥の幹線水路、説明いただきましたように全体計画、1,520メートル、非常に整備率が悪い状況でございます。それらのことで現在、田町・大池線の歩道整備も、非常に通学路の歩道についても要望を出してもなかなか進んでいないと。カラーペイントで少し色をつけていただいたようですが、交差点に。そんなところでございますので、今度の八幡町・善郷内線、計画どおり32年度末の事業完了ができるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

八幡町・善郷内線、計画どおり32年度までの完成ができるのかというような再質問でございますが、先ほど答弁にもありましたように、内示率が非常に厳しいという状況でございます。50%の内示率でございますが、現在この路線につきましては、事業費ベースで約6割の進捗でございます。そうしますと、現時点でなかなか

50%の内示率がふえることはない、逆に下がるおそれもあるということでございますので、現時点では32年度完成は非常に難しいというふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたように、今回31年度でバスストップ事業が完了しますので、この路線についても優先度を上げて、全体の事業費の中での配分については、全体を見ながら調整をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ぜひ平成30年度のまちづくりの総合計画の実施計画書どおり、32年度末に整備されるように要望いたして、次の質問に移ります。

新町の西道路についてでございます。

ホームセンター等の進出計画が協議中ということでございますが、毎回、今回で6回目の質問になるかなと思うんですが、ホームセンターが進出するよというような答弁をいただいておりますが、いつ誰と、どこでどのような協議を行って、現在どのような段階なのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

今、大型の商業施設との協議状況であります。一番最初に町に話がありましたのは、28年6月6日でございます。その際に、常に矢吹町役場庁舎のほうで協議なりお話を聞いておりますが、そのときからその相手方につきましては、常務取締役事業部長というふうな肩書の方が、引き続きいつもその方が来ております。一番最初は産業振興課の職員で対応しておりますが、その後には実は会社内部の問題で、会社の売り上げやら、あとはこれまでその会長が1人で、日本全国で何百店舗というふうな店舗を出店するようなことも全て会長が最終的な判断をするというふうなことで、ことしになってから実はちょっと体調を崩しているというふうな話から、6月にその会長が亡くなったというふうなこともありまして、なかなか会社のほうの判断がこれまでもおこなわれてきている。さらには途中から、合わせてもう一店舗量販店が一緒に出店したいと。ただ、その2社の間に競合する物品があるものですから、そういったものの協議も含めて話し合いが行われているというふうに伺っております。

町長の答弁にもありまして、当初から町では強く要望をして、一刻も早くというふうなことでございます。道路整備につきましても、当初の予定ですと来年の3月か4月には出店、オープンをしたいというふうなことでありましたので、それに合わせて道路のほうも計画されていたというふうな経過でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

（午後 3時25分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 3時35分）

---

◎会議時間の延長

○議長（大木義正君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

---

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（大木義正君） 通告5番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さんこんにちは。

傍聴においでの方皆さん、大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を今回3点の大項目で質問をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、町国民健康保険事業の運営についてであります。

今年度より国保の財政運営主体の県移管が行われました。当町でも、この移管に伴って国保税の改定がなされました。それに先立って県の示した標準保険料率、これと当町の今回実施されました保険税、内訳として所得割、均等割、平等割との差異がどのようになっているのかをお示しいただきたいと思っております。

続いて、同じく国保事業でありますけれども、県では平成28年度より国民健康保険財政安定化基金を設置いたしました。これは市町村国保の財源不足や災害等の特別な事情が生じた際に、交付や貸し付けを行うとしている目的で設置された基金であります。一方、当町でもこれまで国保基金、何か災害等で給付がオーバーした際等に必要だということで、災害ですとか病気の流行ですとかで給付が必要だということで積み立てていた基金、3億円を目標に積み立てておりました。またその後、その国保基金の性質のほうはちょっと変わってまいりましたけれども、国保の事業に使うという名目で、この基金3億円を積み立てておりました。また、この県の基金と町の基金両方とも、国保の給付等に充てるものとして積み立てられると思っておりますけれども、この基金の両者の残高、それから役割に違いがあるのか、役割と申しますか、目的に違いがあるのかをお示しいただきたいと思っております。

続いて、国保に関しまして、町の国保基金は、先ほど言いましたように、病気の大流行などに備えて必要なので、積み立てを行う必要があるということを言っている町民もいらっしやいます。これ以前は、そういう目的もあったかもしれませんが、今は国保のほうは条例改正等でこういう目的はないかと思っております。この辺のことも町民の方にはっきり示していただきたいと思っております。こういう質問をしているんですが、実際に町の国保基金は、現在どのような事態に備えて積み立てているのか、具体的にお示しいただきたいと思っております。

続きまして2項目め、大正ロマンの館の事業評価についてであります。

町のにぎわい創出等のために、人通りですとかそういったものを取り戻すということで、大正ロマンの館が設置されました。この3年ほど前に設置されまして、3年間の指定管理期間が来年の3月で終わろうとしております。それに先立って、指定管理者を引き続きやっていただく方を募集するというので公募を行っていましたが、今回、現在指定管理者として指定しております団体の方たちは応募がなかった。また、1カ月間公募をしたにもかかわらず、その間に応募がなく、急遽1週間ほど期間を延ばしまして、次の指定管理者の方、別の方が応募しました。現在、指定管理を受けている方たちが応募しなかった原因等は何かあるのか、それは町でつかんでいることがあればお示しいただきたいと思います。

続きまして、現在までの大正ロマンの館の事業に関し、町としてどのような評価や総括を行っているのか。当然、それに伴って、次の事業等も決めていかななくてはならないと思いますが、どういった評価をしているのかお示しいただきたいと思います。

また、大正ロマンの館につきましては、会議室も設置されております。また、学習室も設置されております。いわゆる公民館的な役割も担っているわけです。カフェレストランだけではないのですが、カフェレストランに加えて、こういった公民館的機能を持っているわけですが、今年度臨時閉館がありました。臨時閉館といいますか、臨時休業をいたしますということで看板等も出ていたと思いますけれども、どうも臨時休業ということがこういった公民館にとってはなじまないのではないかと思います。実際に私のほうにも、臨時休業しているけれども、これじゃ使いたいときに使えないのではないかと、会議室等を。また、子供が勉強するときに使えなくなるということもあるんじゃないかということも寄せられております。そういった点からいきますと、公共施設であることを考えると、指定管理者の都合で閉館日を設けるべきではないと思いますが、どのように町で考えておられるかお示しいただきたいと思います。

最後3点目といたしまして、無資格マッサージによる健康被害問題についてであります。

無資格マッサージというのは社会問題化しておりまして、マスコミ等でもこういった言葉で取り上げられておりますし、政府のほうでもこういったことで注意を促しておりますので、この言葉を使わせてもらいますが、1つ目の小さな項目で言いますと、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律というものがありまして、これによりまして、医師以外の方がマッサージを仕事として施術をするのには、国家資格が必要と定めています。そして、治療目的で体をもむ行為などは医業類似行為に当たり、お医者さんがやることは医業ですけれども、それ以外に医業に準ずるものとして、医業類似行為に当たるとして、この法律でこのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師について定められておりますが、この方たちというのは3年以上の教育を受けて資格を得なければならないとされています。しかし、この医療類似行為に当たらなければ、リラクゼーションや整体などの名目でマッサージなどに類似の行為が行われて、骨折などの健康被害が全国各地で起きており、いわゆる先ほどから申しております無資格マッサージによる健康被害問題として社会問題化しております。これについて厚生労働省も無資格者によるあんまマッサージ指圧業等の防止についてを初めとする、関連する通達などで啓発に努めているわけですが、町の公共施設であるあゆり温泉においても、つぼ押し整体というものが行われておりますが、これは資格を持った方による施術であるのかどうかをお示しいただきたいと思います。

また、ちょっとこういうことを言いますと、あゆり温泉何かあったのかと誤解をされると思いますけれども、

あゆり温泉では、このような健康被害が出たということは今のところ聞いておりませんが、町民の健康を守る立場にある町としては、いわゆるあゆり温泉は町民の健康増進のための施設でありますので、そういったところで指定管理者に対し、こういった無資格マッサージによる健康被害のような問題が起きないように、事故を防止する指導や啓発を行っているのかどうかをお示しいただきたいと思います。

以上3点、ご答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、県が示した標準保険料率と町保険税の差異についてのおただしであります。新国民健康保険制度の初年度となる平成30年度の保険料率の算定では、安定的に納付金を確保しながら、できる限り納税者の税負担も軽減できるように保険料率を改定したところであります。また、県標準保険料率の算定は、所得割、均等割、平等割の3方式であることから、これまでの資産割を廃止しております。このことから、今年度の保険料率の算定では資産割を廃止した影響を考慮しながら、納税者の皆様に対しては世帯人数、所得が昨年と同様である場合は、これまでより税負担が大きくなるよう算定した上で、県が示した標準保険料率に近づけた税率にいたしました。

議員おただしの県標準保険料率と本町の保険料率の比較では、所得割は県が10.03%、町10.64%でプラス0.61%、均等割は県3万4,492円、町3万4,700円でプラス208円、平等割は県2万2,791円、町3万3,000円でプラス1万209円となっております。なお、算定要件が異なっておりますが、平成29年度と平成30年度の町保険料率の当初賦課を比較いたしますと、所得割は平成29年度11.20%、平成30年度10.64%でマイナス0.56%、資産割は平成29年度32.98%、平成30年度は廃止によりゼロ、均等割は平成29年度3万6,400円、平成30年度3万4,700円でマイナス1,700円、平等割は平成29年度4万円、平成30年度3万3,000円でマイナス7,000円となり、被保険者1人当たりの平均課税額は平成29年度11万9,272円、平成30年度10万451円でマイナス1万8,821円、率にすると15.8%減額されたところであります。このように平成30年度は保険料率改定の結果として県が示した標準保険料率よりは若干上回る率となっておりますが、これまでの保険料率より大幅な引き下げとなっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県基金と町基金の役割の違い等についてのおただしであります。初めに県と町の基金残高であります。平成29年度決算額では福島県国民健康保険財政安定化基金が153億2,669万1,019円、矢吹町国民健康保険基金が3億45万8,547円となっております。また、それぞれの基金の役割であります。平成28年度に設置された福島県国民健康保険財政安定化基金は、国保財政安定化を図るため、給付費の増加や保険税の収納不足により財源不足となった場合に決算補填等を目的とした法定外の一般会計からの財源補填を行う必要がないよう、市町村に貸与、交付が行われるものであります。

貸し付けを受けられる要件としましては、収納率の低下、被保険者数、総所得額の減少などにより財源不足が生じる場合に対象となり、償還期間は貸し付け年度の翌々年度から3年間となります。また、交付を受けられる要件としましては、多数の被保険者の生活に影響を与える災害の場合など、特別な事情により財源不足が

生じる場合に対象となり、収納不足額の2分の1以内の額が交付され、交付年度の翌々年度に交付額の3分の1ずつを国・県及び市町村で補填する内容であります。さらに、県全体で給付費増が生じ、仮に福島県国民健康保険財政安定化基金が取り崩された場合には、取り崩しの翌年度以降、原則3年間、全市町村の国民健康保険事業費納付金の通常分に取り崩し分を加えて徴収し、償還が行われます。このことから、安定化基金を活用する場合は、後に国民健康保険事業費納付金や国保保険料などへ影響が出てまいります。

次に、矢吹町国民健康保険基金は、矢吹町国民健康保険条例の中で、基金の設置目的を国民健康保険事業の健全な財政運営に資するためと規定しております。今後も新国保制度のもと、基金の役割は国保基盤の安定を図ることが基本であることを踏まえ、矢吹町国民健康保険基金の適切な運用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国保基金の利用目的についてのおたただしではありますが、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に移行したことに伴い、町は県に対し国民健康保険事業費納付金を納めることにより、県は町に対し保険給付に係る費用のほぼ全額を普通交付金として交付することになりました。このことにより、保険給付費が増加した場合でも財源が補填されることから、さきの6月議会で基金の設置目的を医療費の値上げまたは流行病の発生等による保険給付に要する費用に不足が生じた場合の資金を積み立てるためとしていたものを、国民健康保険事業の健全な財政運営に資するためと規定を改め、処分については国民健康保険事業納付金の納付に要する費用の不足額、その他の国民健康保険に関する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り処分できると規定を追加しております。

このことから、国保基金の役割は国保基盤の安定化を図ることはもとより、特定健診、人間ドック健診等国保事業のより一層の推進と合わせ、標準保険料率等が影響する納税者の税負担についても、年度間を平準化しながら適正な負担となるよう基金を活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大正ロマンの館の指定管理者の応募についてのおたただしではありますが、大正ロマンの館につきましては、平成28年7月から任意団体のマルベリーフィールズにより管理運営がなされております。なお、指定管理期間が来年の3月31日をもって満了となることから、10月に町広報誌及びホームページにて次期指定管理者の公募を行ったところであります。公募に当たりましては、現在の受託者であるマルベリーフィールズからの応募はありませんでしたが、応募されなかった理由等につきましては団体としての判断であることから、私からの答弁は控えさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大正ロマンの館の事業評価についてのおたただしではありますが、指定管理者制度を導入した公共施設におきましては、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び指定管理者制度導入に関する基本方針に基づき、指定期間の最終年度に指定管理者の自己検証、施設所管下による1次検証、企画総務課による2次検証を行っております。大正ロマンの館の検証結果につきましては、現在、町ホームページにより公表されておりますが、これまでの定例的な事業報告によりますと、平成28年11月のオープン以来、カフェ及び学習室の利用者数が月平均で567人おり、平成30年11月末現在の総利用者数は1万3,618人、さらには100以上の団体に利用いただいたほか、自主事業等への参加者など多くの方々に来館いただいております。中心市街地の活性化とにぎわいづくりという施設の設置目的への効果があらわれていると認識しておりますので、ご理解と

ご協力をお願いいたします。

次に、大正ロマンの館の臨時閉館についてのおただしであります。大正ロマンの館の休館日につきましては、年度当初に指定管理者から提出された事業計画書により、毎週火曜日を休館日としておりますが、臨時に休館する必要がある場合においては、指定管理者から事前に申し出を受け、協議の上承諾しているところであります。承諾に当たっては、利用者に対し事前に休館日の周知を図るよう指導を行っておりますが、今後におきましても、利用者には不便を来さないよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉で行われているつぼ押し整体は資格を持った方による施術なのかのおただしであります。あゆり温泉では指定管理者により民間企業と連携し、利用者の疲労回復と健康増進への寄与を目的に、平成18年よりリラクゼーション癒し屋を営業しており、1日平均2人から3人の利用があります。利用体系につきましては15分1,500円から80分6,000円といった施術時間の異なる5つのコースとなっており、利用者からは好評を得ているとの報告を受けております。

議員おただしの資格の取得状況であります。当該施術所は日本標準産業分類のリラクゼーション業に分類される施術所であり、治療を目的としていないため医療類似行為には当たらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定による国家資格は必要とされておりません。なお、全日本整体健康美協同組合による認定資格所持者や東日本つぼ押し協会による研修を受講し、筋肉の仕組み、骨格の仕組みといった専門的知識及び技能を習得した施術者によって施術されており、万が一に備え賠償責任保険にも加入しておりますが、平成18年4月の開設以来、事故、トラブル等は1件も発生しておりません。今後も指定管理者とともに、関係法令の確認、遵守に努め、健康センター利用者の心身の健康増進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、指定管理者に対する事故防止への指導、啓発についてのおただしであります。健康センターの事故防止対策につきましては、毎年度指定管理者より事業計画書を提出していただいております。その計画書の中で事故発生時の緊急連絡体制を確認しております。また、毎月の定例会において指定管理者より、施設の運営状況の報告を受けており、施設全体の事故防止策についても常に確認しております。なお、定例会は、あゆり温泉温水プールに出向いて実施し、施設の運営状況とあわせて建物内の状況なども確認しております。今後は当該施術所に関しましても、公共施設内での営業である観点から、利用者の安全・安心、事故防止のため、最新の注意を図るよう継続して指導し、施設の利用促進はもとより、利用者の健康増進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それではまず第1点目の国民健康保険事業の運営に関連して、再質問をさせていただきます。

平成29年度決算額では、福島県の国保基金は約153億、そして矢吹町の基金については約3億円と示していただきました。その後、今年度になってから補正等もありました。そういった点を加味しますと、直近の状況での国保の保有残高はお幾らとなっているのかお示しいただきたいと思っております。国保基金のほうです。両方も

しあれば、情報つかんで。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

県の基金の現在の残高については数字は持っていませんが、町の現在の基金の残高につきましては、先ほどの答弁のとおりです。ただ、9月議会の際に、1億1,300万積み立てをするというふうなことで、予算のほうの議決はいただいておりますが、現段階ではまだ決算等が固まっておりませんので、積んでいないような状況でございます。予算の認定はいただきましたが、まだ積んでいない状況です。基金の残高としては3億円。ただし、補正で1億1,300万の予算化はしたというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） まず、予算化されたということで、実際には積んでいないということですが、1億1,000万余り、1,300万円の基金をこれから積む予定であるということ、あくまでも予定ではありますけれども、4億円の基金残高になるかと思われま。

それとあと、県のほうは県のほうでまだそういったものをつかんでいないということとわからないということですが、そういったことからいいますと、今まで3億円だった基金がこれから4億円余りにまたふえるような予定もあるということで、そういった中で国保のこの基金につきましては、国保基盤の安定を図ることが基本であるということ踏まえて適切な運用を図っていくというご答弁をいただきました。また、これまでの答弁でも明らかになりましたように、特に財源不足等に関しては、県の基金、給付のオーバーとかそういったものですね、収納不足額とかそういったものがあれば県の基金も活用できる。これは貸し付けです。

それから、いわゆる今まで言っていたような特別な事情、病気の流行ですとかそういったものに関しては、この基金のほうから交付がされるということでありまして、そのようなことからいいますと、4億円余りの基金を積み立てたところで、まだ何かこれまでは3億円がこの病気の流行等で必要だと言っていたものが、4億円にも達しようという状況にありますので、また県も同じような基金があるという中で、まだこの基金等の活用について、ちょっと不明な点があります。もっと具体的に国保安定化基金基盤の安定を図ることが基本であるということをおっしゃるので、具体的にどういったケースを想定されておられますのかお示しいただきたいと思っております。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

基金の残高が4億になっていると。具体的にどのような利活用をするのかというふうなことでございますけれども、基金につきましては、条例改正によりまして国民健康保険事業の健全な財政運営に資するためという

ふうなことで、今までのような病気云々というふうな枠はなくなっております。したがって、町長の答弁にもありましたとおり、納付金の納付に借り入れもできないことはないんですけども、納付金の納付に不足が生じた場合、それから国保の事業展開を行う際に不足が生じた場合などに充てるというふうなことで条例のほうを改正しております。

それから、標準保険料率まではいっておりませんが、国民健康保険の税率につきましては、大分下がっているような状況でございます。今までのような繰越金につきましては、発生しないような状況になってくるんだろうというふうに思っております。前年度、平成29年度と平成30年度の調定ベースでいきますと、8,000万ぐらい前年度と比べると減っている状況にもございますので、そういった財源不足が生じた場合につきましても、基金のほうは使っていくような形になっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） いわゆる財源不足等の際に充てるということのお答えかと思えます。その財源不足に関しては、先ほどから申しておりますとおり、県の基金等も借りられたり交付を受けられたりするという状況もこれから考えられるわけで、ちょっとその辺が4億にも上る基金を積み立てるということで、そこまで想定する必要があるのかなとは感じたところであります。

その点はちょっと置いておきまして、今回の国保料、ご答弁いただきましたとおり、マイナス1万8,000円に上る減額がされたということで、大変、保険税の納付書を見た方も喜んでる声は聞いております。しかし、今、県は標準保険料率というものを給付状況などを見ながら町に対して示してきたわけですが、その中で均等割でいきますと、県の示した税率よりもプラスの208円、平等割でいきますと、プラスの1万209円ということ。また、所得割でいっても県で10.03%、町が10.64%とプラス0.61%と。ざっと見ましても1万円はまだ県の示した標準保険料率よりも高い状況にあるのではないかなと思えます。

先ほどの基金等もあります、こういった観点からいきますと、今後これから先、人口減少等、また高齢化という、そういったものもありますけれども、現状においてはやはり国保税、大変支払うのに苦しんでいる方、自営業の方ですとか所得の低い方ですとかそういった方が多いので、そういったことに活用すること、これまでも何度も伺っておりますけれども、そういったことも考えられるのではないかと、そういった検討はされるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

県の標準保険料率にその数字でというふうなことなんだと思うんですけども、今年度制度改正の初年度でございます。今年度の実績等を見ながら、そしてまた国保につきましては毎年200人ぐらい被保険者が減っている状況にもございます。そういったことも加味しながら、標準保険料率をそのまま使えるのか、そこまでは下げられないのかなども含めて、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまご答弁いただきましたとおり、初年度ということで、また今後の見直しの余地があるのかなということ、それからそういったことも検討していただけるとお答えいただきましたので、この質問につきましては、また今後もいろいろと国保税についてはまだ高いという方もおりますので、またご提案等させていただきたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、大正ロマンの館の事業評価についてでありますけれども、今回マルベリーフィールズさん辞退、辞退というか、応募がなかったということをご答弁いただきました。その中で、応募されなかった理由等については団体としての判断であることから答弁はいただけないということで、当然団体の方がどういった理由で応募しないというのは、町に一々といひますか、逐一言ってくるのではない性質のものではあると思ひますけれども、1カ月の間公募期間もあったわけですから。そして、その公募に先立っても現在の指定管理者の方に次もやっていただけますかというようなことは尋ねたのではないかなと思ひますが、そういったことを尋ねた中で、そういった理由は示されなかったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

今、大正ロマンの指定管理受託者でありますマルベリーフィールズさんにつきましては、当然先ほど答弁にもありましたが、1次評価を産業振興課でもしております。その段階でも新年度からにつきましては、応募をしないというふうな話も聞いております。その内容等、理由等についてもその中で協議はしておりますが、団体のことでありますので、ここでは答弁は控えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 聞いてはいるというお答えでありました。答えられない事情もあると思ひますので、ここでは追及はいたしません。

では、聞いているということの中で、今回また新たに4月から別の団体の方が応募していただいて、指定管理者については、今回の議会で議案第55号として、また新たな指定管理者の指定についてが審議されるわけですからけれども、応募される方に対して期間を延長して、また応募していただいたということで、その中でその大正ロマンの今のマルベリーフィールズさんから聞いた話などが次年度の事業をどう改善していったらいいか、そういったことになっているのかどうか、募集内容と事業内容等に何か変化があったのかどうかをお尋ねいたします。最後の質問ですね。募集内容、募集要項にそれを踏まえて加味されている点はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

募集要項での前回と今回との違い等ではありますが、目的が中心市街地ににぎわいを取り戻すというようなことでありますので、内容等につきましては、ほぼ同じ内容で募集しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 内容については変更がないということですが、聞き取り等お話を伺った中で、それは反映する必要がないようなことで今回応募がなかったということなののでしょうか。答えられるのかどうかわかりませんが、よろしくお願いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

当初の募集要項を作成した段階では、マルベリーフィールズさんですね、現の受託者が応募するしないというふうなものをまだ確定ではございませんので、当然そのことにつきまして加味するような内容にはなっておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） この大正ロマンの館、中心市街地のにぎわい、活性化のための施設ということですが、もちろん、会議室や学習室という機能もあって、そういったものもあるので、現状そういったことにも役立っているのかなと思います。カフェのほうは結局、何か事情があってやめるのか、その辺がちょっとわからないんですね。それで同じようにまた事業を続けていくということに対して、今後事業の検証をもうちょっと細かくやる必要があるのではないかと思います。この3年間の指定管理、最終年度にやるということではなくて、当然このお答えの中にも利用者数等は把握はしていらっしゃるということで、ホームページでも公表はしておりますけれども、その中、利用者の方の利用動向ですとかそういったものをもうちょっと細かく指定管理者の方と打ち合わせを密にさせていただく必要があるのかなと思います。そういったものをまたしていただいて、報告もさせていただくということ、お考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度の中で、検証につきましては2次検証が企画総務課が担当するというので、今年度につき

ましては今議会に提出させていただいております。2つの指定管理者の2次検証までやらせていただきました。今回おっしゃられている募集要項等に大きな変更はございませんでしたけれども、やはりカフェの部分では、その指定管理料の積算の中でどのように取り扱うかというところで、前回とは若干変更をした部分があります。検証した結果で、より改善すべき点については導入していくものだというふうに考えておりますので、今、安井議員がおっしゃったような、そういった点についても細かな点がまだやられていなかったとすれば、今後検証についても深く実施する必要はあるのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） これまでの3年間指定管理を受けていただいた団体の方にも、ご苦労さまですという言葉もここでつけ加えさせていただきますが、今後ぜひそういった検証等のほうはやりながら、事業の見直しを逐一図っていただきたいなと思っております。

最後の大正ロマンの館につきましては、会議室と学習室という機能があります。そういった中で臨時閉館、臨時閉店というような表現をしていたかと思っておりますけれども、その部分はやはり公共施設でありますから、この臨時閉館とか閉店とかいうのはなじまないのではないかと考えます。そういった点では次の指定管理者の方にも、年度初めにきちんとこの休業の閉館の日程を出して協議をしていただく。もちろん、何か臨時に閉館する事情はあると思っております。それぞれ不測の事態、事故等、そういったものがあればメンテナンス等で必要になるかもしれませんが、そういったこと以外のこういう休館の必要がある場合には、年間にちゃんときちんと協定を結んでおくべきではないかなと思っておりますが、その点は具体的にやられるお考えはあるのかお示しいたきたいと思っております。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

臨時の休館、閉館等につきましては、先ほど町長が最初に答弁したとおりでございます。休館日につきましては協定の中で取り決め、それ以外のやむを得ない事情がある場合につきましては、産業振興課のほうと協議をしていただいて、なおかつ事前に利用者の皆様にお知らせするような形をとる。なるべくそういったことのないように団体としては努めるというふうなことは、これまで同様、次期以降もそのような形で行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 協議を行っていただけるということですが、一つだけ確認をしておきたいんですが、今回臨時休館した理由というのはやむを得ない事情だったと思うんですが、どういった事情だった

のかをお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

臨時的な休館、やむを得ない状況につきましては、救急にイベントなんかのときにも休んだときがあるんですが、あとは個人的なやむを得ない事情というふうなことが何回かあったように記憶しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 個人的なやむを得ない事情ということですが、公共施設でありますので、そういったことをやはり指定管理者の中でも個人的な事情があった場合には、代替の措置はとれるようなことが検討が必要ではないかなと今感じたところです。この大正ロマンについては、ここで質問は終わります。

最後の質問ですけれども、無資格マッサージによる健康被害問題ということで、やはり温泉でもつぼ押し整体をやっているということで、これはいわゆる無資格マッサージとかそういった問題ではないということは明らかになりました。というのは、医療類似行為ではないからということ。単なるリラクゼーションのためということであるということでした。

事故防止等についても、指定管理者の方と協議等を行っているということでしたが、その中で健康センターの事故防止策につきましては、指定管理者より事業計画書を提出していただいて、事故発生時の緊急連絡体制をとっているということ。これは、防止ではなくて、起こったときのための連絡体制だと思います。起こったときの緊急連絡体制でありまして、防止策についての確認というのは、何かマニュアル等があるのか。これを見ますと、施設全体についての防止策というふうに見えるんですけれども、その中で具体的にマッサージでの健康被害についての防止策というのが規定されているのかどうか、あればお示しいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

マッサージ関係の事故防止策というふうなことでありますが、具体的に町として対応はしておりません。あくまでも施設全体としての安全対策というふうなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 町としては対策等していないということでしたけれども、結局私がこの質問をしているのは、事故発生時の緊急連絡体制ですとか、やはり温泉全体の何か事故が起こったときの防止策、そういったことではないんです。いわゆるリラクゼーションとかのマッサージでも問題が発生しておりますよということ

で申し上げているわけですので、一例を挙げさせていただきますけれども、2年ほど前にはNHKの「クローズアップ現代」でも同様の番組がつくられておりますし、直近では2018年6月22日に朝日新聞デジタルで無資格マッサージでトラブル相談増、施術で痛みやひびということで、群馬県内でそういった事例が紹介されております。あゆり温泉じゃないですよ、もみほぐしに行ったら背中中の痛みがあったので、翌日に医師に診てもらったら肋骨にひびが入ったということでありますので、そういったことを防止するための、ぜひ指導をしていただきたいと思うんですが、そういったことは考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

指定管理者との定例の打ち合わせが毎月ございます。その中で事例等については紹介していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

○3番（安井敬博君） ございません。

○議長（大木義正君） 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 4時27分）



平成30年12月11日（火曜日）

（第 3 号）

## 平成30年第411回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成30年12月11日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願の付託

議案第51号・第52号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号  
請願第5号

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(13名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代松	君	11番	吉田	伸	君
12番	藤井	精七	君	13番	角田	秀明	君
14番	大木	義正	君				

欠席議員(1名)

10番 熊田 宏 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎 吉郎 君 副町長 藤田 忠晴 君

教育長 栗林 正樹 君 企画総務課長 阿部 正人 君

まちづくり  
推進課長 氏家 康孝 君 税務課長 三瓶 貴雄 君

会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐 久 間 一 幸 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤 豊 君	子育て支援 課 長	山 野 辺 幸 徳 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美      副 局 長 加 藤 晋 一

---

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、10番、熊田宏君より、体調不良のため、本日は欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（大木義正君） 通告6番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

[7番 青山英樹君登壇]

○7番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

寒い中傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。傍聴の行為に敬意を表し、心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、矢吹消防署新築に関して、予定地につきましの質問をいたしたいと思います。

若干質問を通告した段階では知り得ないことがありまして、若干内容としましては変更する箇所が出てきてはいるんですけども、当初通告に従いまして質問をしたいと思います。

矢吹消防署の新築予定地として八幡町に取得した土地について、結果として不要不急の土地取得という形になり、結果としまして出費がかさみ、公益を損なう出費となった、そのような責任があるかと思えます。どのようにその責任等を果たされるのかをお尋ねしたいというのが第1問でございます。

----- ( 議長が取消を命じた発言 ) -----

そして、大正ロマンの館、指定管理者委託事案についてお尋ねいたします。

中心市街地ににぎわいを取り戻す目的で、大正ロマンの館の指定管理委託を行っている実情でございます。今申し上げましたようなにぎわいを取り戻す、そのような目的はどのような内容をもって達成されるものかと考

えられるのかお尋ねいたします。K P I等の指数等を用いて、その数値が上がることによってにぎわいを取り戻すというような、そのような判断をされるのか、あるいは指定管理者の事業等のその売り上げ等、そういったもので判断していくのか、指定管理委託経年ごとの検証結果をもとにお示し願いたいと存じます。

そしてまた、指定管理に関しましては、今年度で指定管理の期間が終了するわけですが、来年度、次期に向けての公募が行われました。今指定管理を受けている受託者に関しましての再応募はありませんでしたが、その理由、また新規指定管理委託者との違いはどのようなものであり、次期においてはどのようなメリットが期待できるのかお尋ねいたします。

そして、大きな3項目めになりますが、ガバナンスについてお尋ねいたします。

パブリックガバナンス、つまり公共統治という中であって、町執行側による各種事業や計画等が進められていくわけですが、策定されるわけですが、その事業の計画等、あるいは内容に関しまして、町の行政執行の形態、システム、そういったものが意思決定がどのように行われているのかをお伺いいたします。特に消防署新築における用地の決定の経緯などを例にお示しただければお願いしたいと思います。

これと関連しまして、当町のガバナンスがどのように図られているのかに町民の関心が向けられております。住民合意といいます、どこまでをもって合意とされているのか、そういったものに関しまして、意思の決定、そして実行するという、そのシステムが地方自治の本旨である二元代表制において議会との関係はどのように位置づけておられるのか、捉えているのかをお尋ねいたします。

以上につきまして、ご説明のほどを答弁お願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には大変ご苦勞さまでございます。

なお、ただいまの通告に対しまして、答弁の前に、7番、青山議員の答弁の中の瑕疵責任の質問について趣旨を確認したいため、反問権を行使したいので、反問の許可をお願いします。

○議長（大木義正君） ただいまの反問は、矢吹町議会運営に関する基準第76号第4号によるものですので、これを許可します。

○町長（野崎吉郎君） それでは、発言をさせていただきます。

7番、青山議員の「明らかに瑕疵が生じており」、また、瑕疵責任の質問について反問いたします。

本町では、矢吹消防署庁舎建設に係る一連の手續等に関し、顧問弁護士に法的な見解を伺っております。顧問弁護士の見解では、瑕疵とは通常有すべきものがないこと、または通常一般的に備わっているものにかかわらず、本来あるべき機能、品質、性能、状態等が備わっていないことを意味する。例を挙げれば、建物の工事をを行い、見えない部分に通常備わっているはずのものがないというような欠陥があったという場合であります。

今回の矢吹消防署庁舎建設に係る一連の手續等に関しては、瑕疵、欠陥の問題ではなく、議会の議決を経た後、正規の手續で契約を締結し、建設に向けて準備を進めていた中で、建設場所に対する反対、要望等により当初の予定が変更となった。そのため、別な場所へ建設をするという判断をしたことは、一般的な行政判断で

あります。また、責任においては、当初の契約時に建設予定地を移さなければならなくなることを予測できたかどうかであり、今回の場合は予測できなかったものであります。結果的に建設予定地を移すことにはなりましたが、予測できなかったことに対し、結果的に違った場所になった結果だけを捉えたのを責任とならば、何もできなくなります。事業もできなくなります。よって、結果責任、行政責任、予測責任はないものでありますとの見解でありました。

以上のことから、町といたしましては瑕疵はないものと認識しておりますが、青山議員おただしの「明らかに瑕疵が生じており」とは、具体的に明らかな瑕疵とは何か、その根拠は何かを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） 7番、青山議員、反問にお答え願います。

○7番（青山英樹君） ただいまの町長からの反問にお答えいたします。

瑕疵、今私のほうで申し上げましたが、あくまでもなるべきものがならなかったという意味においてという意味での瑕疵という対語を使いました。今町長のほうから反問をいただきましたが、瑕疵の意味等につきましてはそのように認識しましたので、私の「明らかに瑕疵が生じ」という言葉に関しては、妥当ではないという思いを私もしておりますので、この文言につきましては訂正をしたい、取り消していただきたいと思っております。

-----（ 議長が取消を命じた発言 ） -----

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午前10時12分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午前10時15分）

○議長（大木義正君） 青山議員、確認しますけれども、（2）番の質問は削除してよろしいでしょうか。

○7番（青山英樹君） いいですよ。

○議長（大木義正君） はい、わかりました。じゃ、削除します。

それでは、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えいたします。

なお、反問権に対して削除いただきましたことにつきまして、改めて御礼を申し上げます。

初めに、矢吹消防署新築用地として八幡町に取得した土地について、どのように責任を果たすかのおただしではありますが、さきの9月定例議会でも答弁をいたしました。矢吹消防署庁舎建設は町の安全で安心なまちづくりの実現のために大きく寄与するものであり、住民の生命、身体、財産を守るものとしては最優先に取り組まなければならないと考え、白河広域市町村圏整備組合（以下、組合）の消防庁舎整備計画のスケジュールに沿った手続を進めてまいりました。消防署庁舎建設事業地につきましては、組合が示している4つの要件を満たす用地を選定し、土地の取得についての予算を議会で議決していただき取得したものであります。しかしながら、建設予定地の選定過程において、地域住民の方への丁寧な説明が不足し、建設予定地を移すことになってしまいましたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

安全で安心なまちづくりを実現するという公益のため、安心して暮らせる町をつくること、地域をつくることこそ私の責任であり、この責務を果たすことは、これまでも今後も全く揺るがない部分であります。今後も安全で安心なまちづくりの実現のため、組合が進める消防庁舎整備計画のスケジュールに沿って、おくれが生じないように造成等を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大正ロマンの館指定管理者制度を導入した成果についてのおただしではありますが、大正ロマンの館は平成27年の12月議会において、矢吹町中心市街地活性化推進施設としての関係条例が可決され、公の施設として位置づけられており、町民及び観光旅行者を中心市街地に集客し、交流人口をふやすなど中心市街地の活性化を図るため、平成28年7月から指定管理者制度を導入し、同年11月にオープンいたしました。大正ロマンの館の指定管理につきましては、KPI等の評価指標について設定はしておりませんが、大正ロマンの館の管理に関する協定書に基づき、毎月の定期報告及び年度ごとの事業報告により、管理業務の実施状況及び利用状況、事業内容及び効果について確認を行っております。

大正ロマンの館におきましては、オープン当初から現在まで、県内の各テレビ局によるテレビ放送や、NHKラジオでの放送、福島民報、福島民友を初めとする新聞社への掲載はもちろんのこと、数多くの雑誌や情報誌への掲載、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービスの活用を図りながら、積極的に施設と本町の周知活動に努めていただいております。カフェ及び学習室の利用者数は平成28年度が3,111人、平成29年度が6,812人、平成30年度が11月末現在で3,695人であり、オープンしてから現在まで1万3,000人を超える多くの方々に利用されております。さらに、100以上の団体に利用いただいたほか、事業の開催等に加え、光南高校生によるスイーツコンテストの開催や、美術部による作品展示、小学校での社会見学の場としても活用されており、大正ロマンの館の設置目的である中心市街地の活性化とにぎわいづくりへの効果があらわれていると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大正ロマンの館の指定管理者公募についてのおただしではありますが、安井議員への答弁と重複いたし

ますが、既存の指定管理者からの応募がなかった理由につきましては、私からの答弁は控えさせていただきます。

なお、本定例会に大正ロマンの館次期指定管理者の指定に関する議案を提出しておりますが、次期指定管理候補者からの提案内容につきましては、1階部分は地元食材を使用し、健康に配慮した料理を中心に提供するカフェの運営と、地元有機野菜及び加工品や総菜の販売等を行い、2階部分は誰でも無料で利用できる貸会議室や学習スペースとして開放し、町民がくつろげる空間の提供を行うものであります。

さらに、町内小中学校、光南高校、福島県農業総合センター農業短期大学校と連携し、食と農をテーマとしたさまざまなイベントやセミナーの開催など、現指定管理者と同様に数々の提案がなされており、大正ロマンの館の設置目的を達成し、中心市街地のにぎわいづくりに大いに期待が持てる内容であると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各種事業や計画等の策定に係る意思決定の手順についてのおたただしであります。平成28年度からスタートした町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、町の将来像を「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」と掲げ、16の政策、34の施策、217の事務事業を、人、支え合い、子供、仕事、暮らし、復興、計画実現のための7つの分野に分類し、住民福祉の増進に努めております。本計画の策定に当たっては、住民アンケートを初め子供ワークショップ、まちづくりワークショップ等を開催するなど、広くまちづくりに対する意見をいただいたほか、矢吹町まちづくり総合審議会への諮問、答申を受け、議会の議決を受けており、基本計画の追加、変更を行う場合も同様であります。このように本町では、総合計画に位置づけられた217の事務事業全てを明らかにし、前述のとおり合意形成を図った総合計画を中心としたまちづくりを進めており、その効果的かつ効率的な事業の推進を図るため、毎年度事業評価を行い、進行管理に努めております。

このような行政経営システムのもとで、効率的かつ円滑な行政運営、意思決定の強化、政策決定の迅速化及び危機管理体制の整備等を目的として設置しているのが庁議、復興対策本部会議、課長連絡会議、首脳部会議であり、特に庁議は町内の最高意思決定機関であります。これらの会議は、矢吹町庁議等規則に基づき定例的に開催し、行政運営の基本方針及び重要施策を審議決定するとともに、内部業務の総合調整を行っております。庁議等の構成につきましては、町三役及び各課等の長が出席し、付議する事案としましては、町の将来構想及び長期計画に関する事項や、町議会へ提出する重要な議案に関する事項、重要な調整に関する事項等、11の付議事項を設定しており、首脳部会議への付議を経てから町議に付議することと定めております。なお、議員おただしの矢吹消防署庁舎建設用地につきましても、このような経過を経て意思決定をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、二元代表制における議会との関係についてのおたただしであります。二元代表制につきましては、議員ご承知のとおり、日本国憲法第93条で地方公共団体の機関、その他直接選挙が規定されており、地方自治体への議会の設置、執行機関の長の首長及び議事機関の議会議員をそれぞれ住民が直接選挙で選び、首長、議会がそれぞれに住民に対して直接責任を負う制度であります。すなわち、地方自治は、住民の意思に基づいて行われる民主主義的要素の住民自治と、地方自治体みずからの意志と責任のもとで行われる自由主義的、地方分権的要素の団体自治が地方自治の本旨であると認識しております。

本町では、このような地方自治の本旨に基づき、自治体運営を行っており、それらを示す最たるものが町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画であります。総合計画の基本構想につきましては、地方自治法により市町村に対して、その策定が義務づけられておりましたが、地方分権改革の取り組みの中で、平成23年8月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、基本構想の策定を義務づけていた規定が廃止されました。しかしながら、本町では、新たなまちづくりを進めるに当たっては、町民、議会、行政が一体となり、進むべき方向性を共通認識した上で、政策、施策、事務事業を推進する必要があると考えており、義務づけが廃止されてからも継続して総合計画を策定しているところであります。また総、合計画は、計画の趣旨や町の将来像、まちづくりの理念、さらには政策、施策、事務事業に至るまで、まちづくりの細部にわたる内容が掲載された、いわばまちづくりの手引書であることから、議会の議決事件として審議いただいております。このような取り組みは矢吹町の特徴の一つであり、平成27年3月に制定された矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例に基づき、総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更または廃止に関することを議決事件としており、基本計画を含めて議決事件としている自治体は全国でも数多くはない状況にあります。また、総合計画に位置づけられた事務事業に係る関係予算につきましても、毎年度事業評価を行った上で、当初予算、補正予算の議決をいただき、事業を執行しているところであります。

このほか、私の町政執行の基本は対話のまちづくりであり、より多くの機会に町民の皆さんの意見をいただくことにより、住民ニーズを的確に捉え、本町の特性を生かしたまちづくりに努めることであります。その中でも、町長として町民の負託に応えるためには、強い信念を持ち、まちづくりの方向を決して間違わないよう確実に遂行することが責務であると認識しております。一方議会は、地方自治体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能等により、地方自治の適正な運営に期するための役割を担うものであります。本町では、このような二元代表制の考え方や役割、責任に基づき自治体運営が行われており、今後もこれまで同様に十分に認識しながら新たなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

現在、東日本大震災からの復興、そして町民の皆さんが「将来へ希望の持てるまちづくり“矢吹創生”」へ向け全力で取り組んでおりますが、重点プロジェクトを初め、多くの事業が今後も予定されておりますので、町民の皆さんとともに協働の理念のもと、全員参加で矢吹創生を合い言葉に新たなまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番初めに、ご質問しまして答弁をいただきましたが、1つちょっと確認したいんですけども、まず消防署の建設予定地として、結果として不要不急の土地が生じたと。それを結果としまして、合意契約によってもとに戻すということの説明を受けましたけれども、その際に発生する費用等がございます。当然全協で説明いただきましたが、3つほどありましたけれども、そのうちの幾つか。1年間耕作できなかった部分に対する補償というようなこともございました。また、登記をする際におきましては町が行うということで、町の負担ということになってくるかと思えます。そのようなものに対して町として出費がかさむわけがございます

が、それに対しては責任というものはないというお考えなのか伺います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

昨日も同様の質問がございました。同様の答弁をさせていただきたいと思います。

平成30年3月20日に、双方が合意し締結した契約に基づき、町は土地売買代金を支払い、土地を取得し、相手方は土地代金を収納されました。その後、周辺住民からの反対意見等があり、町は当該土地への消防署建設を断念し、双方合意の上、合意解除契約を締結し、元地権者へ土地をお返しすることになりました。この合意解除契約により、町は売買代金をお返しいただくことになり、当該契約前の状況になります。相手方は土地を返してもらっただけでは、1年間耕作できなかったことによる逸失利益分と土地を寝かせておいたことによる原状回復費用が発生することになります。なお、登記費用等についても町が負担することになります。このマイナス分を補うこと、そして町がそれを担うこと、これについてはお互いの公平の分担という考えからして当然であり、弁護士からもそうした見解をいただいておりますことを説明し、答弁にかえさせていただきたいと思えます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 結果として公金を支出することになったという、その理由の起因しているところにおきましては、結果としまして、いわゆるその住民に対する説明会がなかったとか、そういう部分に起因しているものが多分にあるわけでございます。そういう観点から、事務執行上の問題ではなくて、そうならざるを得なくなったその理由、起因しているという原点に立ち返っての責任というものがあるのかないのかについての認識をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

このことにつきましても、きのうも答弁をさせていただきました。繰り返しとなりますが、説明させていただきたいと思えます。

見解としてはないというようなことでございます。これについても顧問弁護士の判断をいただいております。理由としましては、当初の契約時に建設予定地を移さなければならなくなることを予測できたかどうかである。予測できなかったというふうに見解が出ております。結果的に建設予定地を移すことにはなったが、予見できなかった。予測できなかったことに対し、結果的に違ったことになった結果だけを捉えて処分がされれば、町は何も仕事ができなくなる。先ほどの答弁と同じでございます。結果責任、行政責任、予測責任はない。したがって、責任はないというような認識でおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 予測、予見ということでございますが、本来それは土地取得以前の段階で行うべきものではなかったのか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

この土地を変更するに至った内容、合意解除に至った結果でございますが、これについては当初、建設予定地を決めました。それに対して反対運動が起きるということが予測できなかった。これについては一般的な解釈、これも顧問弁護士からのアドバイスをいただいているんですが、そうしたことは予測できないという判断がされております。したがって、予測できないことに対して結果責任というものは発生しないということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 町長は予測できなかったという答弁でございますが、消防署等に関しての全国的な立地に関する訴訟というのは非常に多くて、特に吹鳴とかそういったものというのは、かなり新聞で報道されたりとか、全国的に訴訟まで発展している事例というのは非常に多いんですね。そういう意味において予想できなかったというのは、私はちょっと行政に携わる執行者として、ちょっと知見に乏しかったのかなというふうに思う部分がございます。その意味においての責任というものが、これはあるんじゃないかと、そのように思いまして、また町民の中でもそういうふうに思う方は多いんですね。その点についてどのように判断されるのかお伺いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

消防署の建設に当たっては、全国的にさまざまな課題が発生している。例えば、サイレンの吹鳴等々、出動の際の騒音等ということについてのおただしでございますが、弁護士先生とこれも相談させていただいておりますが、一般的に消防署の建設用地に当たっては、これは町にとって有益、町の今ある消防署については老朽化はしている、したがって町民の安全・安心を守るためには必要なもの、そうしたものについては町は当然整備を進めていかなければならない。例えば、これが忌避施設、ごみ処理場とか今原発で問題になっている、物を燃やしての山林の枝の焼却場等を建設する際には、これは当然予測できます。町民の方から反対するということについては当然予測できますが、町民が望むもの、歓迎するものについては、一般的に法律の判断からしても忌避施設ではない。歓迎すべき施設。したがって、それらに対して反対運動が起こることについて

は予測できないという判断でございます。したがって、そうした判断に基づいて町のほうでは歓迎すべき施設だということで、予測できなかったという判断をさせていただいております。そういうことで、それについては予測できなかった。したがって、責任はないというような判断でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今回の八幡町における土地に関しては、一般的ではなかったというように受けられる。そういうふうを受けられる部分、とりあえずと思う部分がありまして、今の答弁を聞きますとですね。それで、本当に消防署に対して公益に反するものもございませんし、反対も誰もしているわけじゃないです。ただ、その建設予定地、どこにできるかということに関しましては、今本当に全国的に県内でも、立地条件というものに関しては、住民の方々というのはかなり神経質になっていることがあったりしまして、これは予想できなかったことなんですかね。ちょっと私にはそこが信じられない。それは個人的な町長の見解であって、その辺についてはガバナンスとも関係しますけれども、庁議という中でも意見とか出なかったのか。私はそう思いまして、町長に改めて予見というものに関して、それはあくまでもやはり足りなかった、自分の不注意だったのではないかというふうに思うので、そこについてどう思われるか、もう一度お聞きします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

お静かに願います。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

消防署については、青山議員の認識と同様に公益的な施設だと思っております。これについては、町の公共施設、例えば学校や幼稚園等々、同様の施設をつくるものだというふうに思っております。今回そうした考え方に基づいて用地を選定しました。当然反対はないものだという判断のもとで用地を決めさせていただきました。しかし、反対が出た、この反対された意見というものは重く受けとめて、行政的な判断で別な場所にすることにさせていただきました。

このことについて予見できたか、予測できたかというものについての判断は、私が今述べたとおりでございます。ただ、反対される方のそうした意見も尊重しながら別の場所にかえさせていただいたということで、この問題については、そういったことで解決が済んでいる、私自身の認識はそういうものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。ただ、反対をされた方、そしてまた土地を提供した元地権者の方についてはご心配をおかけしたことについてはおわびも申し上げているということについても、つけ加えさせていただきます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） すみません、時間はあと何分あるのでしょうか。

○議長（大木義正君） あと26分。

○7番（青山英樹君） 26分。ありがとうございます。

それで、ちょっとまた視点が違うんですけども、大したお金かどうかわかりませんが、出費がかさむということがございます。そしてもう一つ、先ほども答弁の中でお話がありましたけれども、合意解除をしたという中にあっては、これは全協でも3つほど説明されていたんですが、きのう同僚議員の質問の中で、4つ目が出てきました。いわゆる特約条項になるのかどうかわかりませんが、今後いわゆる補償に関して、補償する損失等がある場合においては補償するという条項が盛り込んであるということでしたが、その条項を明確に今お示しいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

きのうも答弁いたしました。合意契約解除の中で、合意契約書で合意した内容の中の補償する部分につきましてはご説明を申し上げましたが、元地権者との項目の中で今後損失等がある場合、これは元地権者との協議の中身でありまして、その項目も入れた中での契約となりました。その場合については別途協議をいたしましょうというような項目になっております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 合意解除ということですから、合意がなされたんだと思いますが、この今後損失等がある場合はというこの条項が盛り込まれたというのは、町側のほうの要望なのか、元地権者側のほうの要望であるのかお示しいただきたいんですが。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

契約に至る内容につきましては、先ほど言いました1年間耕作できなかった部分と原状回復費用の部分というところで、一般的には財産的損失による補償という部分でございます。町のほうでは、その部分については補償をします。それ以外のところ、今のところ補償するものはないというふうなお伝えをいたしました。元地権者から、今後損失等が出た場合どうすればいいですかというお話があったものですから、その部分については、今のところは町で補償できる部分はこれだけですよというふうなお話をさせていただきました。今後出てきたならば協議する場がなくなっちゃうんじゃないかというようなご相談がございましたので、そこは、その部分については双方、それでは協議いたしましょうということで、この1項目を設けさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、合意契約というものになぜなったのかというのがちょっと疑問になってくるんですが、契約解除に関しまして、法定解除なり約定解除なり、合意解除等ございます。その中でもって合意解除になったという中であっては、元地権者の方々に対しては、解除の種類なり類型なりそういったものを説明された上で合意解除というものの選択になったのか、それとも当初から合意解除というものをテーブルに上げて、そちらのほうに進んでいったのかということに関して、その経緯をお知らせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

9月定例議会後、元地権者とこの土地につきましての利活用等について協議をしましてまいりました。その中で、きのうも答弁したとおり、さまざまな利活用を検討しましたが、最終的にはお戻しすることで合意に至りました。その中でどのような方法が一番いいのか、それは今後の登記、あるいは元地権者に対する申告と税の関係がございまして、どのような方法が一番いいのかを顧問弁護士のほうに確認をさせていただきました。その中で、こういう方法があるのかということでお示しをいただきました。その内容につきまして、元地権者と、こういう内容があるんですけれどもというお話をさせていただいたところ、それでは、じゃ、その内容で合意解除契約という方法というんですか、それでよろしいのではないかとということで、合意に至ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、結局、その合意解除という類型を選択して解除に向かったということは、結論的にはその課税に対しての対策、12月という期日が迫っている中において課税がかからないようにするための一つの選択肢として、それが締結されたというふうに思えるんです。特に通常であれば法定解除で出てくるわけですね。ただ、法定解除になりますと、やはり債務不履行等の問題とかそういったものが付随してきますので、時間がかかったりしてくると。そうしますと、年度内において登記、いわゆる合意解除という形であれば末梢の理由として成立し課税がかからないという、暫定的な手っ取り早い方法の選択を結局したのかなど。そういうような誘導というものがあつたんじゃないかなというように懸念が生じるんですが、そういったことがあつたのかないのかをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

双方でどんな方法が一番いいかということで検討してまいりました。町が誘導したわけでもなく、元地権者

からこうしてほしいというお話があったわけでもなく、双方で内容を協議した結果、これが有益だ、最高の方法だということの合意に至ったということでございますので、決して町がこれがいいと誘導するというような方法で至ったものではございません。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） まず、元地権者の方のほうの意向というものがどういうものか、ちょっとまだ把握しておりませんが、とにかく年度内に登記等を済ませないことには課税されるというようなことから、そしてまたもう一つは、条項として今課長がおっしゃりましたが、その条項をつくることによりまして、賠償等に関しては、この合意解除でも別途請求できるものというような認識を元地権者の方はされているのかなというふうに思うんですが、その辺のニュアンスはどうでしょうか。どのように判断されますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほども課長からも説明がございました。今回の合意解除契約に当たっては、双方契約をした時点では、これ以外に生ずる損失、損害がないということは確認しております。ただ、そうは言っても、この後どういう事態が起きるかわからないという未確定の部分、私たちが知り得ない部分というのがないわけではない。そこで、この後の協議の場を設けるといふことで道の閉ざすものではないということで、この第4条の2項に、

以外の がこうむる損失をする場合においては別途協議するというところでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。損失、損害が発生するという点については、現時点ではないということをお互いが確認しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） お互いが確認しているということを町長のほうからご説明いただきまして、この合意解除については以上で打ち切りたいと思っております。

そして、ガバナンスについて続けてまたお聞きしたいと思っております。

このガバナンスに関しましては、公共統治と申しますか、当然意思決定、合意形成のそのシステム等をどのように行っていくのか。それはどういう理由からかといいますと、やはり公共パブリックガバナンス、公共的な統治ですから、財務の適正性とか効率性、そしてまた透明性の向上、そして説明責任の徹底等が求められているわけでございます。特に、議会というものもございまして、町長がおっしゃいましたように、憲法では92条、93条を中心に二元代表制というものが位置づけられているわけでございます。この二元代表制という中にあって議会の働きというものが、2つの翼のうちの1つの一翼としてあるわけでございます。

私がお尋ねしたいのは、まず住民の方々にも、説明というものがこの消防署に関しては当初なかったわけで

ございまして、議会のほうにおきましても場所に関してはなかったということでございます。そして、そのような経緯のもとに、いわゆる旧総合運動公園予定地に最終的に今建設候補地が決まろうとしているわけです。

そこでお尋ねしたいのですが、これは9月の一般質問でも私が最後にまた質問しておりました。今後どのようにその土地に対応していくのかというようなお話を9月12日の最終日に行ったわけです。ところが、その3時間後に非常に心苦しくお聞きしたいんですけども、町の方と議員の方でもって、この同僚議員の方々が文化センターにおいて与党会というらしいんですけども、その場でその候補地を含め4つの候補地等のお話をされていると、そういった経緯がございまして、議会議員の中でも数名の方は知らない、知らされないんですね。それ以降、議会でもってそのお話が議題として上がったのはかなり後で、11月30日に最終的に知ることになるわけです。そうしますと、その意思決定等、住民説明といった、多少コンプライアンスにも関係しますが、そのガバナンス、矢吹町としてどういう意思決定のもとに、何を根拠にどのように決めて、それを議会とはどういうふうにして説明をし、理解を求めていくのかという、そのガバナンスというものが、議会という場を抜きにして行われているということに関して、町長はどのように判断して行っているのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

ガバナンスについて、透明性、責任性を持って矢吹町の組織としての統治、そうしたものに努めているところについては、私のほうから言明をさせていただきたいというふうに思っております。なお、今回場所を決めるに当たって、一部の議員に対して4つの候補地の説明をし、その後議員のほうにも説明があったと。それらについての透明性というものについて、私自身どう考えているのかというようなおたしでございまして、これについては当然のことだというふうに思っております。議員は住民の代表、したがって住民一人一人に聞くよりも今回の建設候補地を別な場所に移すことについて議員の方に聞くことが手取り早いというか、より多くの住民の意思というものを議員さんから聞くことができるというふうに私は認識をさせていただいております。ただ、それをそこで決定をしているわけではなくて、あくまでもそれは意見を聞く場であって、決定をする場ではない。決定については、議会全員協議会を踏まえて、最終的には議会全員の皆さんが理解をいただいた上で場所については決定し、そして住民の方にも説明会を開催して理解をいただいたということでございますので、そうした透明性、責任性、ガバナンスにおいても問題はないというふうに思っております。

以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 意見を広く聞くという一つの行為であるというようなご意見かと思いますが、町長がおっしゃられている公平性、公正性ということからいけば一体どうなのかというような考えも出てきますし、もう一つ、非常にこれは大きな問題で、地方自治の本旨としての二代表制、これは法的にも機関対立競争主義というものに基づいて、対等に存在すべきということで行われるわけでございます。そこにおいて議会という

場があるにもかかわらず、その構成委員に独自に集め、それが公平、公正でなく一部の集団と申しますか、そういう会派の方々等に対して行うということに関しては、やはりこれは好ましいことではないのではないかと。町長が政治理念として、姿勢として打ち出しているものからいけば、ちょっと反するものではないのかなというふうに私は思います。

そしてまた、非常にタイミング的などいいますか、一般質問において、さあ今後どのように対応しますかということに対して検討しますと言ったその3時間後には、具体的な4候補地が挙がって、具体的に説明されていると。それも議員の中での一部であるというようなことでございますので、それに関しては、このガバナンスというものからいけば、これは失点ではないかというふうに思っております。今後もそのようなことは続けていかれるのか、そのことも踏まえ、どのように考えておられるのかを改めてお聞きします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

私の政治姿勢として、対話のまちづくり、広く住民の意見を聞く、先ほども話をさせていただきました。とはいっても全ての人に話を聞くわけにはいかない。したがって、私が最も頼りにするそういう議員の皆様にも相談を持ちかけるというのは、私の立場としては当然の行為だというふうに思っております。ただ、一連の流れの中で全議員さんを見捨てたこともなくて、あくまでも広く議員さんの意見を聞く場というのは、議会全員協議会やその議会の中で意見を伺いながら、そして最終決定をさせていただいている。もちろん、その過程においては、広く住民の皆様にも説明をする説明会等も設けさせていただいているということで、ガバナンスにおいては、私自身は適正に行われているものだというふうに理解しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ガバナンス面について、最後に時間がないものですから、お聞きしたいと思います。

町民の意見を聞いて、その地域公共統治を行っていくということでございます。今回の消防署におきまして、署名がとられて請願という形では実現はしませんでした。署名によって住民の反対が示されたことは事実でございます。また、町内におきましては、去年におきましても町民の方々が3,000名もの署名を集める署名行動というものがございました。その取り扱いについて差異があります。百二十数名の方に関しましては、その主張が通りまして、3,000名にも及ぶ方々の署名が通らなかったということでございました。そこにおいての、ガバナンス面での統治という部分におきましての考え方の違いというのはあるのかなのか、あればお示しいただきたいと思っております。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の消防署の建設用地、当初の予定地については多くの署名が集まって、住民のほうから別な場所にしていただきたいという、そういう要望、請願があったことについては私自身も理解をし、そしてそれを真摯に受けとめさせていただき、別な場所に決定をさせ、皆さんの判断をいただいて、今の場所に決まったわけでございます。

なお、昨年行われました3,000名を超える署名、この人数の重みという、それに差異があるかということについてでございますが、私自身はどちらも重く受けとめさせていただいております。ただ1点違うことは、3,000名の署名については、町が、議会が決定したことを前に進めようとしている、そして今回の署名については、町が決定したといえども、主導権、建物を建てる建て主は町ではございません。そして、今回、消防署の庁舎建設の中身につきましては、ことしじゅうに用地を決めて今年度中に造成が始まらないと、この消防署の建設については次の機会に回されてしまうという、そういう心配、問題があることについては青山議員もご承知だというふうに思っております。

消防署の建設用地については管内の消防署全てが老朽化しております。したがって、どの消防署から建設をするかというようなことではございますが、矢吹町は北部圏域の機関所という位置づけから、その5カ所の老朽化施設を改築、新築するためにイの一番に広域市町村圏整備組合のほうで、矢吹町の消防署を最初に整備しようということになりました。1期5年、6年というような予定。例えば、今回の矢吹町の場合には年度内に造成をし、平成31年実施設計、平成32年から33年に消防署の建設というような予定になっております。5年間、6年かかることとなります。したがって、今回建設されないということになって後回しということになると、25年、30年先になる可能性も指摘されたわけでございます。そうしたことについては、矢吹町の安全・安心を考えた場合には、これは避けなければいけない。そうした性格上の差異があるということについてもご理解をいただきたいと思っております。

したがって、署名された数とかという問題ではなくて、矢吹町にとって最も有益な選択をさせていただいたということをご理解を賜ればというふうに思っております。

以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は25分からお願いします。

(午前11時11分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午前11時25分)

---

### ◎総括質疑

○議長（大木義正君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認めます。

これにて総括質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案・請願の付託

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案・請願の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第57号については、7名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号及び第63号については、6名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よつて、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よつて、議長において指名いたします。

ただいま配付しました第411回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第51号、第52号、第54号、第55号及び第56号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、11月28日までに受理した請願は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大木義正君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午前11時28分）

平成30年12月17日（月曜日）

（第 4 号）

## 平成30年第411回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成30年12月17日(月曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第51号・第52号・第56号  
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第54号・第55号  
請願第 5号  
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第57号  
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号  
審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第64号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 発議第 3号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げを行わないよう求める意見書(案)
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 9 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	富 永 創 造 君	2番	三 村 正 一 君
3番	安 井 敬 博 君	4番	加 藤 宏 樹 君
5番	薄 葉 好 弘 君	6番	鈴 木 一 夫 君
7番	青 山 英 樹 君	8番	鈴 木 隆 司 君
9番	栗 崎 千 代 松 君	10番	熊 田 宏 君
11番	吉 田 伸 君	12番	藤 井 精 七 君
13番	角 田 秀 明 君	14番	大 木 義 正 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	藤 田 忠 清 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	企画総務課長	阿 部 正 人 君
まちづくり 推 進 課 長	氏 家 康 孝 君	税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君
会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	佐 久 間 一 幸 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤 豊 君	子育て支援 課 長	山 野 辺 幸 徳 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅 原 喜 美	副 局 長	加 藤 晋 一
--------	---------	-------	---------

---

### ◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大木義正君） それでは、去る12月11日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

---

### ◎議案第51号、第52号、第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第1、これより議案第51号、第52号及び第56号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

ただいまより議長よりお話のあった総務教育常任委員会の審査の報告をいたします。

第411回矢吹町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第51号、第52号及び第56号の審査結果は次のとおりであります。

議案第51号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、平成31年度より放課後児童クラブ利用者の負担軽減を行うものであり、これまで延長育成時間としていた午後6時から午後6時30分までを基本開所時間に含め、延長利用料の徴収は行わず、また、育成料の減免について、生活保護世帯に加え、多子同時入所世帯、ひとり親世帯を対象とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例及び矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、子育て支援の充実を図るため、町独自に幼児教育の段階的な無償化を行うものであり、保育園保育料については、平成30年度から無償化を実施している5歳児に加え、平成31年度より零歳児から2歳児までの非課税世帯及び3歳児と4歳児を無料とするものであります。

また、幼稚園預かり保育料については、5歳児に加え、平成31年度より3歳児と4歳児も保育園における保

育短時間相当を無料とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について。

本案は、福島県市町村総合事務組合より規約の変更についての協議があったため、地方自治法第290条の規定に基づき、協議内容について議会の議決を求めるものであります。

主な変更点といたしましては、地方自治法の改正により、監査制度が充実強化されたことに伴い、組合の監査委員の選任方法等について所要の変更を行い、あわせて会計管理者及び事務局の条項について整理する内容となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第51号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第52号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例及び矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長のご報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第54号、第55号、請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第2、これより議案第54号、第55号及び請願第5号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆さん、こんにちは。

産業民生常任委員会審査報告書。

第411回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第54号、第55号及び請願第5号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第54号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町福祉会館に係る指定管理業務の指定期間が今年度で満了することから、引き続き公益社団法人矢吹町シルバー人材センターに指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について。

本案は、大正ロマンの館に係る指定管理業務の指定期間が今年度で満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、選定委員会で選定された指定管理者候補者との指定管理業務の内容等の協議が整い、大正ロマンの館の指定管理者に矢吹町神田西123番地6、「シュークル」を指定するものであり、指定期間を平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

討論に入り、青山委員から、現在の指定管理者の3年間の運営をかんがみ、課題が多くあったと見受けられ、それらの緻密な検証を経た上で、改めて指定管理制度による運営を提案すべきであることから反対する意見があり、一方、熊田委員から、中心市街地のにぎわい創出施設は必要であり、かつ歴史ある建物を利用することにより、愛町心が芽生えることも期待され、加えてやる気のある団体を応援していくことは、議員として当然の責務であるので賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第5号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願。

本件は、後期高齢者医療制度において、医療費の自己負担分を2割へ引き上げないことを求める旨、地方自

治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に意見書を提出することについての請願であります。

討論に入り、薄葉委員から、現在の医療制度を維持するには世代間や同世代間における公平な負担をすべきであり、各自の負担能力に応じた負担をすべきであるという考えから、現在、国において医療制度の見直しの検討がなされており、現段階では意見書を提出することには反対する意見があり、一方、藤井委員から、請願の趣旨に賛同するため、また富永委員から、現在引き上げは検討段階であるものの、年金生活者にとっては2割への引き上げは負担が大きいため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、議案第55号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてに関しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

本年度最終受託の年となっておりますが、現指定管理の受託者におきましては、過去2年におきまして経営上みずからの負担を出しているような状況でございます。そしてまた、にぎわいを取り戻すということに関しまして、どのような状況をもってにぎわいとするのかの基準等も明確ではなく、課題として上げられるところでございます。特に民間委託が最高の解決策というようなことではありませんで、やはり負担だけを与えるような制度になってはいけないということがまずあるかと思えます。受託者におきましては、負担だけが残るような経営であってはなりませんし、改めて経営状態、またはそのにぎわいに関して課題等を精査した上で取り組むべきものであるというふうに加え、この今回の指定に関しましては、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

どうか皆様のお考えをご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席にお越しの皆さんご来場ありがとうございます。敬意を表します。

私は、議案第55号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてに賛成の立場で討論させていただきます。

大正ロマンの館については、平成27年12月議会において、中心市街地活性化推進施設として関係条例が可決され、公の施設として位置づけられており、平成28年7月より指定管理者制度を導入し、同年11月のオープン

以来、カフェ及び学習室において1万3,000人を超える町内外の方々に利用されております。

さらには、100を超える団体に利用されているなど、中心市街地の活性化及びにぎわいづくりに大きく貢献し、初期の目的を達していると認めるものであります。

今回、次期大正ロマンの館の指定管理者となるシュークルについては、選定委員会の審査の結果、指定管理者候補団体として認められたことを尊重し、この団体を大正ロマンの館の指定管理者として指定し、支援していくことが中心市街地のさらなる活性化及びにぎわいづくりになると考えます。

よって、本案に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論はございませんか。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、議案第55号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について、反対の立場で、また請願第5号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

〔「請願はまだ反対討論やってないから、1つにしてください」と呼ぶ者あり〕

○3番（安井敬博君） すみません、失礼しました。では、1件だけにさせていただきます。

議案第55号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

ただいま同僚議員からの反対の指摘もありましたが、それに加えまして、この大正ロマンの館、3年間の指定管理期間の間の詳細な事業の分析、これがまだなされておられません。指定管理の終了する来年3月以降にその分析がなされるというわけでありますが、事業の中身、やはり精査をきちんとしていく。例えば利用者が町内外なのか、それとか、あとは年齢層、どのような方が利用しているのか、また、全体の利用人数というものは示されておりますけれども、レストラン部分、営利も発生するようなところで、そういったものが果たして赤字なのか黒字なのか、そういったことも示されておられません。3月の検証が済んでから、そういったものも加味しながら、次期の指定管理機関について検討を進めていく、内容についても見直しをしていくべきである。そういった立場から、反対の討論をさせていただきます。

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、討論はこれにて終結といたします。

これより議案第54号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第5号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### ◎議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案第57号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

[5番 薄葉好弘君登壇]

○5番（薄葉好弘君） 第一予算特別委員会審査報告書。

第411回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1から6までは記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第57号の審査結果は、次のとおりです。

議案第57号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億5,881万3,000円を追加し、総額を90億944万1,000円とするともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税3,500万円、県支出金1,077万円、繰入金8,943万4,000円、諸収入2,552万4,000円をそれぞれ増額し、町税969万5,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、総務費が証明書コンビニ交付システム構築に係る委託料等により5,040万5,000円、民生費が障がい者自立支援事業等により6,430万9,000円、衛生費が後期高齢者医療事業等により1,553万4,000円、土木費が町道管理事業等により1,581万5,000円、教育費が小学校管理運営事業等により1,476万9,000円をそれぞれ増額し、農林水産

業費が農業集落排水事業特別会計への繰出金等により473万2,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、バスストップ整備事業について、年度内完了が困難なことから2億936万4,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公営住宅建設事業債を200万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第57号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号の委員長報告、質疑、

#### 討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第4、これより議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号及び第63号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

第二予算特別委員会審査報告をいたします。

第411回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号及び第63号の審査結果は、次のと

おりです。

議案第58号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ145万3,000円を減額し、総額を20億6,889万4,000円とするものがあります。

歳入の内容は、県支出金26万2,000円を増額し、繰入金171万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費145万3,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ895万6,000円を減額し、総額を5億8,927万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、諸収入848万3,000円を増額し、国庫支出金600万円、町債900万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費627万円、公債費550万円をそれぞれ増額し、事業費2,072万6,000円を減額するものがあります。

次に、地方債補正の内容につきましては、流域下水道事業資本費平準化債120万円を増額し、公共下水道事業債530万円、公共下水道事業資本費平準化債490万円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ98万1,000円を追加し、総額を3億998万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、町債550万円を増額し、繰入金451万9,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、公債費300万円を増額し、維持管理費201万9,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業資本費平準化債550万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,350万8,000円を追加し、総額を14億7,290万円とするものであります。

歳入の内容は、保険料760万8,000円、国庫支出金867万9,000円、支払基金交付金940万8,000円、県支出金400万6,000円、繰入金380万6,000円、諸収入1,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費を3,360万円、地域支援事業費3万円をそれぞれ増額し、総務費12万2,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4万4,000円を追加し、総額を1億7,421万7,000円とするものであ

ります。

歳入の内容は、繰入金4万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費4万4,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 平成30年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収益的収入について、既定の額から615万2,000円を減額し、収入予算総額を4億1,015万円とし、収益的支出について、既定の額に75万9,000円を増額し、支出予算総額を4億3,684万7,000円とするものであります。

収入の内容は、営業外収益615万2,000円を減額し、支出の内容は、営業費用67万4,000円、営業外費用8万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、資本的収入について、既定の額に491万6,000円を増額し、収入予算総額を9,354万1,000円とし、資本的支出について、既定の額に480万円を増額し、支出予算総額を2億1,926万5,000円とするものであります。

収入の内容は、負担金491万6,000円を増額し、支出の内容は、建設改良費350万円、企業債償還金130万円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第58号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第59号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第60号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第61号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第62号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号 平成30年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続きその取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

なお、全員協議会を2時から行いますので、ご協力よろしく申し上げます。

（午後 1時47分）

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時19分）

---

◎日程の追加

○議長（大木義正君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会より報告をいたします。

会期中に、町長から諮問1件、議案1件及び議員から発議1件の追加議案が提出されました。

また、議会運営委員会から提出のあった閉会中の継続調査の申出並びに議員の派遣について、その取り扱いについて企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加日程のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立をいたしました。

皆様のご協力をお願いいたしまして、審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

---

#### ◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第5、これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明させていただきます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、平成30年5月から欠員となっておりました人権擁護委員の後任の候補者として、矢吹町中沖17番地、小針啓幸氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

小針氏は、平成14年に大学を卒業され、民間企業への就労を経て、平成25年から福岡県北九州市で司法書士事務所を開業し、平成27年11月には同事務所を実家のある本町へ移転し、現在に至っております。

また、これまで小学校の非常勤講師として法律講座を担当し、さらに、平成29年6月からは、福島県司法書士会公益活動委員会に所属し、多くの高齢者や障がい者の相談相手として専門的知識をもとに活躍されております。

このような豊富な識見と誠実な人柄、さらには、人権に関するさまざまな問題に対し、身近で気軽に相談できる環境を構築したいという強い熱意もあり、人権擁護委員にふさわしい方であるため、ここに推薦するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

諮問第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで、ただいま同意されました小針啓幸様を紹介するために暫時休議いたします。

（午後 2時25分）

---

○議長（大木義正君） 再開します。

（午後 2時26分）

---

#### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第6、これより議案第64号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第64号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,972万6,000円を追加し、総額を90億2,916万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、諸収入2,556万4,000円を増額し、繰入金583万8,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、消防費が損失補償金により62万6,000円の増額、公債費が繰上償還金元金により1,910万円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第7、これより発議第3号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げを行わないよう求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） それでは、説明をいたします。

発議第3号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げを行わないよう求める意見書（案）について説明をいたします。

我が国は、1970年代に高齢者の医療費無料化が実現するなど、社会保障制度の充実が進み、世界有数の長寿国と呼ばれるようになりました。

しかし、現在は、後期高齢者医療制度により、「特例軽減措置」も廃止されました。

一方、生活を支える公的年金は減り続け、さらに、医療費の自己負担の2倍化は医療機関の利用を大きく阻害します。

以上のことから、後期高齢者医療制度加入者の暮らしを守るため、医療費窓口負担の2割への引き上げを行わないよう、地方自治法第99条に基づき意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結します。

お諮りします。発議第3号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げを行わないよう求める意見書(案)は、これを提出することのご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申出について

○議長(大木義正君) 日程第8、これより閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長(大木義正君) 日程第9、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(大木義正君) これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において、議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力よろしく申し上げます。

これにて第411回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 2時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 31 年 3 月 14 日

議 長 大木 義正

署 名 議 員 栗崎 千代松

署 名 議 員 熊田 宏